

第2次千葉市学校教育推進計画

第5次千葉市生涯学習推進計画

※第2次千葉市学校教育推進計画部分のみ抜粋

千葉市／千葉市教育委員会

は じ め に

このたび、本市教育の基本指針となる、「第2次千葉市学校教育推進計画」及び「第5次千葉市生涯学習推進計画」を平成28年度から平成33年度までの6年間を計画期間として策定いたしました。

「第2次千葉市学校教育推進計画」は、本市学校教育の目指すべき子どもの姿を「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」とし、これを実現するための教育目標として「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」を掲げ、この目標の達成に向け、7つの施策展開の方向性と14の施策をまとめています。

この計画の推進にあたっては、学校・家庭・地域・行政の四者が、「子どもの成長と自立を支える」という共通の目的のもと、連携・協働して、より良い学校教育の実現を図ることとしています。

また、「第5次千葉市生涯学習推進計画」は、計画目標「市民が自ら学んだ成果を生かし、活力あるコミュニティを形成できる環境づくりを進める。～学びを通して地域がつながるまち 千葉市～」の実現に向け、3つの施策展開の方向性と7つの施策をまとめています。

この計画においては、市民の「学びはじめ」から「学習活動」を経て「学習成果の活用による地域づくり」が実現できる環境づくりを、様々な主体が相互に連携・協働して進めることとしています。

今後も、両計画に基づく教育施策を着実に実施していくことで、「人間尊重の教育」を基調とする本市の教育施策を、深化・充実させ、これまで以上に「千葉市で学んでよかったです」「千葉市で学ばせてよかったです」と思える教育を目指してまいります。

市民の皆様には、千葉市の教育に一層の御理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

おわりに、「第2次千葉市学校教育推進計画策定に係る意見交換会」や「生涯学習審議会」の委員をはじめ、各種意識調査や意見聴取など、両計画の策定にあたり貴重な御意見等を頂きました皆様に厚く御礼申し上げます。

平成28年3月

千葉市／千葉市教育委員会

目 次

◇ 序章 [1 ページ]

千葉市の教育行政について	3
(1) 第2次学校教育推進計画・第5次生涯学習推進計画について	3
(2) 第2次学校教育推進計画・第5次生涯学習推進計画の計画期間	6
(3) 第2次学校教育推進計画・第5次生涯学習推進計画の推進にあたって	6

◇第1章 第2次千葉市学校教育推進計画 [9 ページ]

総 論	11
1 第2次学校教育推進計画の策定にあたって	13
(1) 策定の基本方針	13
(2) 計画策定の背景	13
(3) 「目指すべき子どもの姿」と「教育目標」の継承	13
(4) 計画策定の6つの視点	14
2 第2次学校教育推進計画の基本的な考え方	15
(1) 計画の対象範囲と性格	15
(2) 計画の体系	15
(3) 第2次学校教育推進計画[概念図]	16
(4) 学校・家庭・地域・行政の役割	17
3 現状と課題	18
各 論	33
1 確かな学力を育てる	
1-1 主体的に学ぶ力の向上	36
1-2 未来へ飛躍する力の育成	39
2 豊かな人間性を育てる	
2-1 豊かな心の育成	42
2-2 社会的自立に向けた強い心の育成	44

3 健やかな体を育てる	
3-1 心身の健康の保持増進	48
3-2 体力の向上	50
4 子どもの学びを支える環境を整える	
4-1 安全・安心な教育環境の確保	52
4-2 魅力ある学校づくりの推進	54
5 信頼される教職員が子どもと向き合う環境を整える	
5-1 教職員の資質・指導力の向上	58
5-2 「チーム学校」の実現	60
6 多様な教育的支援の充実を図る	
6-1 特別支援教育の充実	64
6-2 いじめや不登校の未然防止と早期発見・解消	66
6-3 学習や社会生活が困難な子どもへの支援	68
7 地域社会全体で子どもの成長を支える	
7-1 地域とともにある学校づくりの推進	70
付属資料	73
1 参考資料	74
2 策定経過	96
3 用語解説	100

◆文中に「*」のある用語は、用語解説があります。

◇第2章 第5次千葉市生涯学習推進計画

省略

◇参考資料 教育基本法

序 章

千葉市の教育行政について

本市の教育施策は、「人間尊重の教育」を基調としており、学校教育については、平成21年（2009年）に学校教育推進計画を策定し、目指すべき子どもの姿である「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」の実現を図るために、教育目標「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」を定め、様々な施策に取り組んできました。同様に、生涯学習については、平成5年（1993年）に「生涯学習推進基本構想」を策定し、平成7年（1995年）から4次にわたり生涯学習推進計画を策定し、生涯学習社会の実現を図るため、様々な施策に取り組んできました。

一方、平成23年（2011年）6月に中長期的な市政運営の基本指針となる「千葉市新基本計画」が策定されるとともに、平成25年（2013年）6月には国において「第2期教育振興基本計画」が策定され、「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」及び「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」からなる4つの基本的方向性が示されました。

本市の教育行政の指針となる2つの次期計画を策定するにあたっては、国の計画を踏まえつつ、本市の新基本計画との整合性を考慮しながら、本市の現状に即した教育行政に取り組んでいく必要があります。

1 第2次学校教育推進計画・第5次生涯学習推進計画について

法的な位置付け

「第2次学校教育推進計画」及び「第5次生涯学習推進計画」は、教育基本法第17条第2項に基づく、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、策定するものです。

本市の計画行政における位置付け

本市の計画行政における個別部門計画として位置付け、本市の総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）と連携・整合を図ることとし、本計画に位置付ける個別事業の推進にあたっては、実施計画への位置付けや毎年度の予算編成において、実施時期及び事業量を定めます。

参考

本市の計画行政

総合計画

まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための基本構想及びこれを具体化するための基本計画・実施計画



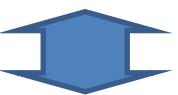
●市政運営の指針として、変化の激しい時代であっても変わることのない恒久的な都市づくりの基本理念・基本目標及び望ましい都市の姿を示しています。

[基本理念] 人間尊重・市民生活優先

[基本目標] 人とまち いきいきと幸せに輝く都市

●基本構想で定める基本目標等を実現するため、「まちづくりの方向性」や「実現すべきまちの個性」などを示す基本方針、今後の施策展開の方向性などを示すもので、市基本計画と区基本計画で構成しています。

●新基本計画に示すまちづくりの方向に進んでいくため、どのような事業に計画的に取り組んでいかなど、新たに開始する事業や、今までより拡充する事業を中心に具体的に示すものです。



連携

個別部門計画

市政の特定課題等に対応するため各部局が策定する方針・計画

第2次学校教育推進計画

平成28（2016）年度～平成33（2021）年度

第5次生涯学習推進計画

平成28（2016）年度～平成33（2021）年度

こどもプラン

平成27（2015）年度～平成31（2019）年度

他

千葉市新基本計画(H24～33)の施策体系

- 1 豊かな緑と水辺を活かした、自然とともに生きるまちへ
- 2 支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ

3 豊かな心が育ち、新たな価値が生まれるまちへ

3-1 未来を担う人材を育成する

3-2 生涯を通じた学びとスポーツ活動を支える

3-3 文化を守り、はぐくむ

3-4 多彩な交流・連携により新たな価値を創る

3-5 市民の力をまちづくりの力へ

4 ひと・モノ・情報がつながる、生活基盤の充実した安全で快適なまちへ

5 ひとが集い働く、魅力と活力にあふれるまちへ

3-1 未来を担う人材を育成する

3-1-1 学校教育の振興

3-1-2 地域の教育力の向上

(3-1-3 こどもの参画の推進)

3-2 生涯を通じた学び(とスポーツ活動)を支える

3-2-1 生涯学習の推進

(3-2-2 スポーツ・レクリエーション活動の推進)

本市の教育行政における役割について

学校教育、社会教育、家庭教育という3つの教育分野のうち、本市では「第2次学校教育推進計画」は主に学校教育を、「第5次生涯学習推進計画」は主に社会教育を担う計画とします。

また、「こどもプラン」は、子どもと子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援等を総合的に推進する計画であり、教育の分野においては、主に家庭教育への支援を担っています。

これらの計画は、相互に補完しあい、連携して教育行政を推進していきます。

【学校教育、社会教育、家庭教育：教育基本法参照（P162掲載）】

「千葉市の教育に関する大綱」について

平成27年（2015年）4月1日に「地方行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革が行われました。

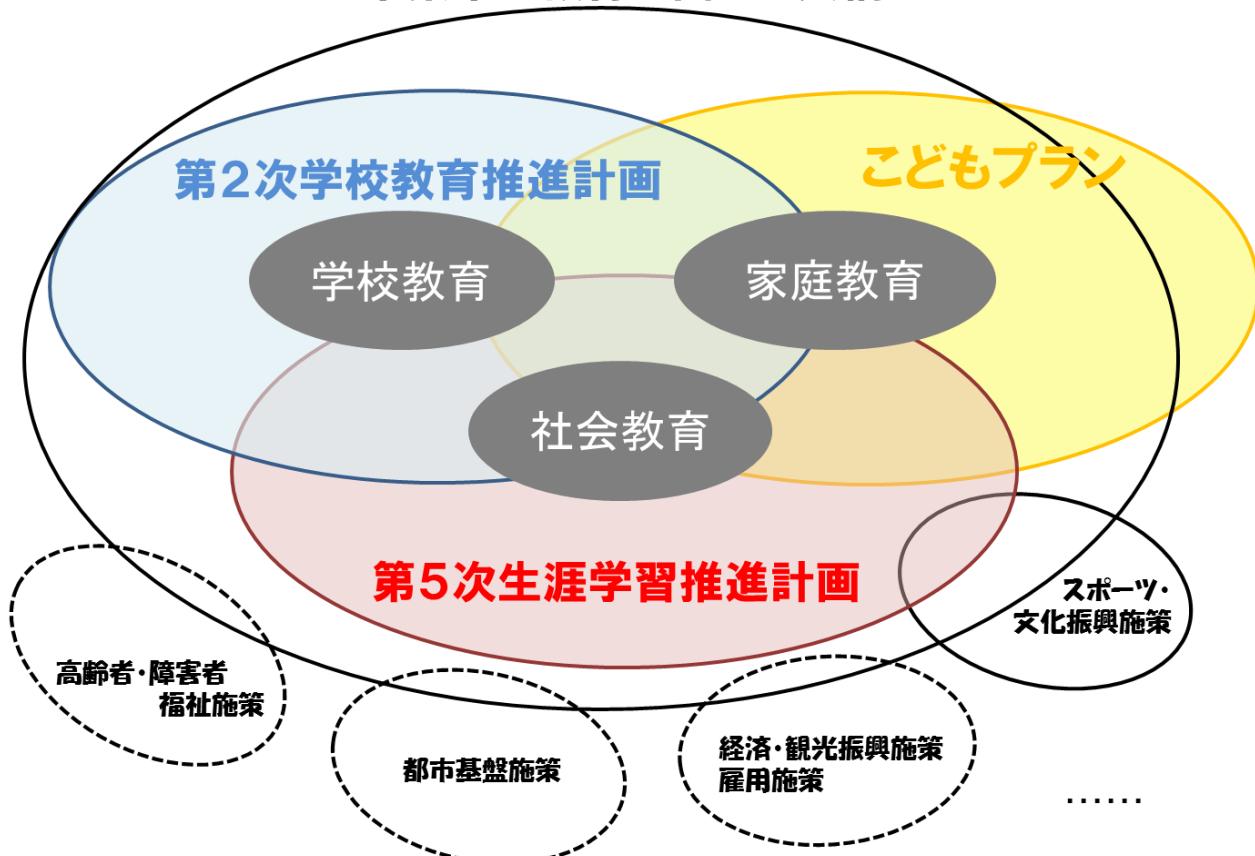
その上で、地方公共団体の長は、総合教育会議の設置とともに、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参照し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることとなりました。

本市の「第2次学校教育推進計画」及び「第5次生涯学習推進計画」は、「こどもプラン」などの計画とともに、「千葉市の教育に関する大綱」と調和した計画となっています。

参考

概念図

千葉市の教育に関する大綱



2 第2次学校教育推進計画・第5次生涯学習推進計画の計画期間

両計画が中・長期的な視点に立った施策を明示するものであること、また、国の「教育振興基本計画」(平成25年度〔2013年度〕～29年度〔2017年度〕)の計画期間が5年間であることを踏まえつつ、「千葉市新基本計画」(平成24年度〔2012年度〕～33年度〔2021年度〕)との整合を図るため、最終年度と同じ平成33年度(2021年度)とする6年間とします。

計画	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
(国) 教 育 振 興 基 本 計 画								
	第2期計画(H25～H29)							
新 基 本 計 画								
	新基本計画(H24～H33)							
学 校 教 育 推 進 計 画	第1次							
	第2次計画(H28～H33)							
生 涯 学 習 推 進 計 画	第4次							
	第5次計画(H28～H33)							

3 第2次学校教育推進計画・第5次生涯学習推進計画の推進にあたって

P D C Aサイクルに基づく計画の進行管理

計画(Plan)に基づく、実施(Do)と確認・評価(Check)、さらには改善行動(Act)へと続くマネジメントを、適切に行います。

両計画の評価にあたっては、成果指標の達成状況により評価することとし、計画策定時の「平成27年度末現状」に対し、「平成30年度末中間目標」と「平成33年度末最終目標」を明示します。その上で、各年度の決算時に計画の進行管理を行い、公表するとともに、計画期間の中間年度及び終了後に、3年間・6年間の確認・評価を行います。

中間年度におけるアクションプランの見直し

両計画の期間が6年間であることから、変化への対応と実行力のある計画とするため、アクションプランについては、中間年度(平成31年度)での見直しを行うこととします。計画策定より3年間の評価と検証を踏まえ、アクションプランを再構築します。

第1章

第2次千葉市学校教育推進計画

総 論

目 次

1	第2次学校教育推進計画の策定にあたって	13
2	第2次学校教育推進計画の基本的な考え方	15
3	現状と課題	18

1 第2次学校教育推進計画の策定にあたって

1 策定の基本方針

「第2次学校教育推進計画」の策定にあたっては、「第1次学校教育推進計画」の進捗状況や課題を検証し、子どもを取り巻く状況の変化に的確に対応した計画づくりを行うとともに、

「第2期教育振興基本計画*」等を踏まえつつ「千葉市新基本計画」や「実施計画」との整合性も考慮しながら、学校・家庭・地域・行政の四者が共有・協働することのできる計画とします。

2 計画策定の背景

子どもを取り巻く社会状況の変化

少子超高齢化やグローバル化*の進行、ＩＣＴ*の発展に伴う様々な情報の氾濫、厳しさを増す経済環境や社会のつながりの希薄化など、子どもを取り巻く社会状況は大きく変化しています。

また、東日本大震災や様々な自然災害からの教訓を踏まえ、防災・安全対策が急務となっているとともに、人々や地域間に存在する絆やコミュニティの大切さが再認識されています。

本市学校教育の取組みと課題

「わかる授業・楽しい教室・夢広がる学校づくり」の充実に向けて、これまで様々な教育施策を展開し、多くの成果をあげてきています。その一方で、確かな学力*の定着や規範意識の向上、地域の教育力を一層活かした教育活動の展開など、今後も力を入れて取り組むべき課題は多く存在しています。

3 「目指すべき子どもの姿」と「教育目標」の継承

「第1次学校教育推進計画」(計画期間：平成21年度〔2009年度〕～平成27年度〔2015年度〕)が、概ね10年先を見据えた子どもの姿を捉えた、千葉市学校教育の目指すべき教育目標・施策の方向性を定めた指針であったこと及び、公教育の安定性・継続性を踏まえ、第2次学校教育推進計画の根幹である「目指すべき子どもの姿」と「教育目標」については、本計画においても継承することとします。

目指すべき子どもの姿

夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども

教育目標

自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ

4 計画策定の6つの視点

「策定の基本方針」、「目指すべき子どもの姿」と「教育目標」に基づき、次の6つの視点から計画を策定することとしました。

社会を生き抜く力をはぐくむ

多様で変化の激しい社会において、個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力が求められる中で、子ども一人ひとりに、確かな学力*、豊かな心、健やかな体といった「生きる力*」を確実に育成することを目指します。

特に、東日本大震災のように非日常的、想定外の事象や様々な困難に直面しても諦めることなく、自ら考え、臨機応変に行動する力やコミュニケーション能力を育成することを目指します。

また、学校内外における多様な体験活動や地域との関わりを通じて、規範意識・公共の精神に基づき主体的に社会・地域の形成に参画する資質・態度を育成することを目指します。

未来へ飛躍する力をはぐくむ

グローバル化*が進行する変化の激しい社会において、新たな社会的・経済的価値を創出することが必要とされています。そこで、子どもがチャレンジし、未来に飛躍することができる確かな力をはぐくむために、一人ひとりの多様な個性・能力を最大限に伸ばすことを目指します。

学びの保証

教職員が子どもに向き合える環境づくりを進めるとともに、様々な教育的支援の充実を図ることにより、多様なニーズに応じた学習機会の確保と教育成果の保証を目指します。

学校・家庭・地域・行政の連携・協働

市全域において、四者が連携・協働する体制が構築されることを基本とし、社会・地域全体で子どもの学びを支援する取組みや地域とともにある学校づくりを進めます。そして、学びを契機とした四者の連携・協働の深まりにより、絆づくりと活力あるコミュニティの形成を目指します。

深化と充実

「人間尊重の教育」を基調とする本市の長年にわたる取組みは、これまでにも多くの成果をあげていることから、これを深化・充実させることにより、「千葉市で学んでよかった」「千葉市で学ばせてよかった」と思える教育を目指します。

新しい時代への対応

平成29年（2017年）4月実施予定の県費負担教職員の給与負担等に関する事務移譲の機会を捉え、学級編制基準*や教職員定数*を定めるとともに、学校の実情に応じた教職員の配置などにより、本市の独自性や先進性を示すことをを目指します。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、自らの歴史・文化を理解し、異文化への理解を深める教育に取り組むとともに、スポーツの魅力を通して、体力の向上と夢や希望をはぐくむ教育につなげるなど、子どもを取り巻く様々な社会状況や時代の変化への的確に対応した教育を目指します。

2 第2次学校教育推進計画の基本的な考え方

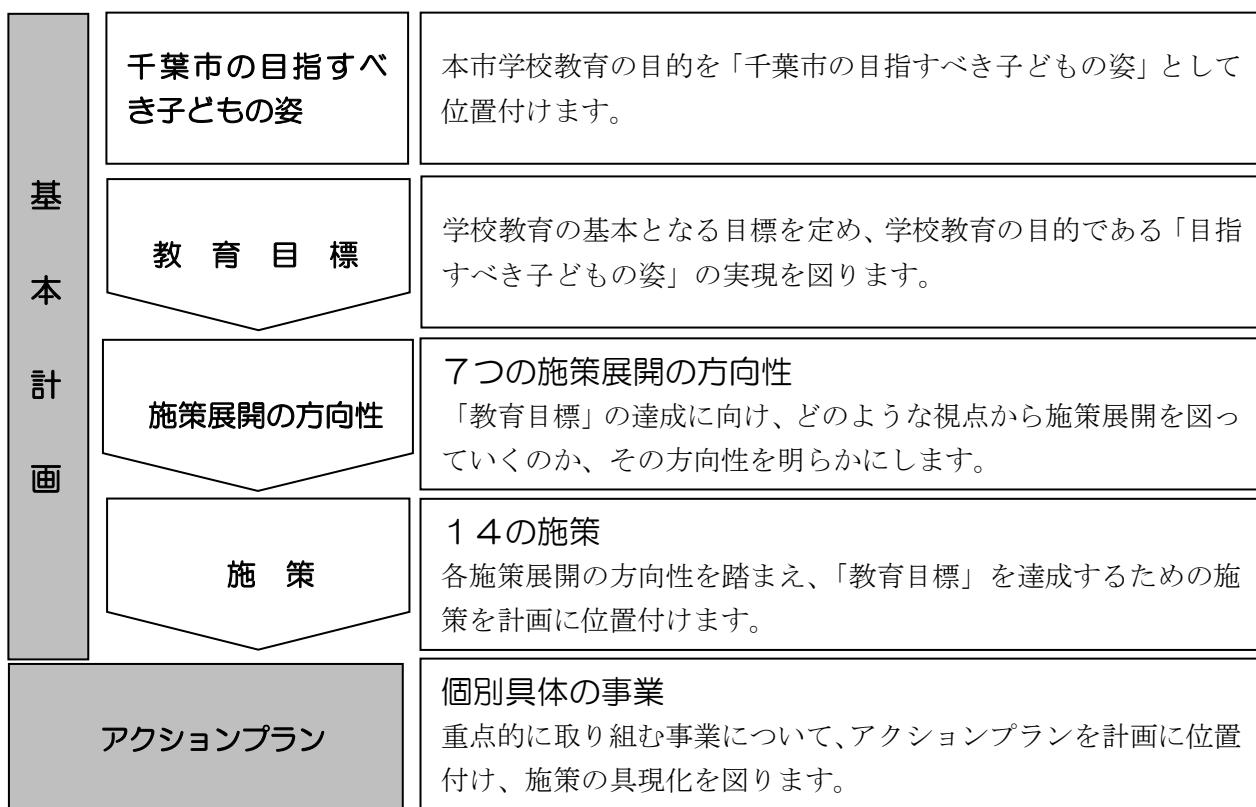
1 計画の対象範囲と性格

小・中学校、高等学校及び特別支援学校*における学校教育と、それに関連する重要施策を対象範囲とします。

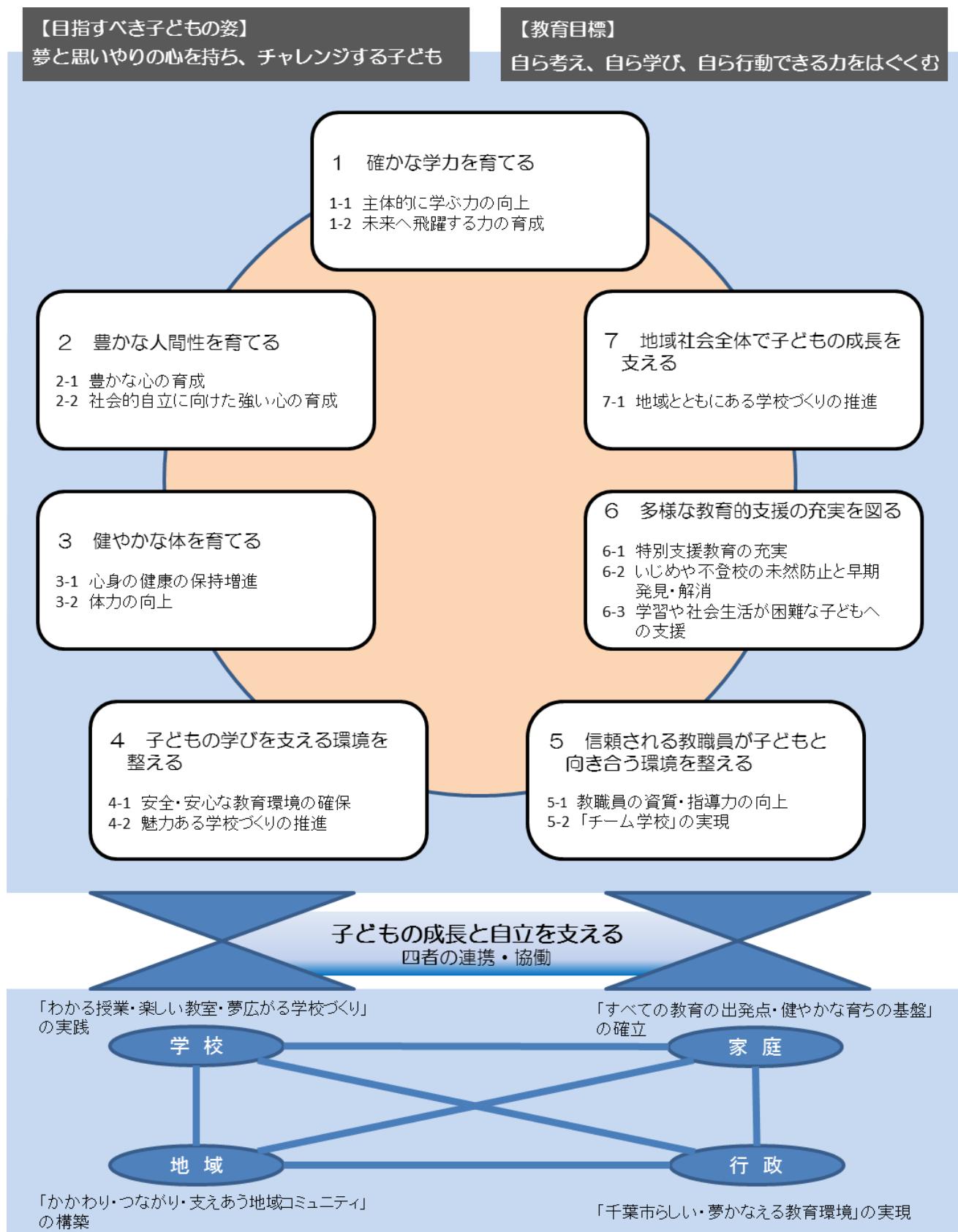
また、計画の性格については、本市学校教育の「目指すべき子どもの姿」及び「教育目標」のもと、7つの施策展開の方向性と14の施策を示した「基本計画」と、それを実現するための手段として、個別具体的な事業を示した「アクションプラン」の2つの要素を持った計画とします。

2 計画の体系

「目指すべき子どもの姿」の実現に向け、「教育目標」を定め、施策を体系的に位置付けます。



3 第2次学校教育推進計画 [概念図]



目指すべき子どもの姿 夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども

千葉市の目指すべき子どもの姿として、将来に夢や希望を持ち、人との豊かな関わりの中でたくましく成長していくことのできる子ども、そして、目標の実現に向け、ねばり強く取り組むことのできる子どもを育てていくことを目指します。

教育目標 自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ

学校教育の基本となる目標として「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」を位置付け、学習指導要領*の基本理念である「生きる力*」の育成を目指します。

4 学校・家庭・地域・行政の役割

学校・家庭・地域・行政は、子どもの成長と自立を支えることを目的として、それぞれの役割と機能を再認識し、責任を持って子どもの教育にあたるとともに、互いに補完しあいながら、参画と連携による、より良い学校教育の実現に向けた活動を進めます。

学校の役割

「わかる授業・楽しい教室・夢広がる学校づくり」の実践

学校は、「わかる授業・楽しい教室・夢広がる学校づくり」のさらなる充実により、確かな学力*、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成することを通じて、「生きる力」を確実にはぐくむとともに、子どもを取り巻く社会状況の変化や多様な教育課題に対して、一人ひとりの実情に応じた指導・支援を行います。

なお、教育活動の様々な場面において、家庭や地域の参加・協働の取組みを進め、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

家庭の役割

「すべての教育の出発点・健やかな育ちの基盤」の確立

家庭は、教育の原点として、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担っています。子どもの教育に第一義的責任を有している保護者は、良好な家庭環境を実現するとともに、学校や地域と協調しながら、学校教育に参加・協働していきます。

地域の役割

「かかわり・つながり・支えあう地域コミュニティ」の構築

地域は、子どもの成長を支える重要な主体の1つとして、子どもを見守り、励まし、その成長を支える様々な取組みの実践により、地域社会全体で教育力の向上を図ります。

また、子どもを支える活動や学校教育への参加・協働を進め、さらなるコミュニティの活性化を図り、多様な人が集まる地域コミュニティを子どもの成長と自立の場としていきます。

行政の役割

「千葉市らしい・夢かなえる教育環境」の実現

行政は、子どもの学びの充実に向け、質の高い教育環境づくりにおいて主導的な役割を果たしていく責務を担っており、その実現に向けて、本計画をはじめとする諸施策を着実に実施するとともに、四者の参画と連携に向けて、適切な支援やコーディネイトを進めます。

3 現状と課題

「第1次学校教育推進計画」をもとに、計画の進捗状況や子どもを取り巻く社会状況などを踏まえ、本市の学校教育における現状と課題を整理しました。

I わかる授業を推進し、自ら学ぶ力を身に付けさせる

確かな学力をはぐくむ

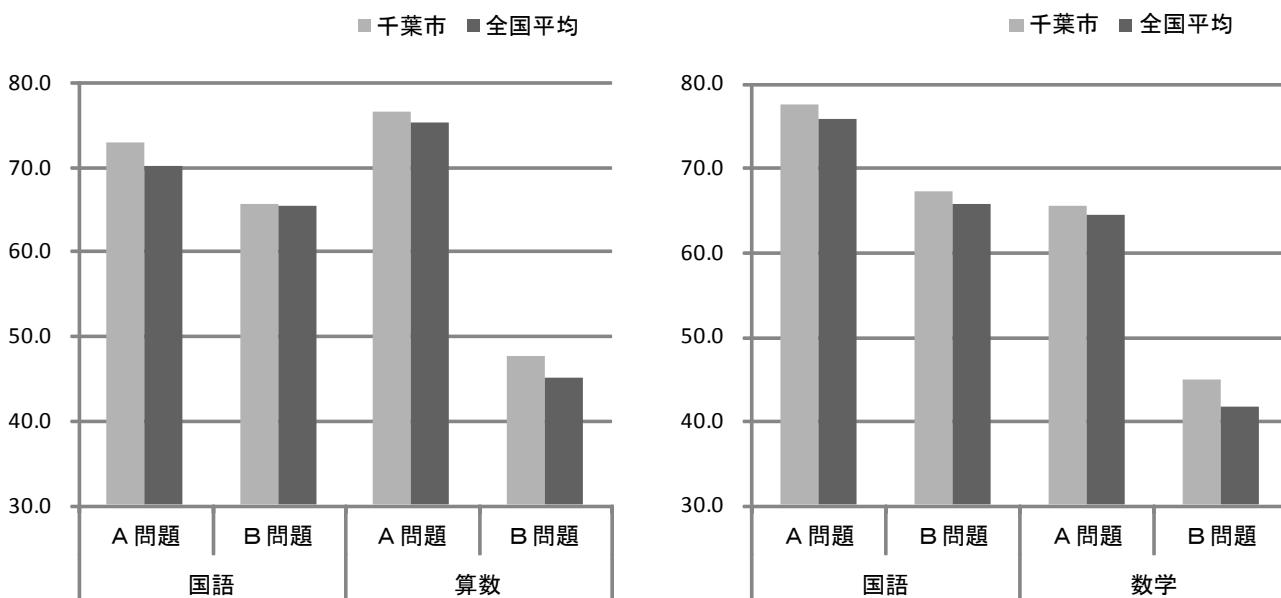
全国学力・学習状況調査*の結果において、小・中学生ともに国語A Bと算数・数学A Bの全科目で全国平均を上回っています。また、千葉市学力状況調査*の結果でも、大部分の科目で千葉県平均を上回り、概ね良好な結果となっています。[図表1、参考資料2-2-(1):P75、3-2-(1):P80]

これらは、長年にわたり「わかる授業」を目標に取り組んできたことに加え、学校図書館指導員*の配置及び朝読書の実施などによる国語力の向上、少人数指導教員*・学力向上サポート*の配置によるきめ細やかな指導の成果が表れているものと考えられます。

しかし、千葉市学力状況調査の結果を教科や学年別に見ると、小学生の理科や社会については、僅かに千葉県平均を下回っている状況があります。[参考資料3-2-(1):P80]

これらの現状を踏まえ、それぞれの課題を明確にし、指導方法の工夫・改善、ICT*の活用、少人数指導など学習形態の工夫等を通して、「わかる授業」の充実を図り、確かな学力*の習得につなげていくとともに、学力の習得状況に成果が表れている国語や英語に関する取組みをより充実させ、本市の子どもの強みをより高めることが必要です。

図表1 全国学力・学習状況調査の結果



小学 6年生	国語		算数	
	A問題	B問題	A問題	B問題
千葉市	72.8	65.6	76.4	47.5
全国平均	70.0	65.4	75.2	45.0
比較	+2.8	+0.2	+1.2	+2.5

* A問題=主として知識、B問題=主として活用

中学 3年生	国語		数学	
	A問題	B問題	A問題	B問題
千葉市	77.6	67.2	65.5	44.9
全国平均	75.8	65.8	64.4	41.6
比較	+1.8	+1.4	+1.1	+3.3

学ぶ意識・意欲を高める

全国学力・学習状況調査*や千葉市学力状況調査*では、「学校の勉強が好きだ」「(各教科の) 学習がわかる」との質問に対し、肯定的に答えた児童生徒は、各学年ともに増加傾向にあります。また、学習意欲に対する調査の結果からは、小・中学生ともにより積極的に授業に臨み、粘り強く問題に取り組む児童生徒が着実に増加していることがわかります。

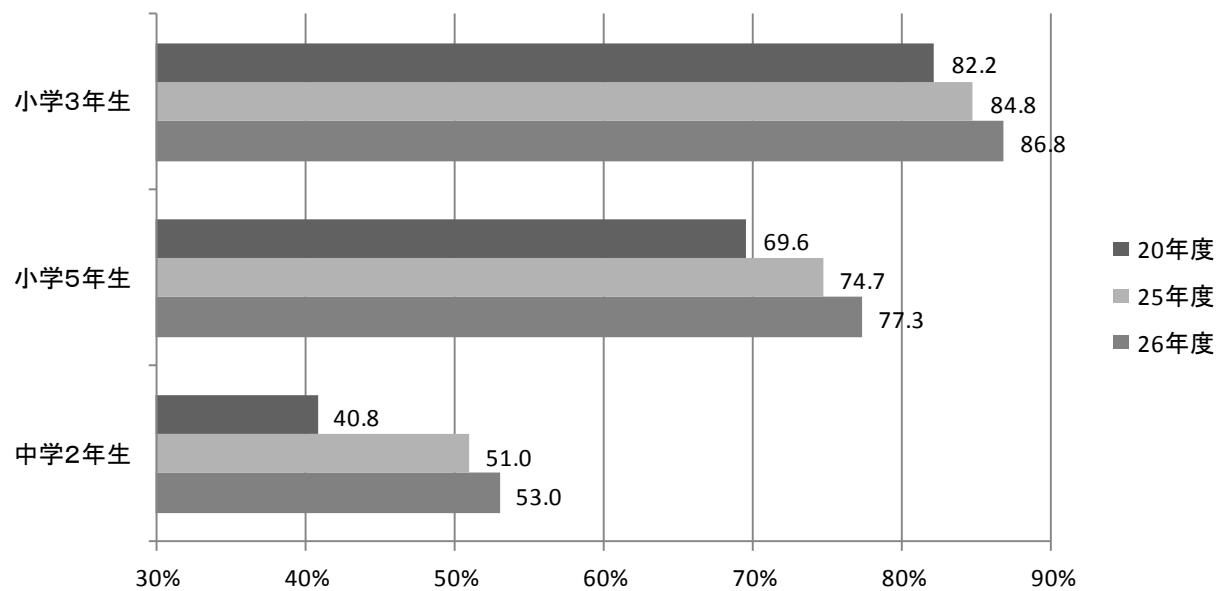
[図表2、参考資料3-3-(1)(2)(3)(4): P81・82]

これは、各教科等において発表や対話などの「言語活動*」の充実に取り組んだことや、校内LANを基盤とした電子黒板・大型デジタルテレビ等のICT*を活用した授業の成果と考えられます。

一方で、学年が進み学習内容が難しくなるに従い、肯定的な回答が減少する傾向があります。学習指導要領*への対応で学習内容が増加したことなどにより、勉強に難しさを感じている中学生に対する指導方法の工夫・改善を進め、理解度を高めるとともに、学びに対する意識・意欲を向上させる取組みがより一層必要です。

また、学校の授業以外での勉強時間について、多くの時間勉強する小・中学生の割合が全国平均より多い一方で、「全くしない」と回答した割合も全国平均より多いという結果が出ており、二極化が見られることから、学習習慣が身に付いていない子どもへの支援も課題となっています。[参考資料2-3-(8)(9): P78]

図表2 学校の勉強が好きだと思う児童生徒の割合



<平成26年度 千葉市学力状況調査>

Ⅱ 社会性を備えた豊かな心をはぐくむ

豊かな心をはぐくむ

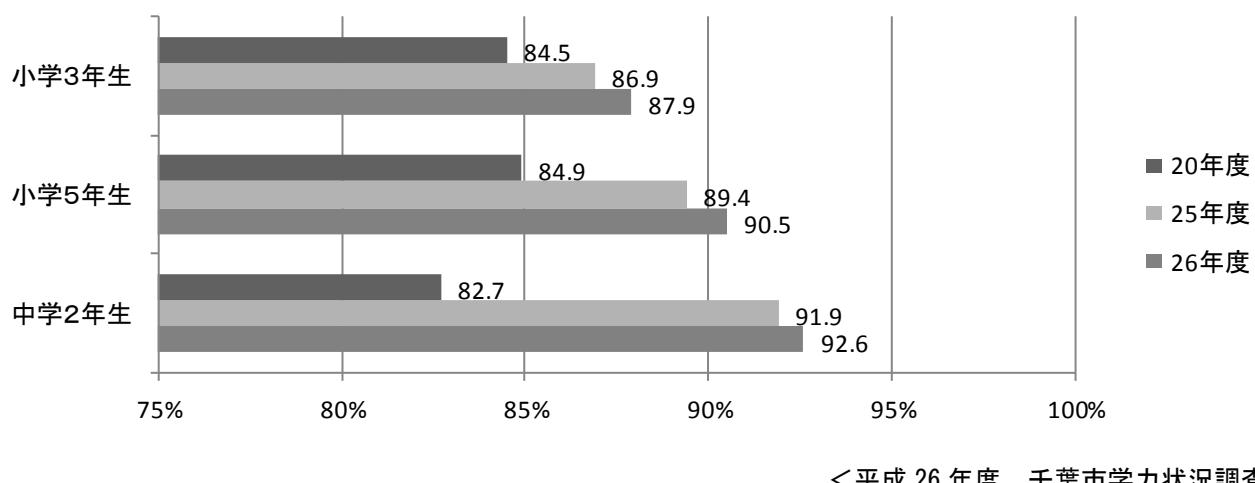
千葉市学力状況調査*によると「係活動など責任を持って行っている」と回答する児童生徒の割合は小・中学生ともに約9割と高く、農山村留学や自然教室などの体系化され充実した体験活動を通して、责任感や思いやりの心がはぐくまれていることが見受けられます。[図表3]

その一方で、全国学力・学習状況調査*では、「学校の規則を守る」「いじめは、どんな理由があってもいけない」といった設問に対して、否定的な回答をする子どもが、ごく少数ながら見られます。[参考資料 2-3-(10)(11): P79]

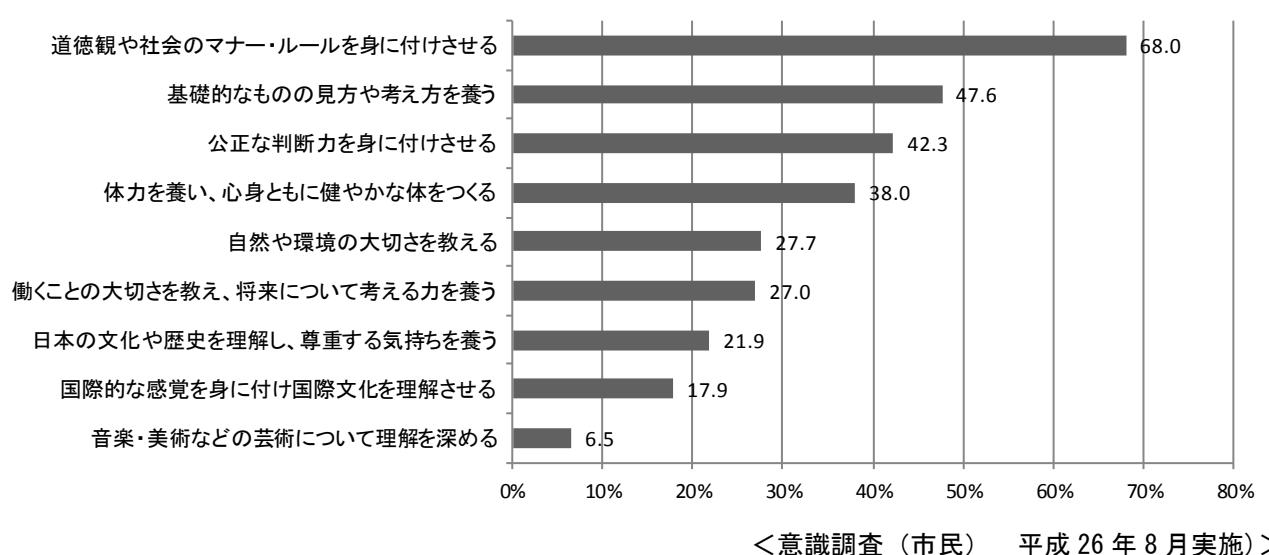
また、教員を対象とした学校教育に関する意識調査では、最近の子どもの印象について、「気持ちをコントロールできる」「気持ちを相手にうまく伝えられる」「人間関係を築くのが上手」といった設問に対して、否定的な回答が肯定的な回答を上回っています。さらに、市民が学校に期待する取組みとして「道徳観や規範意識」を求める割合が最も高くなっています。[参考資料 6-2-(2): P87、図表4]

これらの現状を踏まえて、道徳教育や人権教育の充実をはじめ、読書活動*の一層の推進や学校内外での多様な体験活動を通じて、社会性や規範意識、他者への思いやりなど、子どもの豊かな心をはぐくんでいくことが必要です。

図表3 係活動など責任を持って行う児童生徒の割合



図表4 市民が学校に期待する取組み



いじめ等問題行動への対応

平成25年（2013年）9月のいじめ防止対策推進法の施行に伴い、各学校での「学校いじめ防止基本方針」の策定などに取り組み、いじめの解消に一定の効果をあげています。しかし、いじめの解消率は全国平均と比較して伸び悩んでおり、一層の取組みの充実が求められています。[図表5] 最近は、携帯電話やスマートフォンが小・中学生にも急速に普及しており、ソーシャルメディア*を利用したいじめが急増しています。これらは、大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育*を進めるとともに、保護者の理解と協力をもとに対応することが必要です。

また、不登校児童生徒*に関する対策や支援について、これまでにスクールカウンセラー*の配置や適応指導教室*の設置運営などを進めた結果、不登校の児童生徒の割合は、中学生については全国平均と比較して良好であるものの、小学生は全国平均よりも高い割合であり、不登校の低年齢化が課題となっています。[図表6]

このような現状を詳しく分析し、確かな知識と対応する能力を身に付けるための教職員研修等の拡充や学校内の相談体制の充実を図るとともに、家庭や学校、関係機関が、より緊密に連携をし、早期発見・早期解消に向けて、取り組むことが必要です。

図表5 いじめの解消率

単位：%

		平成24年	平成25年	平成26年
小学校	千葉市	85.1	83.3	82.2
	全国(公立)	90.9	90.2	89.9
中学校	千葉市	87.1	70.1	80.3
	全国(公立)	86.7	84.5	86.4

<文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査>

図表6 全児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合

単位：%

		平成24年	平成25年	平成26年
小学生	千葉市	0.34	0.47	0.46
	全国(公立)	0.31	0.36	0.39
中学生	千葉市	2.49	2.28	2.38
	全国(公立)	2.56	2.69	2.76

<文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査>

III 体力を高め、健康な体をはぐくむ

健やかな体の育成

本市の子どもの体位測定の結果は、小・中学校段階から身長は全国平均を概ね上回っていますが、体重は下回っており、この傾向は中学校でより顕著になっています。[参考資料4:P83]

また、朝食を食べている子どもの割合として、小学校で91.7%、中学校で86.8%の子どもが、「朝食を毎日食べている」と答えています。しかしながら、小学校に比べて中学校は、その割合が減少傾向にあります。今後も、朝食の必要性を食育*の中で子どもに指導するとともに、食事内容や摂取量などを含めた食事のあり方について、保護者へ啓発していくことが必要です。[図表7]

本市の学校教育における大きな魅力の1つとして、小・中学校で学校給食を100%実施していることが挙げられます。特に、中学校では未実施の政令市も多い中、育ち盛りの子どもにとってバランスの良い栄養摂取が可能となっています。さらに、小学校は全校で自校給食を実施するとともに、全校に配置された栄養教諭・学校栄養職員が、子どもに最も近いところで日々の様子を見ながら献立を考え、また、食物アレルギーのある子どもへきめ細やかに対応するなど、食育のスペシャリストとして活躍しています。保護者からの意見聴取でも、子どもが「給食がおいしい」「苦手なものも食べられるようになった」といった声が多く聞かれました。今後も、旬の食材や地元の食材を活用するなど、工夫した献立開発に努めるとともに、子どもが日常生活における食事に対する正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付けられるよう、食育に関する取組みを継続・充実させが必要です。[図表8]

このような状況を踏まえて、生涯にわたって健康で活力ある生活を送るための基礎を培うよう、家庭と連携して規則正しい生活習慣の定着と健全な食生活の実現に引き続き取り組むことが必要です。

図表7 朝食を必ず食べる児童生徒の割合

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
小学生	91.9%	91.8%	91.8%	91.4%	91.7%
中学生	84.8%	87.4%	87.7%	87.5%	86.8%

<千葉市教育委員会保健体育課調べ>

図表8 学校給食実施率

		千葉市	県	全国
小学校	給食実施率	100%	100%	99.2%
	内)自校給食実施率	100%	49.2%	48.3%
中学校	給食実施率	100%	100%	85.4%

<文部科学省：平成24年度 学校給食実施状況調査>

体力の向上

体力・運動能力調査*の結果から見ると体力・運動能力の面でも概ね全国平均を上回っています。しかし、握力、反復横跳び、シャトルラン、ボール投げについては、ここ数年各学年の共通の課題となっています。このような中、ボール投げについては、近年全国平均を下回る傾向であったことから各学校で重点種目として取り組んだ結果、改善傾向にあります。今後も、学校における子どもの体力向上に関する検証の際には、運動習慣等を含む実態把握を行い、体力の向上を一層推進することが必要です。[図表9]

また、各種調査結果では体格・体力ともに良好な結果を得ているにもかかわらず、市民や教職員を対象とした学校教育に関する意識調査では、最近の子どもの印象として「体力がない」と感じているという意見が多数を占めており、学校体育の充実はもとより、学校や地域における子どものスポーツや遊びなどの機会の拡充を図る取組みが必要です。[参考資料6-1-(1) : P85、6-2-(1)(2) : P86・87]

さらには、中学生の体力を高める場として有効な運動部活動において、生徒数の減少や専門的な指導ができる教職員の不足などから、一部の学校では十分な活動ができない現状もあり、保護者からの意見聴取では、部活動の活性化や種目の充実などの要望も挙げられています。

図表9 体力・運動能力調査の結果

小学1～3年生			小学校4～6年生			中学1～3年生											
学年	性別	握力	こ上 し体 お	前長 屈座 体	と反 び復 横	学年	性別	握力	こ上 し体 お	前長 屈座 体	と反 び復 横	学年	性別	握力	こ上 し体 お	前長 屈座 体	と反 び復 横
1年	男子	●	○	○	○	4年	男子	○	○	○	○	1年	男子	●	●	○	●
	女子	○	○	○	○		女子	○	○	○	○		女子	●	○	○	○
2年	男子	○	○	○	○	5年	男子	○	○	○	○	2年	男子	●	○	○	△
	女子	○	○	○	○		女子	○	○	○	○		女子	●	○	○	○
3年	男子	○	○	○	○	6年	男子	○	○	○	○	3年	男子	●	○	○	○
	女子	○	○	○	○		女子	○	○	○	○		女子	○	○	○	○
学年	性別	ルシ ラヤ ント	50 m 走	と立 びち 幅	投ボソ げー フルト	学年	性別	ルシ ラヤ ント	50 m 走	と立 びち 幅	投ボソ げー フルト	学年	性別	ルシ ラヤ ント	50 m 走	と立 びち 幅	投ボソ げー フルト
	男子	○	○	○	○		男子	○	○	○	○		男子	●	△	●	○
1年	女子	○	○	○	○	4年	女子	●	○	○	○	1年	女子	●	○	○	○
	男子	○	○	○	○		男子	○	○	○	○		女子	●	○	○	○
2年	女子	○	○	○	○	5年	男子	○	○	○	○	2年	男子	●	○	○	○
	男子	○	○	○	○		女子	○	○	○	○		女子	○	○	○	○
3年	男子	○	○	○	○	6年	男子	○	○	○	●	3年	男子	●	○	●	○
	女子	●	○	○	○		女子	○	○	○	○		女子	●	○	○	○

全国平均との比較 ○:優れる、△:同じ、●:劣る

IV 家庭の教育力を高め、地域の教育力を活かす

家庭・地域の意識を高める

本市では、学校セーフティウォッチャー*が26,855人登録されており、地域ぐるみで子どもの安全を見守る意識が根付いています。[図表10]

また、全国学力・学習状況調査*の結果では、「家の人が学校の行事によく来る」と答えた割合は、小・中学生ともに全国平均を上回っており、保護者が学校行事へ積極的に参加している実態が見受けられます。一方で、子どもの「地域の行事への参加」については、全国の平均より低い状況です。[図表11・12]

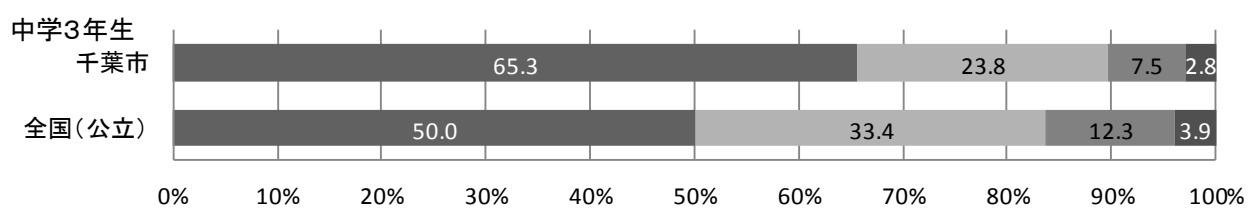
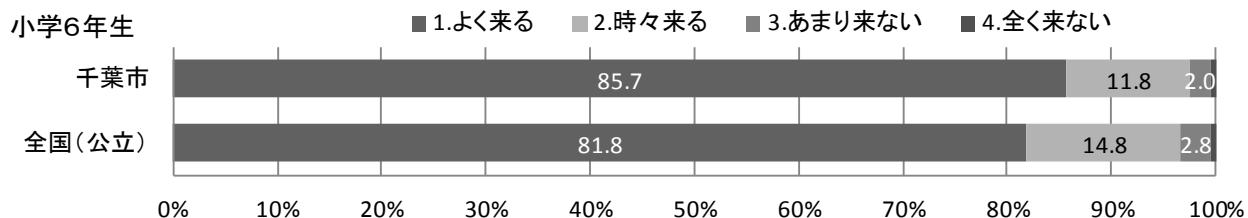
保護者の学校教育に対する関心の高い土壤を活かし、今まで以上に家庭・地域・学校・行政が連携した取組みを進めることにより、地域で家庭教育を支援する絆づくりとコミュニティの形成に資することが必要です。

図表10 学校セーフティウォッチャーの登録数

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 (27年度)
16,000	18,500	20,600	23,100	23,734	25,271	26,855	25,200

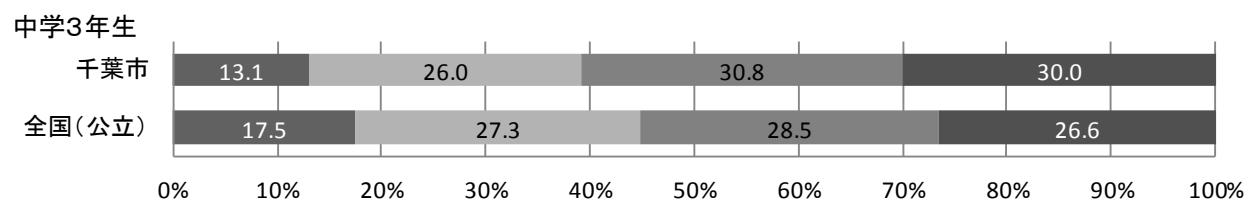
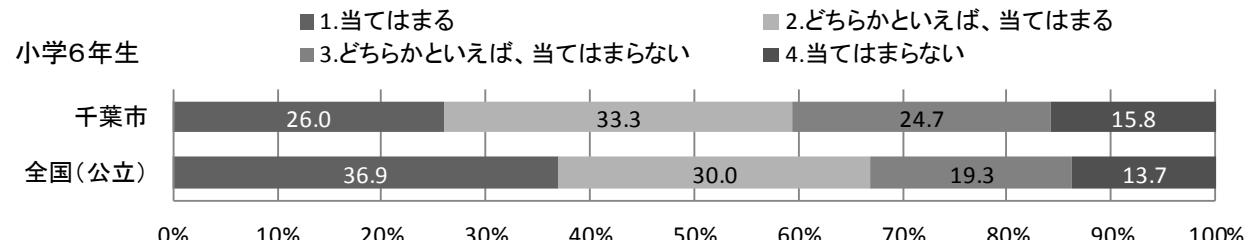
<平成26年度 第1次学校教育推進計画の進捗状況>

図表11 家の人（兄弟姉妹を除く）は、授業参観や運動会などの学校の行事に来ますか



<平成27年度 全国学力・学習状況調査>

図表12 今住んでいる地域の行事に参加していますか



<平成27年度 全国学力・学習状況調査>

家庭・地域の教育力を活かす

学校教育に関する意識調査では、家庭の役割について「規律ある生活や基本的な生活習慣、忍耐力をはぐくむ場」であるとしながらも、学校に「ルールやマナーを身に付けさせる」取組みを期待する割合も高くなっています。[図表13・14、参考資料6-2-(6):P89]

さらに、保護者や市民からの意見聴取では、大人のモラルの低下・認識不足を指摘する声も多く聞かれました。

核家族化の進展や人口の流動化により、祖父母から子や孫へ、社会規範や伝統文化を継承することが困難になっており、特に都市部の子どもは、超高齢社会*の中にあっても、身近に高齢者と触れ合う機会が乏しくなっています。

都市化や家族形態の変容などから、家庭での社会性を養う機能が低下しているだけでなく、人々の価値観やライフスタイルの多様化などを背景に、地域社会とのつながりの希薄化も進んでおり、地域で子どもの社会性を養う機会も減少しています。さらには、全国各地で子どもが巻き込まれる様々な事件が発生している中、地域で子どもが安心して遊んだり生活したりできる場や様々な実体験をする場が減少しており、このことも社会性を身に付ける機会の減少につながっています。

このような状況において、地域に多く存在する様々な知識や豊富な経験を持つ元気な高齢者をはじめとして、多様な主体や世代が関わりあって地域・社会全体で子どもを育てる力を高めることが必要です。

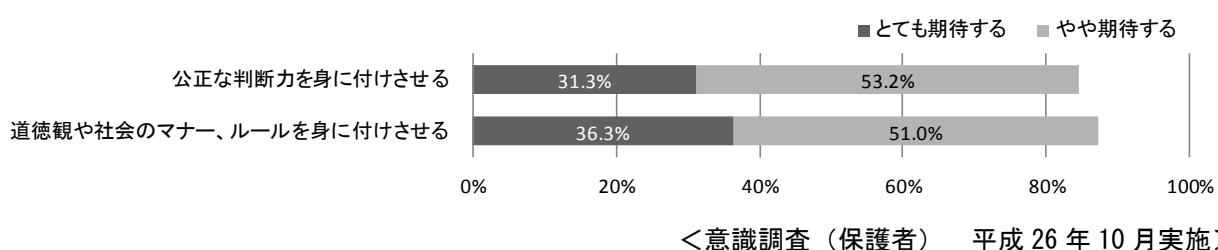
図表13 家庭・学校・地域の役割について

[設問] 子どもに身に付けさせたりはぐくんだりするのは、主にどこの役割だと思うか。

設問	回答者	家庭の役割		学校の役割		地域の役割		無回答	
		H26	H19	H26	H19	H26	H19	H26	H19
規律ある生活や基本的な生活習慣	保護者	95.9%	94.7%	2.8%	2.6%	0.1%	0.2%	1.2%	2.5%
	教員	94.0%	94.2%	4.6%	3.8%	0.3%	0.3%	1.1%	1.7%
我慢する気持ちを持つこと	保護者	83.8%	89.5%	14.0%	7.5%	0.7%	0.2%	1.5%	2.7%
	教員	73.4%	85.0%	24.7%	13.3%	0.8%	0.0%	1.1%	1.7%
読み、書き、計算など日常生活に必要な基礎的・基本的な知識や技能	保護者	13.4%	11.1%	84.5%	86.5%	0.6%	0.1%	1.5%	2.4%
	教員	6.5%	2.6%	92.7%	95.4%	0.3%	0.0%	0.5%	2.0%
生涯にわたって自分で学んでいくための学び方や学ぶ意欲	保護者	25.7%	26.1%	69.5%	67.7%	3.5%	3.1%	1.3%	3.0%
	教員	12.0%	9.8%	77.4%	74.3%	10.1%	13.0%	0.5%	2.9%
人と仲良く付き合えるなど、社会生活を営む上で必要な態度や能力	保護者	31.3%	35.0%	55.4%	49.2%	12.2%	12.5%	1.1%	3.3%
	教員	17.1%	26.6%	63.3%	53.2%	19.0%	17.3%	0.5%	2.9%
物事の善悪を判断する力を持ち、社会のルールを守ること	保護者	71.6%	77.9%	12.9%	7.5%	14.2%	11.4%	1.3%	3.2%
	教員	57.9%	64.5%	23.1%	14.7%	17.9%	18.5%	1.1%	2.3%

<意識調査（保護者・教職員） 平成26年10月実施>

図表14 保護者が学校に期待する取組み



V 子どもの学びを支える教育環境を整える

教育環境の充実

学校施設の耐震化については、最優先課題として取り組んできた結果、平成27年度（2015年度）までに完了しました。その一方で、学校施設の老朽化対策が新たな課題となっています。本市の学校施設は、昭和40年代から50年代にかけての児童生徒数の急増時に建設されたものが多く、全体の約80%が建設後30年を経過した現在、多くの施設で建物の内外装や設備配管機器などの老朽化が進んでいます。特に、施設の耐久性や安全性につながる建物の外壁や屋上防水、また、洋便器化が遅れ衛生環境の劣化が生じているトイレの改修などが求められています。このような状況から児童生徒が安全かつ良好な教育環境で学ぶことができるよう、施設・設備の長寿命化や機能改善を計画的に行っていく必要があります。[図表15]

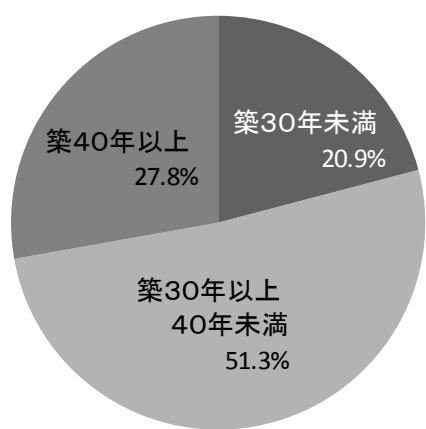
全国各地で、子どもが被害者となる事件や事故が起きており、本市においても防犯カメラ設置などの学校防犯対策に取り組んできましたが、完全な体制とは言えません。今後も、安全教育や学校セーフティウォッチャー*による見守り活動の推進と合わせて、子どもの安全・安心な環境づくりに取り組む必要があります。

本市の教育に関するICT*の活用状況は、平成26年（2014年）3月1日現在で、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数は9.4人、学習用との併用を含めた教員の校務用コンピュータ整備率は79.5%と、第2期教育振興基本計画*で目標とされている水準に比べて、低い状況になっています。

また、電子黒板は1校当たりの台数は不足していますが全校に整備しており、校内LAN整備率についても通信速度の課題はありますが100%となっています。

これらの状況を踏まえ、高度情報化の発展に伴い重要性が高まっている情報活用能力*の育成や各教科の目標を達成するために効果的なICT機器の整備、さらには教職員の負担軽減のために情報教育機器の計画的な整備が必要です。[図表16]

図表15 学校施設の築年数別割合



図表16 第2期教育振興基本計画で目標とされている水準

- 教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数3.6人
 - ①コンピュータ教室40台
 - ②各普通教室1台、特別教室6台
 - ③設置場所を限定しない可動式コンピュータ40台
- 電子黒板・実物投影機の整備（1学級当たり1台）
- 超高速インターネット接続率及び無線LAN整備率100%
- 校務用コンピュータ教員1人1台

<文部科学省：教育のIT化に向けた環境整備4か年計画
(平成26~29年度)>

教育環境を整える

本市では、多くの小・中学校で児童生徒数の減少に伴い小規模校*化が進む一方、都市部においては大規模校*化している学校が存在し、学校規模の違いにより教育環境の不均衡や学校運営上の様々な課題が提起されています。平成16年度（2004年度）からは、学校適正配置の取組みを進め、これまでに、小学校7校、中学校3校の統合校が開校しました。しかしながら、依然として11学級以下の小規模校は他の政令指定都市と比較しても高い割合で存在している状況であり、引き続き地域の実情に即した学校の適正配置に取り組むことが必要です。[図表17]

図表17 小規模校の割合

小規模小学校について(分校を除く)

昭和56年度			平成27年度			平成33年度(推計)		
全学校数	小規模校数	小規模校の割合	全学校数	小規模校数	小規模校の割合	全学校数	小規模校数	小規模校の割合
101	5	5.0%	112	34	30.4%	111	37	33.3%

小規模中学校について(市立稻毛高等学校附属中学校を除く)

昭和61年度			平成27年度			平成33年度(推計)		
全学校数	小規模校数	小規模校の割合	全学校数	小規模校数	小規模校の割合	全学校数	小規模校数	小規模校の割合
51	3	5.9%	54	20	37.0%	54	26	48.1%

<千葉市学校適正配置実施方針（平成27年10月改訂版）>

学びの連続性の意識

教育内容や学習活動の量的・質的充実への対応や子どもの発達の早期化、いわゆる「中1ギャップ*」への対応などから、小中一貫教育*を求める機運が高まっており、国においても小中一貫教育の制度化が図られたところです。本市における制度導入にあたっては、「施設の配置」や「教職員の配置」などの整備条件や、導入後に「人間関係の固定化」などの様々な課題が想定されることから、子どもにとって最適な教育環境を慎重に検討した上で、実施する必要があります。

市立高等学校における教育の充実

本市には、理数教育を活かした進学重視型単位制高等学校である市立千葉高等学校と、真の国際人を育成する中高一貫教育*校として高い教育水準を実現している市立稻毛高等学校がありますが、今後も市民の誇りとなる市立高等学校を目指して、より魅力ある学校づくりが必要です。

VI 意欲と指導力のある教職員を確保・育成するとともに、教職員が職務に専念できる体制を整備する

教職員の資質向上

本市の教員は、平成26年（2014年）5月現在で4,015名在籍していますが、小・中学校ともに20～30代と50代が多く、40代が最も少ない状況です。すなわち、ミドルリーダーが少なく、若年教員とベテラン教員に二極化しています。保護者からの意見聴取でも「若手とベテランの教員が協力してよくやつてくれている」といった意見があった一方で、「ベテラン教員が抜けたときが少し不安」といった将来的な職員体制に対する不安の声も聞かれました。これからは、多くの割合を占める50代の退職後を見据え、本市の教育現場で中心になる30代を中心とした若年教員の育成に、より積極的に取り組む必要があります。

[図表18]

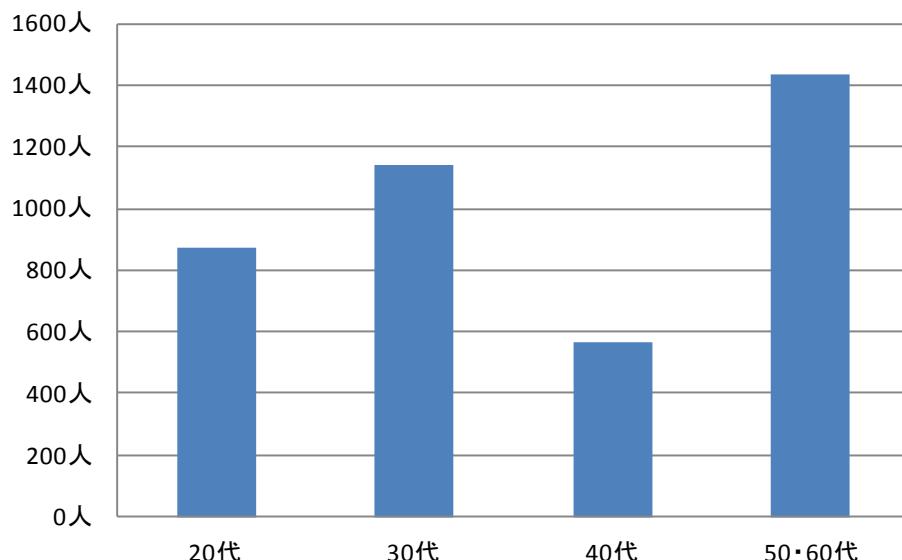
平成29年度（2017年度）に行われる県費負担教職員の給与負担等に関する事務移譲の機会を捉え、学校の実状に応じた教職員の配置の工夫や、円滑な移譲のための制度設計を行うとともに、本市の教育目的に即した指導が実践できるような意欲と指導力のある教職員の確保に力を入れる必要があります。

教職員は、校内研修をはじめ、教育センターで実施される各種研修会や講座等に積極的に参加し、指導力の向上や指導法の工夫改善に熱心に取り組んでいます。

また、近年の小・中学校への特別支援学級^{*}の設置数の増加もあり、養護教育センターで行われている、特別支援教育^{*}関連の研修への参加者も年々増加しています。

一方、近年では、ＩＣＴ^{*}の発展に伴い教育現場においても様々な情報教育機器が活用される事例が増えてきており、これらの教育効果の検証や導入する機器を教職員が有効に使いこなす資質が求められています。今後も、ニーズや社会の変化に即した研修等を実施して教職員の育成を継続していくことが必要です。

図表18 年齢別教員数調



<千葉市教育委員会教職員課調べ：平成26年5月現在>

教職員が職務に専念できる環境づくり

平成26年（2014年）6月に公表された「OECD 国際教員指導環境調査*」では、日本の教員の週当たりの勤務時間は最長となっています。その内訳としては、授業時間は参加国平均と同程度である一方で、課外活動*（スポーツ・文化活動）の指導時間が特に長いほか、事務業務等も長くなっています。この傾向は、本市においても同様であり、保護者からの意見聴取では「多くの教員は頑張っているが、とても忙しそうである」「多忙で、教員の健康が保てるのか心配」「子どもと向き合う時間が多くとれるようにして欲しい」といった意見が多くありました。[図表19]

さらには、地域からの意見聴取では「一部の保護者は子どもの教育を何でも学校に押し付けています」「一部の保護者の対応に時間の制限もなくあたっており、学校や教員の大きな負担になっている」といった意見がありました。学校教育において、保護者との対話は大変重要なことありますが、過度な要求・要望を繰り返す、ごく一部の保護者への対応が学校や教職員の大きな負担になっている状況も見受けられます。

このように、様々な個性を持った子どもの指導や保護者への対応、課外活動や授業以外の業務等により、多忙感を抱えている教員が多いことも事実です。1人の教員が多くの業務に当たっている現状を改善し、外部人材の活用をはじめとする様々な取組みを進めることにより、教員が子どもと向き合う時間を確保することが必要です。

図表19 教員の仕事時間

	仕事時間の合計	指導(授業)に使った時間	学校内外で個人で行う授業の計画や準備に使った時間	学校内の同僚との共同作業や話し合いに使った時間	生徒の課題の採点や添削に使った時間	生徒に対する教育相談に使った時間
日本	53.9時間	17.7時間	8.7時間	3.9時間	4.6時間	2.7時間
参加国平均	38.3時間	19.3時間	7.1時間	2.9時間	4.9時間	2.2時間

	学校運営業務への参与に使った時間	一般的事務業務に使った時間	保護者との連絡や連携に使った時間	課外活動の指導に使った時間	その他の業務に使った時間
日本	3.0時間	5.5時間	1.3時間	7.7時間	2.9時間
参加国平均	1.6時間	2.9時間	1.6時間	2.1時間	2.0時間

<文部科学省：OECD 国際教員指導環境調査（平成26年6月公表）>

VII 多様な教育的支援を充実させるための教育環境整備を一層進める

特別支援教育*の充実

様々な背景を有する者がともに暮らし、支えあう共生社会の形成に向けて、社会の縮図ともいえる公教育の場においては、特別なニーズに対応した取組みを行う必要があります。

障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システム*の構築に向けて、これまで本市では多様な学びの場の整備として小・中学校の特別支援学級*の設置を実態に応じて進め、知的障害や自閉症・情緒障害、言語障害・難聴のある児童生徒の指導を行うとともに、LD等通級指導教室*を小学校各区1校の6校と中学校2校に設置しています。[図表20]

さらには、養護教育センターが中心となり、市立特別支援学校*2校と市立高等特別支援学校や市内にある県立特別支援学校8校と連携し、各学校への支援を行っています。

養護教育センターでの教育相談の件数は、小・中学生とも増加しています。今後も特別な教育的ニーズのある子どもがその年齢及び能力に応じて、十分な教育が受けられるようするため、可能な限り障害のある子どもが障害のない子どもとともに、学ぶことができるよう配慮した教育環境を整備するとともに、専門性のある教員の育成や教育内容・方法の充実を図っていくことが必要です。

図表20 特別支援学校及び特別支援学級等の設置状況

特別支援学級等設置状況

	設置校		学級数		児童・生徒数	
	小	中	小	中	小	中
20年度	47	19	107	45	546	230
23年度	60	29	128	61	674	305
26年度	78	33	147	67	688	367

通級指導教室設置状況

	設置校		教室数		児童・生徒数	
	小	中	小	中	小	中
20年度	6	1	10	1	126	3
23年度	10	1	16	1	197	4
26年度	10	2	29	2	311	32

<千葉市教育委員会指導課調べ：平成26年5月1日現在>

国際化への対応

本市には多くの小・中学校に外国人児童生徒や海外帰国児童生徒が在籍しており、このような子どもへの教育環境の整備として、日本語指導通級教室*設置などの取組みを進めていますが、グローバル化*の進展により、支援が必要な児童生徒の数は増加することが予想されます。今後も支援体制の充実を図るとともに、このような社会の変化を子どもが多様な文化・言語を自然に体験する機会と捉えていくことが必要です。[図表21]

図表21 日本語指導が必要な外国人児童生徒の人数

年度	小学校数	児童数	中学校数	生徒数	学校数	児童生徒数
					合計	合計
20年度	53	203	25	84	78	287
22年度	64	203	29	65	93	268
24年度	50	130	19	45	69	175
26年度	56	181	32	69	88	250

<千葉市教育委員会指導課調べ：平成26年5月1日現在>

不登校児童生徒への支援充実

教育相談の件数は増加傾向にあり、特に小学生に関する相談が増えています。このような現状に対して、スクールソーシャルワーカー*や全中学校及び拠点小学校6校に配置されたスクールカウンセラー*が大きな役割を担っていますが、相談内容は多様化しており、必要とするすべての子どもにとって、適切な相談を受けられるような環境の整備が求められています。

[図表 22]

今後も、教育相談体制の充実を図り、相談者が関係機関を活用しやすい環境をつくることや、不登校児童生徒*が自分の居場所を見つけられるような適応指導教室*等での支援を充実することが必要です。また、今後はこれまで以上に、不登校を生まない「未然防止」に対策の重点を置いていく必要があります。

図表 22 教育相談実施状況の経年変化（延べ相談件数）

電話相談	就学前	小学生	中学生	高校生	在宅	教職員	合計
20年度	15	769	1,738	83	25	728	3,358
23年度	27	882	1,333	119	8	1,273	3,642
26年度	12	987	1,231	78	5	1,733	4,046
来所相談	就学前	小学生	中学生	高校生	在宅	教職員	合計
20年度	21	1,430	12,950	83	4	86	14,574
23年度	29	1,529	10,451	107	0	121	12,237
26年度	* 0	1,389	9,633	202	0	383	11,607

* 平成24年度から、幼児教育支援事業が廃止されました。

家庭訪問相談員	小学1～3年	小学4～6年	中学生	合計
20年度	1	13	40	54
23年度	9	22	43	74
26年度	7	19	52	78

スクール カウンセラー	児童生徒	保護者	児童生徒と 保護者	教職員	合計
20年度	8,306	1,889	674	7,504	18,373
23年度	7,692	2,123	884	9,216	19,915
26年度	6,825	2,214	1,157	10,469	20,665

<千葉市教育委員会指導課・教育センター調べ>

VIII 学校・家庭・地域・行政が一体となって、子どもの成長をサポートする

本市では長年にわたり、青少年育成委員会による青少年の健全育成に向けた取組みや、地域住民による放課後子ども教室*での体験活動、学校セーフティウォッチャー*による登下校の見守り活動など、学校を中心に保護者や地域の方々による様々なボランティア活動が展開されています。

しかしながら、活動目的への共通理解や相互間の連携が不足した地域などでは、必ずしも効果的な取組みに至っておらず、結果的に教職員や保護者、地域住民の負担感の増大につながるなどの課題も生じています。一方、モデル地域において「学校支援地域本部*」を設置し、様々な取組みを実施する中で、学校教育の充実や生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上といった成果が見られます。

このような現状とこれまでの取組みの成果を踏まえ、学校という地域の拠点を中心に学校・家庭・地域・行政が一体となって、地域社会全体で子どもを育て、活力あるコミュニティを形成していくことが必要です。

先の東日本大震災においては、被災地において学校と地域住民が日頃から連携した取組みを進めている地域では避難所運営が円滑に進められるなど、日頃からの地域コミュニティとのつながりや支えあいの重要性が再認識されたところです。

自然災害や事件・事故等から子どもを守るために、防災及び防犯教育等を通して、自ら考え判断し行動する力を育成するとともに、保護者・地域・学校・警察等関係機関が連携を深め、子どもの安全・安心を守るために地域社会全体で取り組んでいくことが必要です。

意見聴取において、地域からは「親が道徳や規範意識の教育を学校に押し付けている」「保護者の子どもや教育に対する関心が低い」といった厳しい意見があつた一方で、「地域と保護者の協働が徐々に進んでいる」「最初のきっかけがあれば、保護者も地域も積極的になる」といった声も聞かれました。また、保護者からは「より一層、地域の協力を得たい」「地域の関わりが多く安心」といった声も聞かれました。そして、地域と保護者の両者から「つながりを持つきっかけがない」「話をする機会や情報がない」といった声が聞かれました。保護者も地域も「健やかな子どもの成長」といった共通の願いを持っており、様々な思いを結びつける機会を創出し、学校・家庭・地域・行政が相互理解と信頼関係のもとに、地域とともにあら学校づくりを進めることができます。

世代や立場などが異なる様々な人が集まる地域コミュニティを子どもの成長の場とともに、子どもを支える活動が人と人や、人と地域の絆づくりとコミュニティの活性化につながるような好循環を生み出す場としていくことが必要です。

各 論

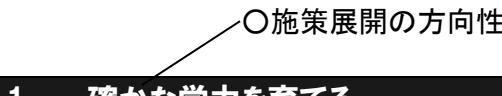
目 次

1 確かな学力を育てる	36
2 豊かな人間性を育てる	42
3 健やかな体を育てる	48
4 子どもの学びを支える環境を整える	52
5 信頼される教職員が子どもと向き合う環境を整える	58
6 多様な教育的支援の充実を図る	64
7 地域社会全体で子どもの成長を支える	70

各論の見方

1 全体構成

各論は7つの「施策展開の方向性」、14の「施策」で構成し、施策ごとに「施策の方針」と「成果指標」及び個別具体的な事業からなる「アクションプラン」を掲載しています。



1 確かな学力を育てる

1-1 主体的に学ぶ力の向上



2 成果指標

施策を推進するための目的・目標

- ・様々な取組みによって、児童生徒や保護者・市民の実感や効果・成果を示します。
- ・「平成27年度末現状」を基準に、「平成30年度末中間目標」及び「平成33年度末最終目標」を設定し、各年度の進捗管理を行います。

3 アクションプラン

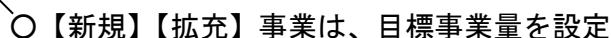
目標を実現するための手段として、個別具体的な事業一覧

【凡例】



質の高い○○○○教育に取り組むため、□□教材を作成し教育内容の充実を図ります。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
□□教材の活用	検討	△△研究会設置	○○教材作成・活用



4 表記について

①区分：3分類で表記しています。

「新規」 第2次学校教育推進計画で新たに取り組む事業

「拡充」 第2次学校教育推進計画で取組みの量や内容を増やす事業

「継続」 事業規模・内容はこれまでと変わらないが、引き続き取り組む重要な事業

②所管課：平成28年（2016年）4月1日時点

③再掲：複数の施策に該当する事業

主たる施策以外の施策に掲載する場合に表記しています。

ただし、原則として同じ「施策展開の方向性」の中では再掲していません。

また、「7 地域社会全体で子どもの成長を支える」については、事業を再掲していません。

1 確かな学力を育てる

1-1 主体的に学ぶ力の向上

施策の方針

- 変化の激しい社会を生き抜く力の育成に向けて、一人ひとりに基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と学び意欲の向上を図ります。
- 課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や、主体的に学習に取り組む態度を身に付けさせます。
- 自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究する学習を充実させるとともに、学習評価の工夫を図ります。
- 確かな学力*を効果的に育成するため、言語活動*の充実、グループ学習、ＩＣＴ*の積極的な活用をはじめとする指導方法・指導体制の工夫改善により、協働型・双方向型の授業を推進します。

成果指標

No.	成果指標	27年度末	30年度末	33年度末
1	学校の勉強が好きだと 思う児童生徒の割合	小3：86.8% (26年度末)	87.0%	88.0%
		小5：77.3% (26年度末)	78.0%	80.0%
		中2：53.0% (26年度末)	54.0%	56.0%
		千葉市学力状況調査		
2	全国学力・学習状況調査 における全国平均正答率との比較	小6：+1.8	+2.0	+2.5
		中3：+1.9	+2.0	+2.5
		全国学力・学習状況調査		

アクションプラン

No.1 「わかる授業」の推進 (指導課・教育センター) 【拡充】

小・中・高等学校までを通じて、課題解決に向けた主体的・協働的で、能動的な学び（アクティブ・ラーニング*）へと授業の一層の展開を進めるために、時代の変化に応じた教育内容や授業形態の研究を進め、教職員の指導力及び教育の質の向上を図ります。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
授業改善の推進	・教科等主任研修会 ・研修講座	・事例集作成 ・指導資料作成	・授業づくり講座 ・指導事例の集積

No.2 学力状況調査の実施と活用 (教育センター・指導課) 【拡充】

全国学力・学習状況調査*や本市独自の学力状況調査のデータを分析することで、児童生徒の学習状況を把握するとともに、学習指導上の課題や改善点を明らかにし、各学校の実情に応じた指導の工夫・改善に取り組みます。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
データ活用の具現化	分析方法の見直し	各学校でアクションプラン作成	継続

No.3 指導資料の活用 (指導課) 【継続】

学力調査の結果分析や学校訪問、各種研修会等において、学習指導や学校経営等の課題を把握し、具体的な改善の指針を示した千葉市学校教育の課題「21世紀を拓く」を、全教職員に配付・活用することで「わかる授業・楽しい教室・夢広がる学校づくり」の推進を図ります。

No.4 多様な外部人材を活用した学校支援 (指導課) 【継続】

円滑な学校運営を進め、児童生徒の学力の定着を図るために、退職教員をはじめとする多種多様な専門性を備えた人材を幅広く確保する「N P O *ちば教育夢工房」を活用し、学校が必要とする人材の配置を進めます。

No.5 情報活用能力の育成 (教育センター・指導課) 【拡充】

これからの中社会で求められる情報活用能力*を育成するため、各学校段階を通じて、情報の科学的理理解に基づいて、情報を収集・選択する力、情報を整理する力、プレゼンテーション能力などの情報活用の実践力、情報社会に参画する態度を培う教育を推進します。

そのために、学習効果の高いI C Tの活用方法について研究・実践するとともに、教育の担い手となる教職員の能力向上のために研修等の充実を図ります。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
I C Tを活用した教育活動	タブレットP C・デジタル教科書の活用に関する研究	研究成果の発信	研修会の実施

No.6 情報教育機器の整備・充実（教育用） （教育センター） 【拡充】

教育活動の様々な場面で I C T *を効果的に活用し、教育の質を高め、子どもの確かな学力*を育成するため、協働型・双方向型の授業や個々の能力や特性に応じた学習環境の実現に向け、多様な情報教育機器の整備・充実を進めます。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
PC 教室の端末刷新	106校 20台/校 6校 40台/校	全校 40台/校 (移動型端末)	全校 40台/校 (移動型端末)
タブレット PC の整備	モデル校 40台 教育センター 40台	モデル校 増設 (6年生1人1台)	モデル校等での成果を踏まえ、見直し時に設定

再掲 学校図書館の充実 （指導課） 【拡充】

児童生徒の探究的な学習や主体的な読書活動*の推進を図るため、学校図書館の蔵書数を拡充し、魅力ある学校図書館の整備を進めます。

再掲 学校図書館指導員による読書活動の推進 （指導課） 【継続】

児童生徒の探究的な学習や主体的な読書活動の推進を図るため、学校図書館指導員*の効果的な配置により、学校図書館の機能を充実させます。

再掲 放課後子ども教室*の推進 （生涯学習振興課） 【拡充】

小学校の放課後に魅力的な「体験・学び」の機会を充実させるため、これまで培ってきた地域・保護者を中心とした運営体制に加え、民間企業・大学・N P O *等の参加と協働を進めるとともに、教育委員会が総合調整を担うことにより、民間等とコーディネーターの連携を促進し、各教室における地域教育力*の向上を図り、活動プログラムの充実及び実施日数の増加を図ります。

また、本事業は確かな学力*・豊かな人間性・健やかな体を育てる学校教育に積極的に貢献します。

1 確かな学力を育てる

1-2 未来へ飛躍する力の育成

施策の方針

- 値値観の多様化が進む社会において、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力の育成に向けて、教育内容の充実を図ります。
- グローバル社会において、日本や郷土の歴史・文化に対する理解とともに、言語や文化が異なる人々と互いに尊重し合い、主体的に協働していくことができるよう、コミュニケーション能力や英語の語学力を育成します。
- 環境や平和などの世界規模の課題を自らのこととして捉え、地域活動など身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう、一人ひとりを育成する教育を推進します。
- 技術立国日本を支える理系人材の育成に向けて、理数好きな子どもを育てる教育の充実を図るとともに、意欲と能力のある子どもに対し、様々な学習機会や切磋琢磨する場を提供していきます。

成果指標

No.	成果指標	27年度末	30年度末	33年度末
3	自分の考え方や意見を発表することが得意な児童生徒の割合	小6：49.0%	51.0%	53.0%
		中3：52.5%	54.0%	55.0%
	全国学力・学習状況調査			
4	中学卒業段階で実用英語技能検定3級相当以上の生徒の割合	50.0%	55.0%	60.0%
		千葉市教育委員会指導課調べ		

アクションプラン

No.1 郷土教育の充実 (指導課) 【拡充】

郷土に誇りと愛着が持てるよう、本市の文化や歴史、伝統についての郷土教育の推進と充実を図ります。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
指導内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会科副読本改訂 ・指導資料改訂 ・千葉氏に関する資料の作成 	指導事例の集積 授業実施	授業の充実

No.2 異文化理解の促進 (指導課) 【継続】

異文化理解を深め、多様性を受容する力を育てるとともに、コミュニケーション能力をはぐくむために、東京オリンピック・パラリンピックを教材とするなどして、国際交流や国際理解教育の充実を図ります。

No.3 小学校英語活動・英語教育の推進 (指導課) 【拡充】

児童に豊かな国際感覚を身に付けさせるとともに、異文化理解の推進やコミュニケーション能力を育成するため、引き続き外国人講師を活用するなどして、外国の文化や生活習慣に親しむ体験的な英語活動*と教科型英語教育の充実を図ります。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
英語活動・英語教育	5・6年生 実施	3・4年生 実施 5・6年生 実施	3・4年生 実施 5・6年生 実施

No.4 グローバル化*に対応した英語教育の推進 (指導課) 【拡充】

英語コミュニケーション能力の向上のために、全中学校・高等学校に外国人講師を配置し英語教育の充実を図ります。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
外国人講師の派遣	19人	19人	22人

No.5 市立高等学校のグローバルスクール化の推進 (企画課) 【新規】

市立稻毛高等学校では、国際理解教育に取り組み、スーパーグローバルハイスクール（S G H）*として、大学との連携を進めるなど、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を推進します。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
S G H指定	新規指定申請準備	新規指定	継続指定

No.6 市立高等学校の理数教育の充実 (企画課) 【拡充】

市立千葉高等学校では、先進的な理数教育に取り組み、文部科学省が指定するスーパーサイエンスハイスクール（SSH）*として、大学との連携を進めるなど、国際的に活躍できる科学技術人材の育成を推進します。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
SSH指定	SSH指定	継続指定	継続指定

No.7 未来の科学者育成プログラム (生涯学習振興課) 【拡充】

科学に高い興味・関心を持つ中学生・高校生を対象に、その能力を伸ばすために質の高い学習プログラムを提供し、市内の大学、研究機関、企業などが有する先端科学技術を体験させることにより、未来の科学者を目指す意欲を高めます。今後は、小学生を対象とした講座の充実を図ります。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
ジュニア講座受講者	50人	80人	100人

No.8 環境教育の推進 (指導課) 【継続】

環境や環境問題に関心を持ち、人と環境との関わりについて理解を深めるとともに、環境保全に配慮した望ましい働きかけのできる技能や思考力、判断力を身に付け、持続可能な社会の構築を目指してより良い環境の創造活動に主体的に参加し、環境へ責任ある行動をとることができる態度を育てます。そのために、地域の自然や文化、人々の生活等を教材化するとともに、観察・実験・調査・見学等の体験的な学習を進めます。

再掲 社会ニーズに応じたキャリア教育の推進 (指導課・企画課・経済企画課) 【拡充】

社会的・職業的自立に向けて必要な意欲・態度や能力を育てるため、児童生徒の発達段階に応じ、一人ひとりが自己の進路・将来を主体的に考える小・中・高等学校を一貫した体系的・系統的なキャリア教育*を実践します。

特に、産業界など社会のニーズを捉える仕組みを確立し、これから時代に求められる人物像や資質・能力の育成を図ります。

2 豊かな人間性を育てる

2-1 豊かな心の育成

施策の方針

- 他者、社会、自然・環境と関わり、自らを律しつつともに生きる力、主体的に判断し、適切に行動する力、弱い立場の人間を支える力などを持つ子どもの育成に向けて、道徳教育を中心とした取組みを推進します。
- 自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、自己有用感*や規範意識などを高め、社会性を備えた豊かな心をはぐくむために、学校内外での様々な体験活動やボランティア活動を進めます。
- 豊かな情操をはぐくむために、読書活動のさらなる充実を図るとともに、文化芸術やスポーツなどの魅力に触れる機会を創出します。
- 多様な価値観・生き方が存在する成熟社会において、規範意識や公共の精神を前提とし、多様性を受容しながら相互に学び合い、支えあい、高め合うことのできる心を培います。

成果指標

No.	成果指標	27年度末	30年度末	33年度末
5	人の気持ちがわかる人間になりたいと強く思う児童生徒の割合	小6：70.7%	75.0%	80.0%
		中3：75.7%	80.0%	85.0%
		全国学力・学習状況調査		
6	人の役に立つ人間になりたいと強く思う児童生徒の割合	小6：71.1%	75.0%	80.0%
		中3：72.4%	75.0%	80.0%
		全国学力・学習状況調査		
7	読書習慣のある児童生徒の割合	小3：49.5% (26年度末)	52.0%	55.0%
		小5：45.1% (26年度末)	49.0%	52.5%
		中2：46.7% (26年度末)	49.0%	52.5%
		千葉市学力状況調査		

アクションプラン

No.1 道徳教育の充実 (指導課) 【拡充】

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うために、道徳科を要とした学校教育活動全体を通して、自律、協調、思いやりなどの心を持つ児童生徒の育成を図ります。

また、学習指導要領^{*}の一部改訂に伴い教科化が見込まれていることから、教材の活用や指導方法の工夫、評価方法などについて検討し、本市の児童生徒に適した授業を推進します。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
「道徳の授業」の充実	・副読本の活用 ・評価方法の検討	・学習指導要領の一部改訂に合わせ実施 ・教科書の活用	学習指導要領の改訂に合わせ実施

No.2 学校図書館の充実 (指導課) 【拡充】

児童生徒の探究的な学習や主体的な読書活動^{*}の推進を図るため、学校図書館の蔵書数を拡充し、魅力ある学校図書館の整備を進めます。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
蔵書の充実 (学校図書館標準未達成校の改善)	未達成校の平均蔵書率 [*] 85.8%	未達成校の平均蔵書率 88.0%	未達成校の平均蔵書率 90.0%

No.3 学校図書館指導員による読書活動の推進 (指導課) 【継続】

児童生徒の探究的な学習や主体的な読書活動の推進を図るため、学校図書館指導員^{*}の効果的な配置により、学校図書館の機能を充実させます。

No.4 学校部活動の活性化 (保健体育課・指導課) 【継続】

スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、忍耐力、連帯感の涵養、互いに協力しあって友情を深めるといった好ましい人間関係を形成するために、部活動の活性化を図ります。

また、生徒減少時代や小規模校^{*}における部活動のあり方の検討、関係機関と連携しスポーツ医・科学等を取り入れた運動部活動指導体制の構築などに取り組みます。

No.5 音楽、図画工作、美術の充実 (指導課) 【継続】

児童生徒一人ひとりの感性や表現力等の育成に向けて、日常の教科活動の中で、基礎的な能力を伸ばすとともに、音楽や図工美術を愛好する心情をはぐくむために、学校内外における鑑賞活動や発表活動を推進します。

No.6 ボランティア教育の推進 (指導課) 【継続】

社会性を備え、誰もが住みやすいまちづくりの実現に貢献できる児童生徒を育成するために、東京オリンピック・パラリンピックに向けた、ボランティア活動の社会的機運の高まりを貴重な機会と捉え、学校内外でのボランティア活動や体験活動等の取組みを進めます。

2 豊かな人間性を育てる

2-2 社会的自立に向けた強い心の育成

施策の方針

- 将来の夢や目標に向かって積極的にチャレンジする精神や、強い意志を持ってものごとを最後までやり遂げる力を培うために、体験活動の充実を図ります。
- 自己の進路・将来を主体的に考えることができる力を育成する指導の充実を図るとともに、社会的・職業的自立を目指し、児童生徒一人ひとりのキャリア発達*を促す教育活動の充実を図ります。
- 社会の形成者たる主権者として、社会で自立するための基礎的な能力や態度の育成に資する取組みを推進し、社会参画意識や公共の精神などをはぐくみます。

成果指標

No.	成果指標	27年度末	30年度末	33年度末
8	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小6：87.3%	88.0%	90.0%
		中3：71.3%	75.0%	78.0%
		全国学力・学習状況調査		
9	難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している児童生徒の割合	小6：74.8%	76.0%	77.0%
		中3：70.2%	71.0%	73.0%
		全国学力・学習状況調査		
10	地域や社会をよくするために、何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合	小6：46.1%	47.0%	48.0%
		中3：32.3%	33.0%	35.0%
		全国学力・学習状況調査		

計画事業

No.1 社会ニーズに応じたキャリア教育の推進（指導課・企画課・経済企画課）【拡充】

社会的・職業的自立に向けて必要な意欲・態度や能力を育てるため、児童生徒の発達段階に応じ、一人ひとりが自己の進路・将来を主体的に考える小・中・高等学校を一貫した体系的・系統的なキャリア教育*を実践します。

特に、産業界など社会のニーズを捉える仕組みを確立し、これから時代に求められる人物像や資質・能力の育成を図ります。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
支援体制の構築	検討	・協議会の設置 ・指針策定	产学官連携事業の展開
教育内容の充実	指導計画の検討	教員用ガイドブック作成	学習活動の展開

系統的な宿泊体験活動

No.2 移動教室の実施（指導課）【継続】

小学5年生を対象に、宿泊体験を行い、人や自然との関わりを通して、自律的な態度や社会性、思いやりの心をはぐくむため、移動教室を実施します。

No.3 農山村留学の実施（指導課）【継続】

小学6年生を対象に、農山村留学を実施し、農林業体験活動や多くの人たちとの交流等を通して、自主性・社会性を養います。

No.4 自然教室の実施（保健体育課）【継続】

中学2年生を対象に、集団生活のきまりや社会生活上のルールを身に付けるとともに調和のとれた心身の健全育成を図るために、豊かな自然環境のもとで、自治的な集団生活を行ながら、自然を活かした様々な体験活動を実施します。

社会参画意識の育成

No.5 子ども議会 (指導課) 【継続】

小・中・高等学校及び特別支援学校*の児童生徒を対象に、子ども目線での意見を市政に反映させるために、市政に対する提言を幅広く募り、議会形式で、市長等との意見交換を行います。

また、市の現状と課題について話し合い、「市民一人ひとりがいきいきと幸せに暮らせるまちづくり」に向けた具体的な提案・質問を行う中で、千葉市民としての意識の向上を図ります。

No.6 小・中学生の社会参画意識の育成 (選挙管理委員会・指導課) 【拡充】

将来を担う子どもに、社会の一員としての自覚を促し、選挙の意義の理解を促進するため、小・中学校の児童・生徒会役員選挙などに選挙器材を貸し出すとともに、小学校における模擬選挙を推進します。

取組項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
小学校模擬選挙	16校	18校	18校

No.7 生徒会交流会 (指導課) 【継続】

中学校における生徒会活動を充実・発展させるため、各学校の特色ある生徒会活動や運営上の課題などを情報交換します。

No.8 高校生の社会参画意識の育成 (選挙管理委員会・企画課) 【拡充】

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを踏まえ、副教材を活用した授業や出前授業等を通して、政治や選挙制度に関する理解を図るとともに、実際の選挙事務に高校生が従事する事業を通して高校生の政治的教養を育成します。

また、模擬選挙等の実践的な活動を通じて高校生の社会参画意識を育成します。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
政治的教養の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・副読本等を活用した授業の実施 ・選挙事務従事の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間指導計画の位置付け ・選挙事務従事の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の継続 ・選挙事務従事の継続

No.9 こども・若者のカワーカショップ (こども企画課) 【継続】

子どもが、自分たちを取り巻く身近な課題などについて深く考え、意見交換することで、自分が住むまちや社会に対する考え方を深めること、また、子どもの意見を市政やまちづくりに活かすことを目的として実施します。



千葉市の未来へつなぐ「子ども議会」



豊かな心と確かな学力をはぐくむ読書活動



授業に積極的に参加する子どもたち

3 健やかな体を育てる

3-1 心身の健康の保持増進

施策の方針

- 生涯にわたって自ら健康で安全な生活を営む力の育成に向けて、病気やけがの予防、心の健康、薬物乱用などに関する正しい知識の習得をはじめとする学校保健の充実とともに、家庭との連携を図り、適切な生活習慣の確立を図ります。
- 本市の学校教育における魅力の一つである学校給食を「生きた教材」として活用し、食に対する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせる食育*を推進します。

成果指標

No.	成果指標	27年度末	30年度末	33年度末
11	朝食を必ず食べる児童生徒の割合	小：90.8%	98.0%	100%
		中：87.6%	95.0%	100%
		千葉市教育委員会保健体育課調べ		
12	12歳児（中学1年生）で、むし歯のない生徒の割合	67.3%	70.0%	75.0%
		千葉市学校保健統計		

アクションプラン

No.1 健康教育の充実 (保健体育課) 【拡充】

児童生徒が自分の健康について興味を持ち、学習したことを活用して、生涯を通じて健康を保持増進できる基礎をつくるため、生活習慣病、熱中症予防、危険ドラッグ、メンタルヘルス*など、子どもを取り巻く環境や社会の変化に応じて、常に教育内容の更新を図るとともに、特別活動、総合的な学習の時間の充実や関係機関と連携した様々な取組みの実践により、健康教育*の充実を進めます。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
リーフレット配布	検討	作成	改訂

No.2 齒と口の健康づくりの推進 (保健体育課) 【拡充】

児童生徒が自分の歯と口に関心を持ち、生涯を通して歯と口の健康づくりを実践していく基礎をつくるために、歯科専門職による口腔衛生指導及び正しい知識の普及啓発などの取組みを実施します。

なお、事業効果をより高めるために、蓄積されたデータを多角的に分析し活用したり、提示資料や指導内容を見直したりすることで、啓発方法の改善を図ります。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
啓発方法等の改善	—	・各種データ分析 ・ワーキンググループより提言	改善された啓発方法の実施

No.3 学校給食・食育の充実 (保健体育課) 【継続】

児童生徒が「食」に関する正しい知識と選択する力を養い、望ましい食習慣を身に付けられるよう、栄養教諭や学校栄養職員が中心となり、学校給食を「生きた教材」として活用する取組み、各教科での食育*の視点を取り入れた指導とともに、家庭での食事と関連した取組みや地域の特性を取り入れるなど、多方面からの食育を推進します。

No.4 こてはし学校給食センターの再整備 (保健体育課) 【継続】

安全・安心で魅力ある学校給食を提供するため、老朽化が進んだ「若葉学校給食センター」に代わる施設として、「こてはし学校給食センター」の再整備を行い、平成29年度（2017年度）に供用を開始します。

3 健やかな体を育てる

3-2 体力の向上

施策の方針

- スポーツの魅力や楽しさを感じる機会を創出することにより、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、自ら積極的に心身の健康と体力の向上を図る資質や能力をはぐくみます。
- 本市の子どもの体力が全国平均以上の傾向を維持し、さらに向上するように、学校行事や運動部活動を含めた教育活動全体を通じて、学校体育の充実を図ります。

成 果 指 標

No.	成果指標	27年度末	30年度末	33年度末
13	体力・運動能力調査において、各学年・男女別・種目で全国平均を上回る割合	小男子：81.2%	91.6%	95.8%
		小女子：93.7%	97.9%	100%
		中男子：58.3%	66.6%	75.0%
		中女子：58.3%	79.1%	87.5%
		体力・運動能力調査*		
14	1週間の総運動時間が60分以上の割合	小5男子：94.6%	95.6%	96.7%
		小5女子：89.6%	91.8%	94.5%
		中2男子：91.6%	92.0%	92.7%
		中2女子：80.5%	81.7%	84.5%
		全国体力・運動能力、運動習慣等調査*		

アクションプラン

No.1 運動習慣を身に付けるための取組み (保健体育課) 【拡充】

東京オリンピック・パラリンピックを機に、児童生徒の運動への関心を高め、自ら運動する態度を育てるため、身近なスポーツイベントや試合観戦等への参加に向けて周知・啓発活動を進めるとともに、運動習慣定着に向けた効果的な対応策を検討し実施していきます。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
運動習慣定着に向けた取組み	各学校で独自の取組みを実施	・ワーキンググループ設置・検討 ・モデル実施	全校実施

No.2 アスリート交流事業 (保健体育課) 【拡充】

国内外で活躍するアスリートとの交流を通して、運動することの楽しさや素晴らしさを実感・体感できる各種事業を推進します。

特に、車椅子スポーツが盛んな土壤を活かした交流に取り組み、記録やタイトルに挑戦するアスリートの姿から、夢に向かって努力し困難に立ち向かう意欲を培うとともに、スポーツの素晴らしさを認識できるような取組みを進めます。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
小学校における障害者アスリートとの交流	実施率：6%	延べ実施率：50%	延べ実施率：100%
千葉ロッテマリーンズ ベースボールチャレンジ	年間：20校	年間：23校	年間：26校
ジェフユナイテッド市原・千葉おとどけ隊	年間：93校	年間：94校	年間：95校

No.3 体力・運動能力調査、県運動能力証、市運動能力検定の実施 (保健体育課) 【継続】

児童生徒の体力の実態を捉え、体力向上を目指すために、体力・運動能力調査*、県運動能力証*、市運動能力検定*を実施するとともに、結果の分析を踏まえ、各学校の実情や児童生徒一人ひとりに応じた支援の充実を図ります。

No.4 小学校各種体育大会の開催 (保健体育課) 【継続】

児童の表現運動・陸上運動・ボール運動に対する興味・関心及び技能を高めるとともに、心身の健全な発達と児童相互の望ましい人間関係の育成を図るために、小学校各種体育大会の開催事業を推進します。

No.5 中学校運動部活動指導者の派遣 (保健体育課) 【継続】

中学校の運動部活動を通して、スポーツに親しむ資質や能力を育て、体力の向上や健康の増進を図るため、専門的な指導力を備えた指導者を必要とする学校に対し、民間指導者を派遣します。

4 子どもの学びを支える環境を整える

4-1 安全・安心な教育環境の確保

施策の方針

- 子どもの学習・生活の場として、安全で安心な環境であり続けるために、学校施設・設備の一層の充実を図るとともに、地域の避難場所であるという側面も考慮し、安全に配慮した防災機能の強化を進めます。
- 安全・安心な学校づくりに向けて、登下校時の安全管理や事故、災害、不審者の発生等の緊急時における危機管理体制を確立するとともに、家庭・地域・関係機関との連携・協働をより一層高めます。
- 危険に際して自らの安全を守り抜くための「主体的に行動する力」を育成するとともに、共助*・公助*の視点から安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるため、学校安全に関する教育の充実を図ります。

成果指標

No.	成果指標	27年度末	30年度末	33年度末
15	学校での子どもの安全が守られていると感じている市民の割合	61.7% (26年度末)	63.0% (H29年度末)	65.0%
16	学校セーフティウォッチャーの登録者数	26,855人 (26年度末)	30,000人	30,000人

市民1万人アンケート
千葉市教育委員会学事課調べ

アクションプラン

No.1 学校施設の環境整備（老朽化対策） (学校施設課) 【拡充】

安全・安心な教育環境を確保するために、経年劣化による建物本体の劣化消耗や設備の機能不全を生じさせることのないよう、更新時期（期間）に沿った計画的な保全改修を行い、学校施設の長寿命化を図ります。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
外壁改修	11.3%	31.3%	44.7%
大規模改修	—	3.3%	20.4%

No.2 学校防犯対策の推進 (学事課) 【拡充】

学校敷地内への侵入被害が多数発生していることから、被害を未然に防ぐため、学校に防犯カメラシステムを設置するほか、さすまた等の防犯用品を配布し、学校の安全・安心を推進します。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
学校防犯カメラシステムの設置	設置率 37.4%	設置率 56.1%	設置率 100%

No.3 学校セーフティウォッチの推進 (学事課) 【継続】

児童生徒の安全確保を図るため、学校セーフティウォッチャー*による見守り活動を支援とともに、地域ぐるみの学校安全体制整備を推進します。

なお、少子化や高齢化などにより将来的な従事者の確保に課題もあることから、表彰制度の導入などにより継続的に活動が可能な地域協力者の確保及び世代交代に取り組んでいきます。

No.4 こども110番のいえ (健全育成課) 【継続】

児童生徒の安全を確保するため、地域住民に、緊急避難場所として「こども110番のいえ」の登録を依頼し、プレートを掲示してもらうことで、地域ぐるみで子どもの安全を守ります。

No.5 学校安全に関する教育の充実 (保健体育課) 【拡充】

自ら安全を確保し、命を守る意識と行動力を高めるために環境や学校の実態に応じた避難訓練等を実施するとともに、共助・公助の視点から安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるための教育内容の充実を図ります。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
小・中学校におけるブラインド型避難訓練*の実施	実施率 63.0%	実施率 72.0%	実施率 80.0%

4 子どもの学びを支える環境を整える

4-2 魅力ある学校づくりの推進

施策の方針

- 良好で質の高い学びを実現する教育環境を目指し、児童生徒が日常の大半を過ごす学校施設の環境整備や教材・教具等の充実を進めます。
- 少子化の進展に伴い、本市においても小・中学校ともに本格的な児童生徒の減少時代を迎えるにあたり、良好な教育環境を整え、教育の質の向上を図るために、学校規模の適正化に取り組むとともに、規模に応じた適切な支援を進めます。
- 子どもの成長に応じた質の高い学びに向けて、幼保・小・中・高と各学校段階間の円滑な連携・接続を推進するとともに、学びの連続性を重視した体系的な教育を進めます。

成果指標

No.	成果指標	27年度末	30年度末	33年度末
17	こどもが、学校でいきいきと学び、心身ともに健やかに成長していると感じる市民の割合	77.4% (26年度末)	78.0% (29年度末)	80.0%

市民1万人アンケート

アクションプラン

No.1 学校施設の環境整備（質的整備） (学校施設課) 【拡充】

学校施設の質的改造のため、トイレのドライ化*と洋便器化を推進します。また、教育環境の一層の充実を図るため、近隣への配慮から窓を閉め切りにして授業や部活動を行わなければならない小・中学校の音楽室のほか、特別支援学級*や特別支援学校*に優先的にエアコンを整備します。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
トイレ改修	—	34.4%	66.6%
音楽室等エアコン整備	—	小学校 64.3% 中学校 100% 特別支援学校 100%	小学校 100% 中学校 100% 特別支援学校 100%

No.2 学校適正配置の推進 (企画課) 【拡充】

児童生徒のより良い教育環境を整備し、教育の質を充実させるため、学校適正配置を推進します。また、新たな実施方針を策定し、学校規模の適正化を図るとともに、規模に応じた支援のあり方について検討を進めます。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
適正配置の推進	・1地区の協議継続 ・花見川統合小開校準備 (H29開校)	・花見川統合小開校 (H29)	見直し時に設定
学校適正配置実施方針の見直し	準備・検討	第3次学校適正配置実施方針策定	第3次学校適正配置実施方針の運用

No.3 学校適正配置に伴う施設改修 (学校施設課) 【拡充】

児童生徒のより良い教育環境を整備し、教育の質を充実させるため、機能的に新設校と同等程度となるよう、統合校の施設・設備の整備を行います。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
統合に伴う施設改修	10校	14校	見直し時に設定 (適正配置の状況に連動)
跡施設解体・整備	2校	5校	

幼保・小・中・高の連携の推進

No.4 幼保小連携・接続*の推進 (指導課・幼保支援課・幼保運営課) 【継続】

子どもの発達や学びの連続性・一貫性を確保するため、各区の推進指定校を中心としたモデル事業の実施により、幼稚園、保育所、認定こども園*と小学校における連携を進めるとともに、接続期におけるモデルカリキュラムの策定・普及促進等により、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続と体系的な教育に取り組みます。

No.5 小中一貫教育の推進 (指導課) 【拡充】

子どもの発達状況の変化や教育内容の充実に対応するため、小中の教育課程を中心とした「学びの連続性」を確保し、学力の向上やいわゆる「中1ギャップ*」の解消など、より高い教育効果の実現に向けた研究を進め小中一貫教育*を実践します。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
小中一貫教育のモデル事業	研究指定 (小中連携)	研究指定 (小中一貫)	小中一貫教育モデル校の設置

No.6 中高連携教育の推進 (企画課) 【継続】

より質の高い教育に向けて、市立千葉高等学校・稻毛高等学校における高度な理数教育や国際理解教育等の成果を中学校教育に活かす取組みを進めます。

また、真の国際人の育成に向けて、中高一貫教育*校である市立稻毛高等学校・附属中学校における系統的なカリキュラムに基づく教育の充実を図ります。



学校適正配置による活力ある学校づくり
(統合後、初めての運動会)



安全・安心で魅力ある学校給食



市立稻毛高等学校・附属中学校
(併設型公立中高一貫教育校)

5 信頼される教職員が子どもと向き合う環境を整える

5-1 教職員の資質・指導力の向上

施策の方針

- 質の高い教育実践を通して、家庭や地域からより信頼される学校づくりの構築に向け、非常勤講師等の多様な人材を含め、幅広く意欲・資質のある教職員を計画的に採用します。また、教員養成大学や教職大学院*と連携し、より教育実践力を身に付けた学生の育成を支援します。
- 教職員一人ひとりの資質・能力を総合的に向上させるために、経験年数等に応じた体系的な研修や教育的ニーズに即した研修などに取り組むとともに、特に経験年数の短い若手教員の育成と支援を進めます。
- 学校教育は教職員と児童生徒の人格的な触れ合いを通じて行われるものであることから、教職員の心身の健康維持やモチベーションを維持向上させ、その能力を十分に活かせるよう、適切な人事管理等を進めます。

成果指標

No.	成果指標	27年度末	30年度末	33年度末
18	学校の勉強がよくわかる児童生徒の割合	小3：90.6% (26年度末)	91.0%	92.0%
		小5：86.7% (26年度末)	88.0%	90.0%
		中2：68.4% (26年度末)	72.0%	75.0%
		千葉市学力状況調査		

アクションプラン

No.1 教職員研修の充実 (教育センター・指導課) 【拡充】

教職員のキャリアに応じた研修を実施するとともに、急増する若手教員を重点対象とした授業力・学級経営力向上のための研修や、道徳や英語の教科化に向けた計画的な研修の充実を図ります。

また、自主的に受講する専門研修*について、教育的ニーズや社会の変化に即した内容の充実・高度化を推進します。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
若手教員向け研修	検討・企画	実施	実施
学習指導要領*の改訂に対応する研修	検討・企画 (小学校英語・道徳)	学習指導要領の改訂に合わせて実施	学習指導要領の改訂に合わせて実施

No.2 特別支援教育研修の充実 (養護教育センター) 【拡充】

教職員を対象に特別支援教育*を実践していく上での諸問題の解決に役立つ研修を実践し、専門職としての資質と指導力の向上を図るとともに、公開講座を通して、教職員及び市民への特別支援教育に対する理解の促進を図ります。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
特別支援教育研修の実施	受講者 1,527人/年	受講者 1,670人/年	受講者 1,820人/年

No.3 小・中学校研究学校の指定 (指導課) 【継続】

教育課題の解明や学習指導の改善に向けて、小学校12校、中学校7校の研究指定校が研究に取り組み、その成果を報告会等で広め、各学校の研修の充実を図ります。

No.4 学校訪問指導の実施 (指導課) 【継続】

訪問指導を通してわかる授業の推進に向けて、適切な指導・助言を行い、各学校の校内研究を推進します。

No.5 現場研究員制度を活用したミドルリーダーの育成 (指導課) 【継続】

学校現場で中核となる中堅教員の資質・力量向上のために、教科・領域ごとの実践的研究を行う現場研究員制度*を継続して実施するとともに、その研究成果を本市学校教育及び校内研修の充実・向上につなげます。

No.6 教職員ヘルシーシステム*の充実 (教職員課・保健体育課) 【継続】

精神疾患による教職員の長期休職を未然に防止するとともに、教職員のメンタルヘルス*向上を図るために、教職員メンタルヘルス研修や学校の巡回訪問、メンタルヘルスチェックの充実、教職員の勤務負担軽減などに取り組みます。

5 信頼される教職員が子どもと向き合う環境を整える

5-2 「チーム学校」の実現

施策の方針

- 教員とそれを支える多様な人材が連携し、チームとして学校運営に取り組む体制を着実に整えることにより、教員の負担軽減を図り、教員が授業を中心とする教育活動に専念し、子どもと向き合う時間を十分に確保できるようにします。
- 学校の教育力・組織力を向上させるため、多様な専門スタッフの配置を進めるとともに、教職員一人ひとりの能力を活かすための適切な役割分担や、学校のマネジメント機能の強化などを進めます。
- 学校教育活動の様々な場面で、多様な経験や専門性を持った地域住民をはじめとする外部人材の活用を進め、地域や行政が学校運営を支える体制の強化を図ります。
- 平成29年度（2017年度）に行われる県費負担教職員の給与負担等の権限移譲について、円滑な移行に向けた制度設計を実施するとともに、この機会を捉え、本市独自の学校教育・学校運営体制により、教育目標の実現に向けた取組みを進めます。

成果指標

No.	成果指標	27年度末	30年度末	33年度末
19	様々な取組みが、子どもと向き合う時間の確保に有効であったと感じる教員の割合	70.8% (26年度末 参考値)	85.0%	95.0%

千葉市教育委員会教職員課調べ

アクションプラン

No.1 「チーム学校」推進委員会による改革推進 (教職員課) 【新規】

千葉市らしい「チーム学校*」の実現に向け、専門性に基づくチーム体制の構築、学校のマネジメント機能の強化、教職員一人ひとりが持っている力を発揮できる環境整備などについて、方向性を示すとともに様々な施策の相互調整を図るために、組織横断的な推進委員会を設置し、改革を推進します。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
推進委員会	—	・推進委員会設置 ・ビジョン策定	推進事業の実施

No.2 学校現場における業務改善の推進 (総務課・教職員課) 【拡充】

教員が子どもと向き合う時間を確保し、教職員一人ひとりが持っている力を高め、発揮できる環境を整えていくために、教員の業務を見直し、教員と事務職員や専門スタッフ等が連携・分担して校務を担うなど、学校現場における業務改善に対する支援を進めます。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
業務改善	・「勤務負担軽減検討会」の提言を実践 ・業務改善検討会設置	業務改善方針策定	業務改善の推進

No.3 情報教育機器の充実(校務用) (教育センター) 【拡充】

校務の効率化や質の高い教材作成を進め、子ども一人ひとりに向き合う時間を創出し、きめ細かい指導に取り組むために、校務用PCの充実を図り、全教職員が1人1台のPCを活用できる環境の実現を図ります。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
校務用PCの整備	整備率：84.7%	整備率：96.4%	整備率：100%

No.4 学校給食費の公会計化*と「公金・準公金管理システム」の整備

(保健体育課・学事課) 【新規】

適正な給食会計の運営と会計事務の透明性の向上、給食費の保護者負担の公平性の確保などを目的として、給食費公会計への移行を進めるとともに、給食費を含めた学校徴収金*について「公金・準公金*管理システム」を導入し、徴収事務や債権回収に関する教職員の事務負担の軽減を図ります。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
管理システムの整備	検討	運用	運用

No.5 給与負担等の移譲に伴う制度の設計と改善 (県費移譲課) 【新規】

県費負担教職員の給与負担等の移譲により、本市独自で学級編制基準*や給与等の勤務条件等を決定することが可能となることから、制度設計を着実に実施するとともに、少人数学級の拡大も視野に入れ、学校の実情に応じた教職員の配置等について検討を進めます。

また、移譲の制度設計と併せて、既存の非常勤職員配置事業の抜本的見直しを図り、これまで以上に個に応じたきめ細やかな指導や専門性の高い指導などの実現に向けて、本市の学校教育の特色を打ち出します。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
小・中学校の学級編制及び教員配置	方針決定	少人数学級の拡大と柔軟な教員配置	運用
非常勤職員配置事業	各種既存事業の見直しについて方針決定	新制度実施	実施

再掲 スクールカウンセラーの活用 (指導課) 【拡充】

市内全小・中学校において、児童生徒へのカウンセリングを実施するとともに、教職員及び保護者に対する助言・援助を行い、いじめや不登校の問題や悩みの解消を図るために効果的な、スクールカウンセラー*の配置を拡充します。

再掲 スクールソーシャルワーカーの活用 (指導課) 【拡充】

教育に加え社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて、児童生徒の置かれた環境に働きかけて支援を行うため、スクールソーシャルワーカー*の配置を拡充します。

再掲 特別支援教育のサポート体制の整備 (養護教育センター) 【拡充】

児童生徒のより良い教育環境を整備し、ニーズに応じた教育を充実させるために、特別支援教育指導員*・介助員*の適正かつ効率的な配置を推進します。

再掲 多様な外部人材を活用した学校支援 (指導課) 【継続】

円滑な学校運営を進め、児童生徒の学力の定着を図るために、退職教員をはじめとする多種多様な専門性を備えた人材を幅広く確保する「N P O *ちば教育夢工房」を活用し、学校が必要とする人材の配置を進めます。

再掲 中学校運動部活動指導者の派遣 (保健体育課) 【継続】

中学校の運動部活動を通して、スポーツに親しむ資質や能力を育て、体力の向上や健康の増進を図るため、専門的な指導力を備えた指導者を必要とする学校に対し、民間指導者を派遣します。

再掲 学校支援地域本部やコミュニティスクール等の推進 (学事課) 【拡充】

学校教育の充実と地域コミュニティの活性化を図るため、これまで取り組んできた学校評議員制度*を充実させるとともに、国の制度改正の状況も踏まえつつ、本市にふさわしい制度設計のもと、学校支援地域本部*の設置やコミュニティスクール（学校運営協議会）*の導入などをはじめ、各地域に応じた多様な形態の学校・地域の連携組織の設置を進めます。

地域の力で学校をサポート



校庭の環境整備



ゲストティーチャーを招いての点字体験



登下校時の見守り活動

6 多様な教育的支援の充実を図る

6-1 特別支援教育の充実

施策の方針

- 障害のある子どもと障害のない子どもが、ともに学ぶことができるよう交流及び共同学習を推進します。
- 特別な教育的ニーズのある子どもが自立し社会参加していくために、教育環境を整えるとともに、その年齢や能力、かつ特性を踏まえた十分な教育と支援の充実を図ります。
- 各学校における支援体制を充実させるとともに、指導にあたる教職員の専門性と資質・能力の向上を図ります。
- 早期からの教育相談や就学相談の充実とともに、個に応じた教育支援計画を作成し、福祉や医療等の関係機関との連携を図り、継続性、一貫性のある指導・支援の充実を図ります。

成果指標

No.	成果指標	27年度末	30年度末	33年度末
20	小・中学校における特別支援学級の個別の教育支援計画作成の割合	39.1%	85.0%	95.0%
千葉市教育委員会指導課調べ				
21	「卒業後を見通した連続性のある教育が行われている」と答える特別支援学校の保護者の割合	67.6%	80.0%	90.0%
千葉市教育委員会指導課調べ				

アクションプラン

No.1 インクルーシブ教育システムの理解促進 (養護教育センター・指導課) 【新規】

インクルーシブ教育システム*構築のために教職員及び児童生徒への理解の促進を図ります。さらに、日常的な交流及び共同学習が行える学習環境づくりを進めます。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
新実施方針策定	インクルーシブ教育システムモデル事業実施（1小1中）	新実施方針策定	新実施方針運用

No.2 特別支援教育のサポート体制の整備 (養護教育センター) 【拡充】

児童生徒のより良い教育環境を整備し、ニーズに応じた教育を充実させるために、特別支援教育指導員*・介助員*の適正かつ効率的な配置を推進します。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
特別支援教育指導員	35人	40人	40人
特別支援教育介助員	5人	15人	15人

No.3 特別支援学級等の設置 (指導課・養護教育センター) 【拡充】

特別な教育的支援を要する児童生徒の多様なニーズに対応した教育を充実するため、小・中学校の特別支援学級*の設置を実態に応じて進めます。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
特別支援学級の設置	小：74.1% 中：60.0%	小：83.0% 中：72.7%	小：89.3% 中：83.6%

No.4 障害のある子どもの自立を支える体制強化 (養護教育センター・指導課) 【継続】

障害のある子どもの早期発見・早期支援等を行い、将来を見通した支援を進めるため、「特別支援連携会議」を活用し、幼保、教育、保健、福祉、医療等関係機関の連携強化を進めます。

No.5 障害のある児童生徒の就学支援 (指導課・養護教育センター) 【継続】

障害のある児童生徒について、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう、保護者や専門家の意見を踏まえ、継続的に支援を行います。

No.6 長柄げんきキャンプの実施 (指導課) 【継続】

小・中学校の特別支援学級及び市立特別支援学校の児童生徒を対象に、基本的な生活習慣や社会性を養うことを目的として、親元を離れての宿泊体験や他校児童生徒との交流を進めます。

6 多様な教育的支援の充実を図る

6-2 いじめや不登校の未然防止と早期発見・解消

施策の方針

- いじめのない安全・安心な学校生活を目指して、児童生徒への指導体制や教育相談体制の一層の充実や教職員の指導力の向上を図るとともに、学校と家庭、地域等が課題や対策を共有し、連携して取り組む体制を強化します。
- 学校が児童生徒にとって自己の存在感を実感でき、精神的に安心していられる「心の居場所」としての役割を果たすとともに、教職員が一体となり、いじめや不登校を生まないための予防策の強化を図ります。
- 子どもを取り巻くインターネットを含む社会環境や家庭環境の課題に対し、家庭や地域社会、関係機関が連携した取組みを推進します。
- 不登校児童生徒には、一人ひとりの実態に応じた系統的、段階的な指導・援助を行い、学校復帰への支援を進めます。

成果指標

No.	成果指標	27年度末	30年度末	33年度末
22	学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合	小6：86.4%	88.0%	90.0%
		中3：81.5%	83.0%	85.0%
		全国学力・学習状況調査		
23	全児童生徒数に対する不登校児童生徒の割合	小：0.46% (26年度末)	0.40%	0.35%
		中：2.38% (26年度末)	2.25%	2.20%
		千葉市教育委員会指導課調べ		
24	いじめ解消率	小：82.2% (26年度末)	86.0%	90.0%
		中：80.3% (26年度末)	84.0%	87.0%
		千葉市教育委員会指導課調べ		

アクションプラン

No.1 「未然防止」に重点化した研修の実施 (教育センター・指導課) 【拡充】

「いじめ」や「不登校」に関して、すべての児童生徒が学校に来ることを楽しいと感じる日々の学校生活の充実が最も重要であることを再認識するとともに、「楽しい教室・夢広がる学校づくり」に向けて、管理職等へ「未然防止」に重点化した研修等を進めます。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
研修の実施	不登校対策研修実施	研修内容における「未然防止」の重点化	研修の実施

No.2 スクールカウンセラーの活用 (指導課) 【拡充】

市内全小・中学校において、児童生徒へのカウンセリングを実施するとともに、教職員及び保護者に対する助言・援助を行い、いじめや不登校の問題や悩みの解消を図るために効果的な、スクールカウンセラー*の配置を拡充します。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
小学校に配置	7校配置 12校巡回	10校配置 20校巡回	10校配置 20校巡回
スーパーバイザー*の配置	3人	4人	4人

No.3 不登校やいじめに関する教育相談の実施 (指導課・教育センター) 【継続】

不登校やいじめなど教育全般にわたる悩みを持つ児童生徒や保護者などの多様な相談ニーズに応えるため、電話相談、来所相談、家庭訪問相談などの多様な体制を取るとともに、担当教育相談員による学校への指導・助言により、相談体制の充実を図ります。

No.4 適応指導教室の設置及び運営 (教育センター) 【拡充】

不登校児童生徒*の一時的な居場所として、少人数による集団活動や体験活動を行うことにより、社会性・協調性の育成、学習の支援、学校生活への復帰を図るために、成果をあげている適応指導教室*（ライトポート）の全行政区への設置及び運営を進めます。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
適応指導教室（ライトポート）の設置運営	5カ所運営	6カ所運営 (各区設置)	6カ所運営 (各区設置)

再掲 道徳教育の充実 (指導課) 【拡充】

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うために、道徳科を要とした学校教育活動全体を通して、自律・協調・思いやりなどの心を持つ児童生徒の育成を図ります。

また、学習指導要領*の一部改訂に伴い教科化が見込まれていることから、教材の活用や指導方法の工夫、評価方法などについて検討し、本市の児童生徒に適した授業を推進します。

6 多様な教育的支援の充実を図る

6-3 学習や社会生活が困難な子どもへの支援

施策の方針

- 社会的・経済的な事情にかかわらず、すべての子どもが、充実した教育を受けることができる教育環境の実現に向けて、多様な支援の充実を図ります。
- 外国人児童生徒や帰国児童生徒に対する日本語指導などの支援体制や受け入れ態勢の充実を図ります。
- 家庭環境等の様々な要因から学力定着等が困難な児童生徒に対し、学習支援や相談体制の充実に取り組み、学習習慣の確立や自ら学ぼうとする学習意欲の向上を図ります。

成果指標

No.	成果指標	27年度末	30年度末	33年度末
25	家で、自分で計画を立て勉強することを全くしていない児童生徒の割合	小6：10.3%	10.0%	9.0%
		中3：17.8%	16.0%	14.0%
		全国学力・学習状況調査		
26	日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒で指導を受けている割合	小：90.5% (26年度末)	91.0%	92.0%
		中：93.4% (26年度末)	94.0%	95.0%
		千葉市教育委員会指導課調べ		

アクションプラン

No.1 スクールソーシャルワーカーの活用 (指導課) 【拡充】

教育に加え社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて、児童生徒の置かれた環境に働きかけて支援を行うため、スクールソーシャルワーカー*の配置を拡充します。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
スクールソーシャルワーカーの配置	4人	6人	6人

No.2 就学援助 (学事課) 【継続】

小・中学校に就学する児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に就学費用を支給します。

No.3 外国人児童生徒指導協力員の派遣 (指導課) 【拡充】

外国人児童生徒の学校生活への適応を促すため、日本語習得が必要な児童生徒が在籍する学校で指導を実施する、協力員の派遣体制を充実させます。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
外国人児童生徒指導協力員の派遣	11人	11人（勤務日数拡充）	11人（勤務日数拡充）

No.4 日本語指導通級教室の設置 (指導課) 【拡充】

外国人生徒が授業に無理なく参加できる力を育成するため、市立中学校に在籍する日本語指導の必要な生徒が通級する日本語指導通級教室*の設置を進めます。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
日本語指導通級教室の設置	1カ所運営	増設を検討	増設

No.5 学習習慣定着に向けた支援 (教育センター・指導課) 【拡充】

家庭環境等の様々な要因から学習習慣の身に付いていない児童生徒に対して、日常の学校生活での指導と合わせて、e ラーニング*の活用など効果的な支援策を検討・実施します。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
e ラーニングの活用	検討	モデル実施	運用拡大

7 地域社会全体で子どもの成長を支える

7-1 地域とともにある学校づくりの推進

施策の方針

- 学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割と機能を果たしつつ、連携・協働により、地域社会全体で子どもの教育にあたる体制の実現を目指します。
- 本市にふさわしい制度設計のもと、各地域に応じた学校・地域の連携組織の設置を進め、地域の多様な人材の参画・協働の機会を創出するとともに、四者が相互理解と信頼関係のもとに、子どもを支える体制の整備や支援を進めます。
- 子どもの成長を支える活動が人と人や、人と地域の絆づくりとコミュニティの活性化につながるような、好循環の実現を目指します。

成果指標

No.	成果指標	27年度末	30年度末	33年度末
27	日頃、地域でこどもへの声かけや見守り活動を行っている市民の割合	13.8% (26年度末)	19.0% (29年度末)	20.0%
28	市内の学校は地域に開かれていると感じる市民の割合	40.0% (26年度末)	50.0% (29年度末)	60.0%

アクションプラン

No.1 学校支援地域本部やコミュニティスクール等の推進 (学事課) 【拡充】

学校教育の充実と地域コミュニティの活性化を図るため、これまで取り組んできた学校評議員制度*を充実させるとともに、国の制度改正の状況も踏まえつつ、本市にふさわしい制度設計のもと、学校支援地域本部*の設置やコミュニティスクール（学校運営協議会）*の導入などをはじめ、各地域に応じた多様な形態の学校・地域の連携組織の設置を進めます。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
連携組織の設置	学校支援地域本部 小：2校 中：1校	学校支援地域本部を含めた連携組織を小・中・高等学校の三割に設置	学校支援地域本部を含めた連携組織を全小・中・高等学校に設置

No.2 放課後子ども教室*の推進 (生涯学習振興課) 【拡充】

小学校の放課後に魅力的な「体験・学び」の機会を充実させるため、これまで培ってきた地域・保護者を中心とした運営体制に加え、民間企業・大学・NPO*等の参加と協働を進めるとともに、教育委員会が総合調整を担うことにより、民間等とコーディネーターの連携を促進し、各教室における地域教育力*の向上を図り、活動プログラムの充実及び実施日数の増加を図ります。

また、本事業は確かな学力*・豊かな人間性・健やかな体を育てる学校教育に積極的に貢献します。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
実施日数	・21.2日/校 ・ニーズ調査の実施	30.0日/校	前半3カ年の取組状況を踏まえ、見直し時に設定

No.3 学校教育に関する広報・広聴の充実 (企画課) 【拡充】

広く市民に現在の学校教育に対する理解を促進するとともに、教育に関する様々なニーズを把握するため、市民と教育委員が直接意見交換を行う機会の充実に努めます。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
意見交換会の開催	実施	拡充	拡充

No.4 ネット社会における諸問題への対応 (指導課・教育センター) 【拡充】

携帯電話やスマートフォンの急速な普及に伴う、ソーシャルメディア*を利用したいじめやインターネット利用に関するトラブルなどの様々な問題に対して、情報モラル教育*の推進とともに、家庭や関係機関と協働した予防と対策に取り組みます。

新規・拡充項目	27年度末現状	30年度末目標	33年度末目標
予防と対策の検討・実践	検討	・協議会設置 ・ガイドライン策定	実践

No.5 家庭教育資料作成事業 (健全育成課) 【継続】

小学1・5年生、中学1年生の家庭に、子育て支援の一環として「家庭教育の手引き」を配布します。

No.6 青少年育成委員会活動事業 (健全育成課) 【継続】

市が委嘱した青少年育成委員が、青少年問題に対する共通の理解を深め、地域における青少年育成関係機関・団体の相互の連絡調整を図りながら、地域ぐるみで青少年の健全育成活動を総合的に推進します。

付属資料

目 次

1 参考資料 74

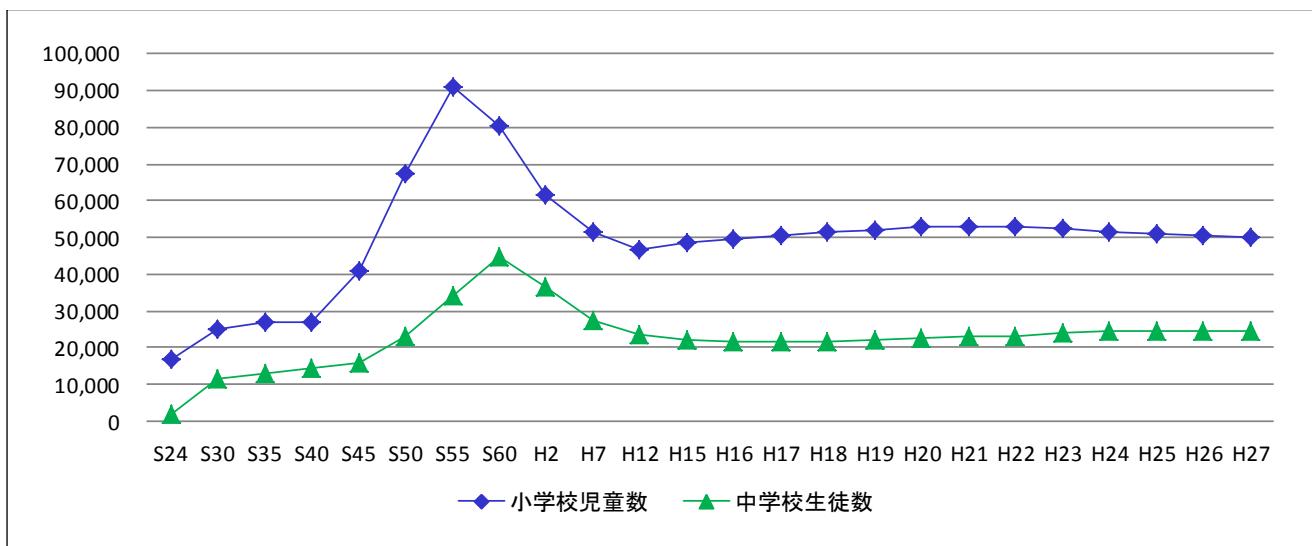
2 策定経過 96

3 用語解説 100

1 参考資料

1 小・中学校児童生徒数の推移

年度 校種	小 学 校			中 学 校		
	学 校 数	学 級 数	児 童 数	学 校 数	学 級 数	生 徒 数
昭和 25	14 校	333 学級	16,635 人	7 校	133 学級	2,142 人
30	26	541 1/2	24,936	13	231	11,325
35	36	583	26,862	18	276	13,148
40	44	703	27,134	21	335	14,385
45	57	1,097	41,076	26	392	15,955
50	83	1,811	67,570	36	574	23,154
55	99	2,365	91,041	44	837	34,370
60	110	2,150	80,307	51	1,079	44,864
平成 2	110	1,890	61,850	52	977	36,686
7	114	1,698	51,695	54	913	27,621
12	118	1,560	46,539	56	701	23,477
15	119	1,627	48,674	56	662	22,231
16	119	1,661	49,439	56	647	21,728
17	120	1,698	50,620	56	657	21,497
18	120	1,742	51,604	56	668	21,638
19	120	1,791	51,877	57	698	22,273
20	120	1,822	52,781	57	714	22,644
21	120	1,844	52,941	57	745	23,308
22	120	1,854	52,848	57	745	23,346
23	117	1,854	52,569	57	767	24,076
24	116	1,857	51,734	57	769	24,313
25	113	1,833	51,037	56	784	24,558
26	113	1,838	50,518	56	785	24,511
27	112	1,814	49,857	55	791	24,565



2 全国学力・学習状況調査の結果について（平成27年度）

文部科学省では、全国的に子どもの学力状況を把握する「全国学力・学習状況調査」を平成19年度から実施しています。（未実施年度や調査方法に変更あり）

本市では児童生徒の本調査結果を、各学校の教育活動を多角的に評価・分析した結果と合わせて、学校教育活動の改善に努めています。

1 調査の概要

- (1) 調査実施日 平成27年4月21日
- (2) 調査対象 小学6年生、中学3年生
- (3) 調査内容 国語 A問題（主として知識）、B問題（主として活用）
算数・数学 A問題（主として知識）、B問題（主として活用）
理科 「知識」「活用」に関する問題を合わせて出題
質問紙調査（学習意欲、学習方法、学習習慣、生活習慣等）

2 教科別結果概要（平成27年度と近年の状況）

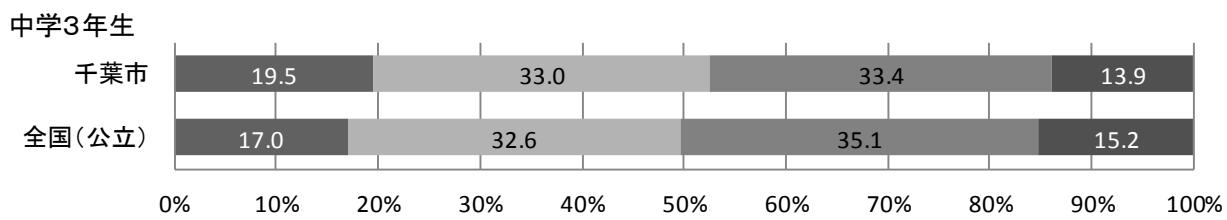
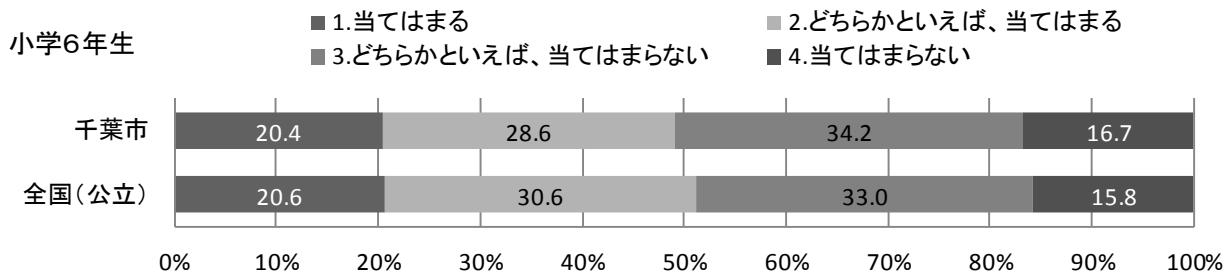
- (1) 千葉市全体の結果と全国（公立のみ）の平均正答率（%）の結果

		「知識」に関するA問題			「活用」に関するB問題			
		千葉市 平均 正答率	全国 平均 正答率	全国平均 との 比較	千葉市 平均 正答率	全国 平均 正答率	全国平均 との 比較	
小学 6 年 生	国語	25年度	64.2	62.7	+ 1.5	52.6	49.4	+ 3.2
		26年度	77.1	72.9	+ 4.2	57.3	55.5	+ 1.8
		27年度	72.8	70.0	+ 2.8	65.6	65.4	+ 0.2
	算数	25年度	78.5	77.2	+ 1.3	62.3	58.4	+ 3.9
		26年度	79.8	78.1	+ 1.7	60.6	58.2	+ 2.4
		27年度	76.4	75.2	+ 1.2	47.5	45.0	+ 2.5
	理科	* 24年度	74.3	69.1	+ 5.2	62.9	57.6	+ 5.3
		27年度	63.8	61.3	+ 2.5	62.9	60.5	+ 2.4
中学 3 年 生	国語	25年度	77.7	76.4	+ 1.3	70.7	67.4	+ 3.3
		26年度	80.7	79.4	+ 1.3	53.0	51.0	+ 2.0
		27年度	77.6	75.8	+ 1.8	67.2	65.8	+ 1.4
	数学	25年度	65.7	63.7	+ 2.0	45.0	41.5	+ 3.5
		26年度	68.3	67.4	+ 0.9	61.6	59.8	+ 1.8
		27年度	65.5	64.4	+ 1.1	44.9	41.6	+ 3.3
	理科	* 24年度	54.5	56.1	- 1.6	49.1	47.8	+ 1.3
		27年度	64.5	63.8	+ 0.7	50.6	48.8	+ 1.8

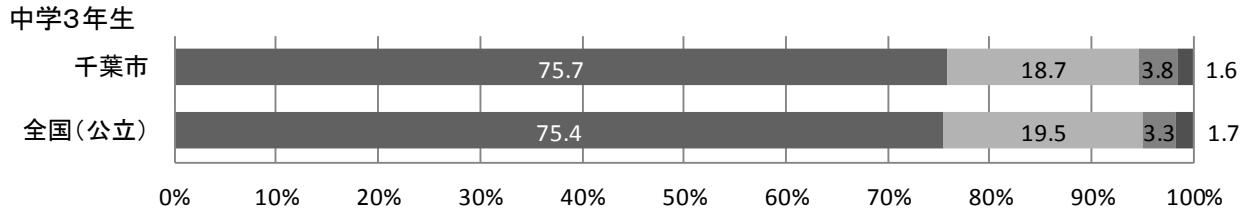
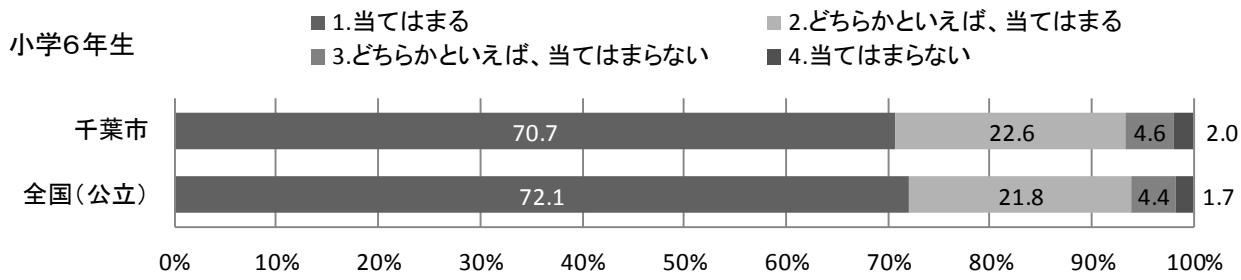
※理科は平成24年度に抽出校で調査している（抽出率は約30%）。参考として掲載。

3 質問紙調査結果概要（千葉市と全国の状況）

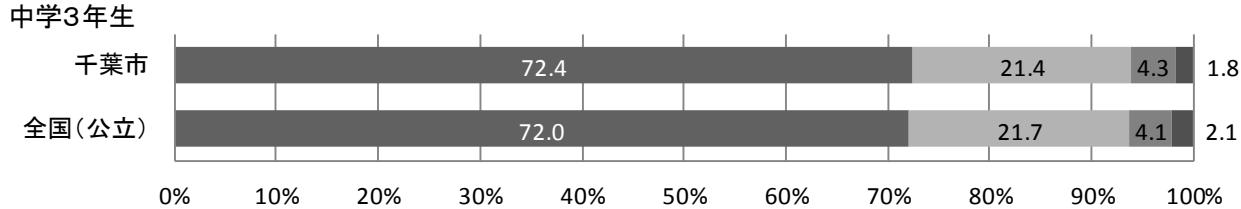
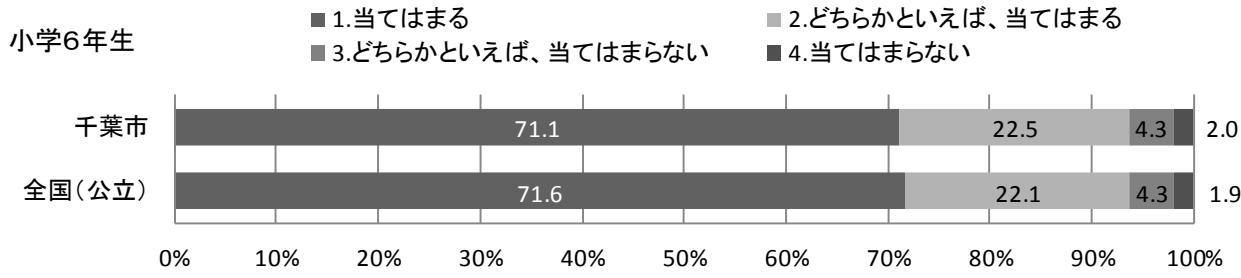
(1) 自分の考え方や意見を発表することが得意



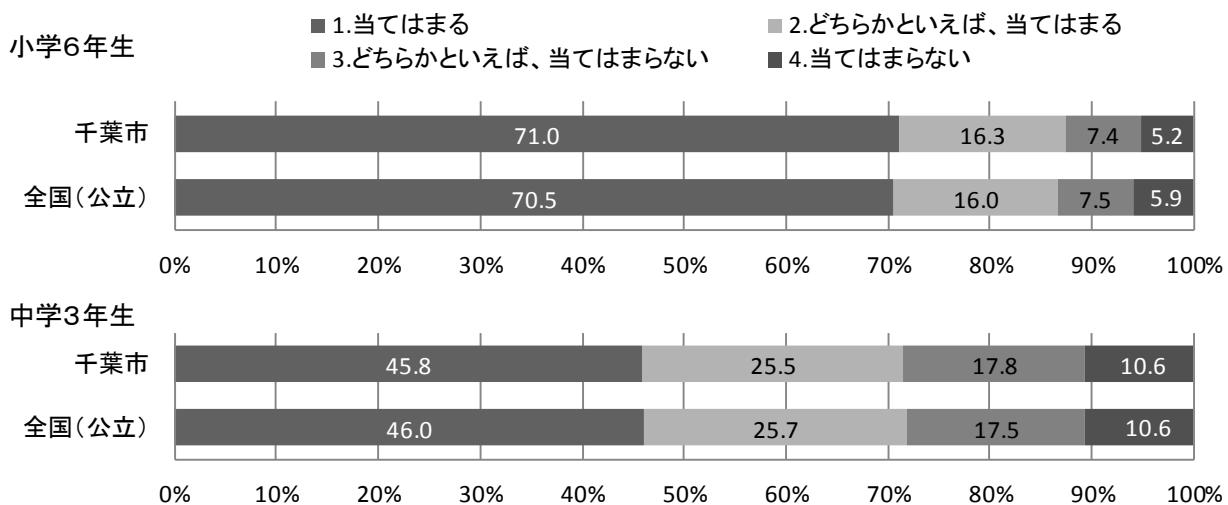
(2) 人の気持ちがわかる人間になりたいと思う



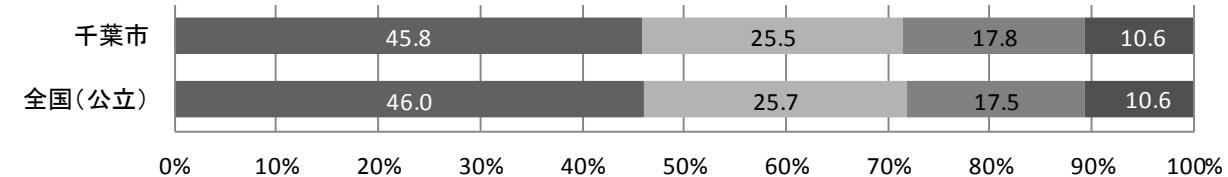
(3) 人の役に立つ人間になりたいと思う



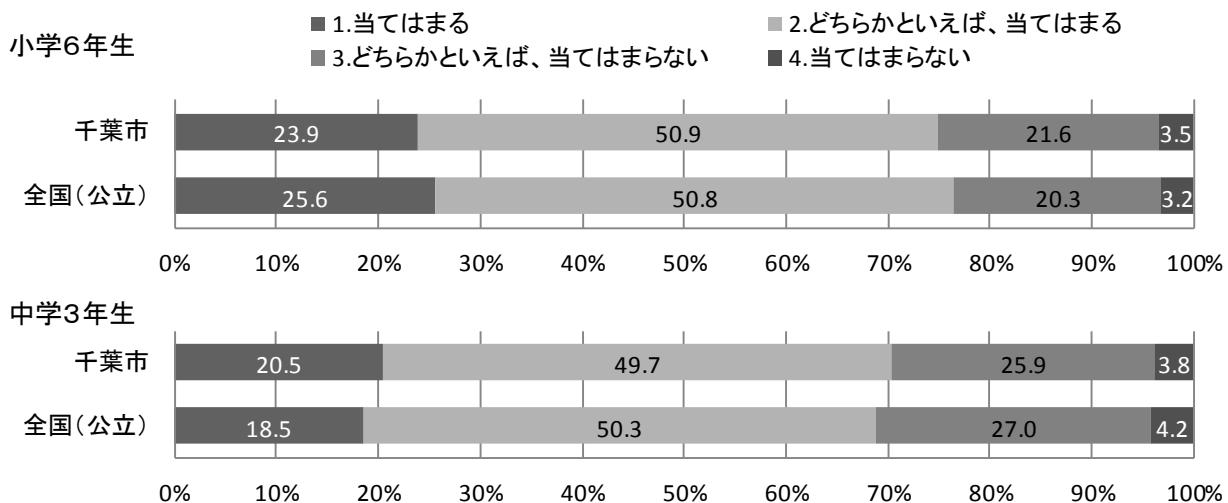
(4) 将来の夢や目標を持っている



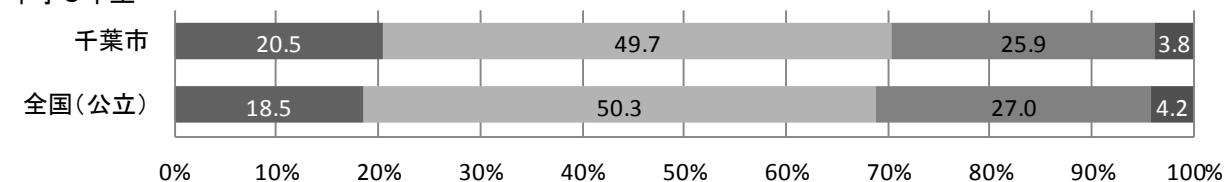
中学3年生



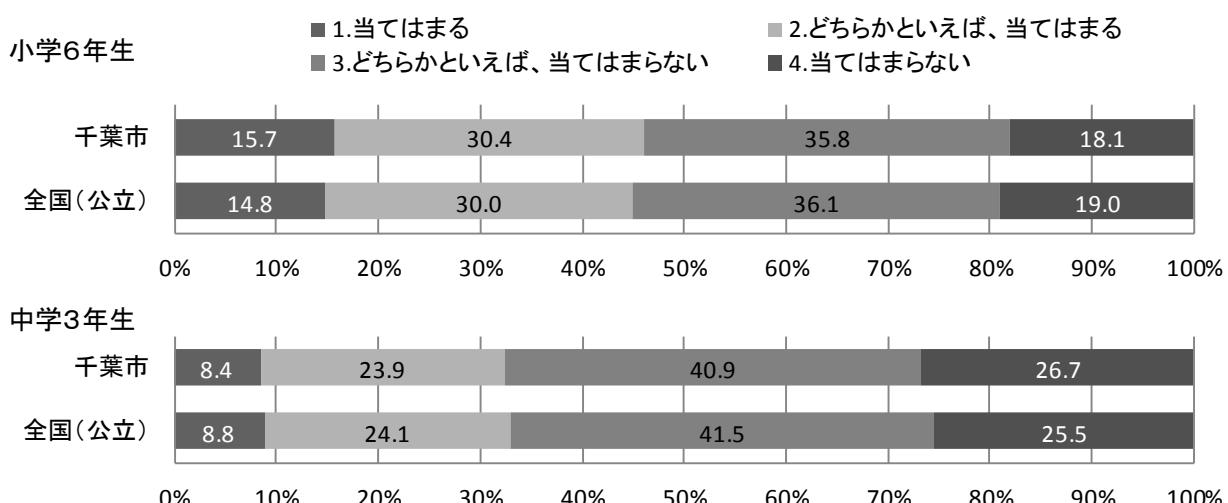
(5) 難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している



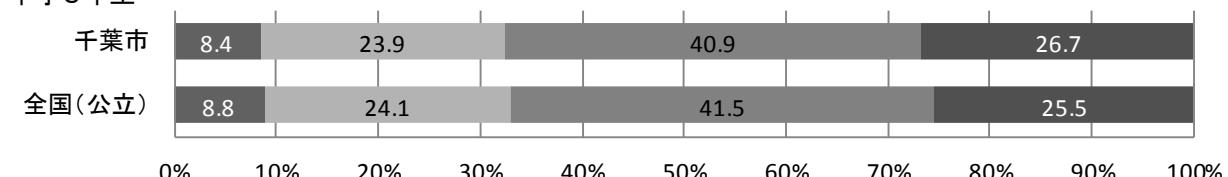
中学3年生



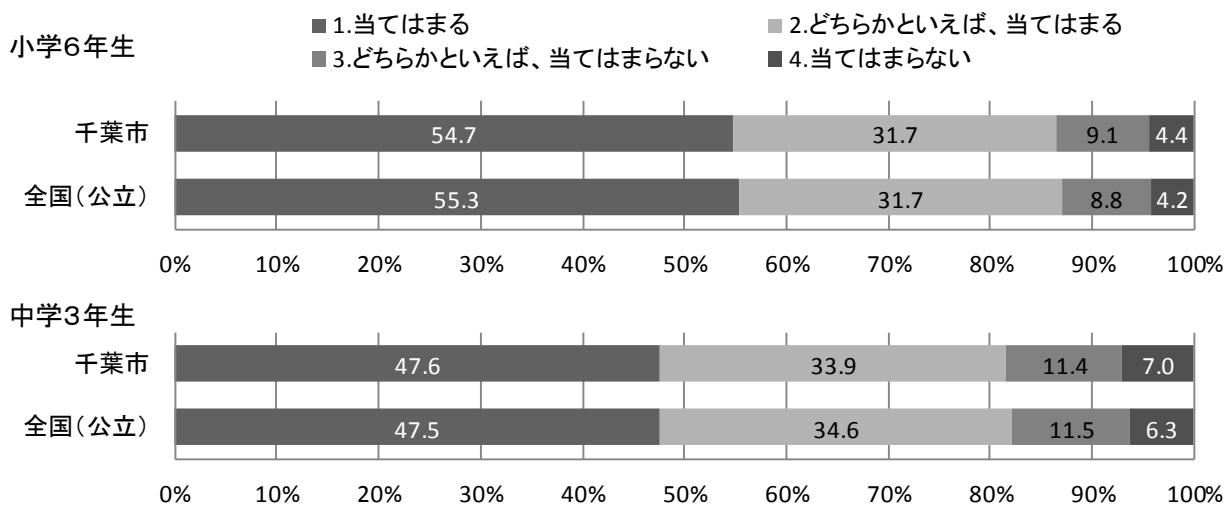
(6) 地域や社会をよくするために、何をすべきかを考えることがある



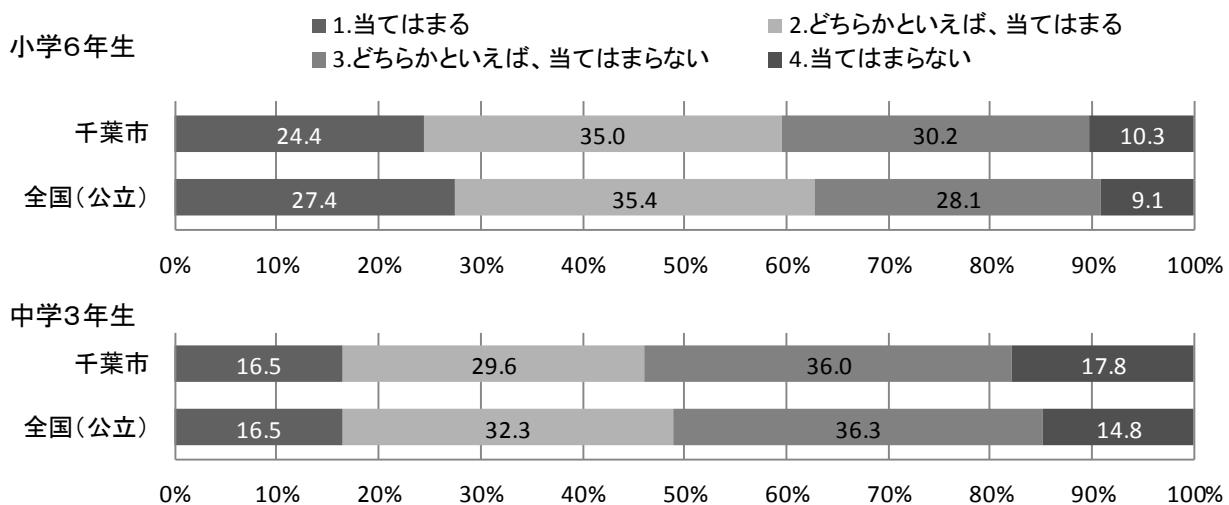
中学3年生



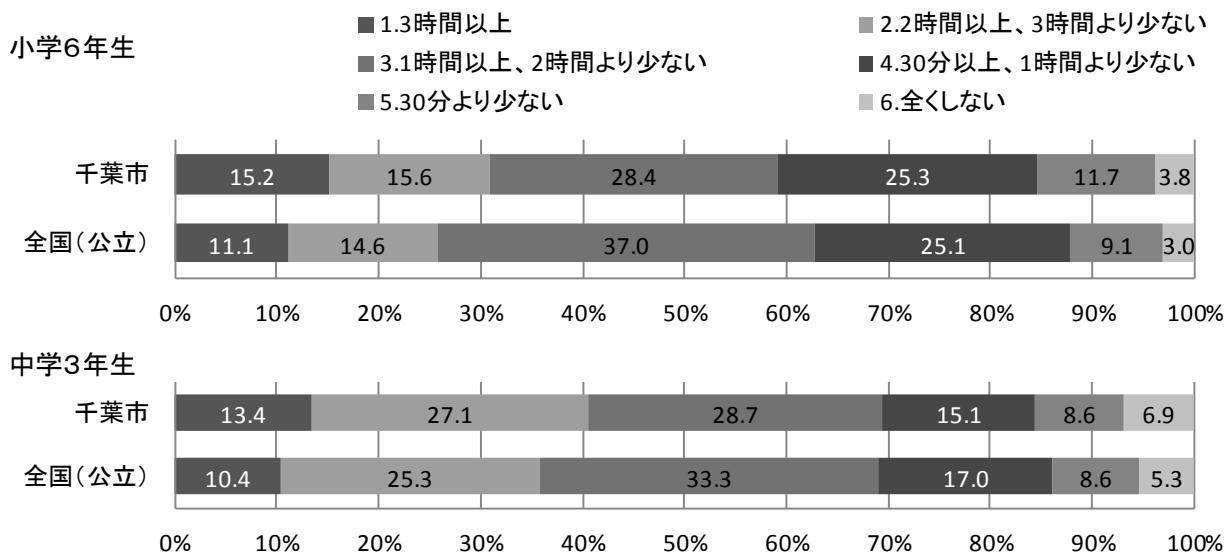
(7) 学校に行くのは楽しい



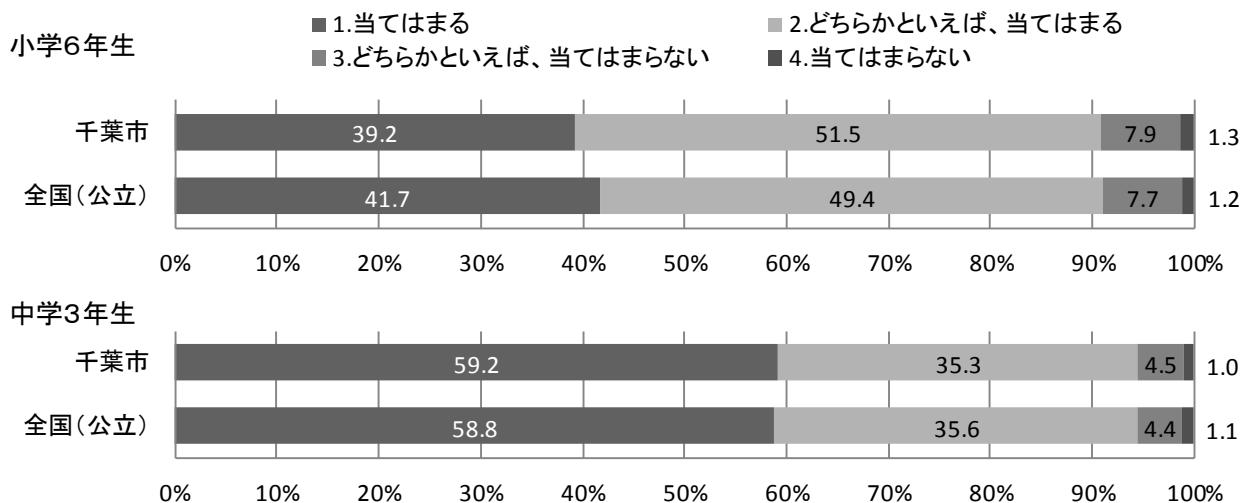
(8) 家で、自分で計画を立て勉強する



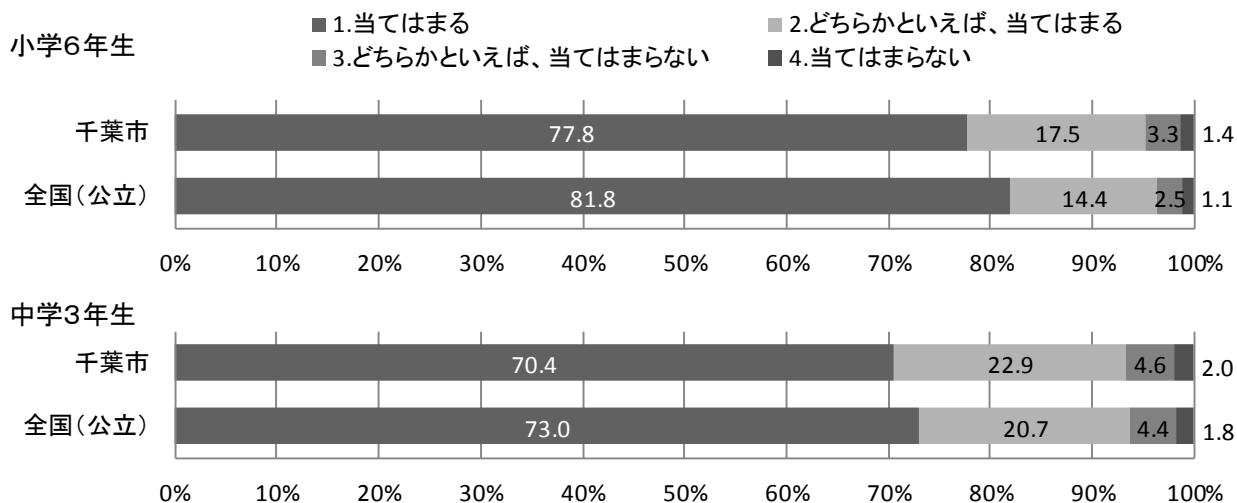
(9) 平日に、学校の授業以外に勉強する時間（学習塾等の勉強時間を含む）



(10) 学校の規則を守っている



(11) いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う



3 千葉市学力状況調査の結果について（平成26年度）

本市では、児童生徒の学力状況や学習指導上の課題を把握し「わかる授業」を推進するため、すべての小学3・5年生、中学2年生を対象とした学力状況調査を実施しています。

学力調査は、千葉県下で多くの学校が採用している「千葉県標準学力検査」を用いています。学習指導要領の改訂があった平成24年度以降は概ね同じ問題です。

意識調査は、学習に対する意識や生活状況の実態、学力と学習意欲や生活習慣との関連を明らかにするために、本市で独自に作成したもので、平成18年度から概ね同じ項目です。

1 調査の概要

- | | | |
|-----------|---------------|---------------------|
| (1) 調査実施日 | 小学校 | 平成27年2月中旬から3月上旬 |
| | 中学校 | 平成27年3月上中旬 |
| (2) 調査対象 | 小学3・5年生、中学2年生 | |
| (3) 調査内容 | 小学校 | 国語、社会、算数、理科、意識調査 |
| | 中学校 | 国語、社会、数学、理科、英語、意識調査 |

2 教科別結果概要

- (1) 千葉市全体の結果と千葉県全体の平均正答率（%）の結果

		千葉市 平均 正答率	千葉県 平均 正答率	千葉県 平均との 比較
小学 3 年 生	国 語	24年度	70.4	68.5
		25年度	69.8	68.5
		26年度	69.9	68.5
	社会	24年度	80.3	79.7
		25年度	79.5	79.7
		26年度	80.7	79.7
		24年度	74.2	72.1
		25年度	73.2	72.1
		26年度	73.6	72.1
		24年度	83.9	84.2
		25年度	83.1	84.2
		26年度	83.7	84.2
				- 0.5

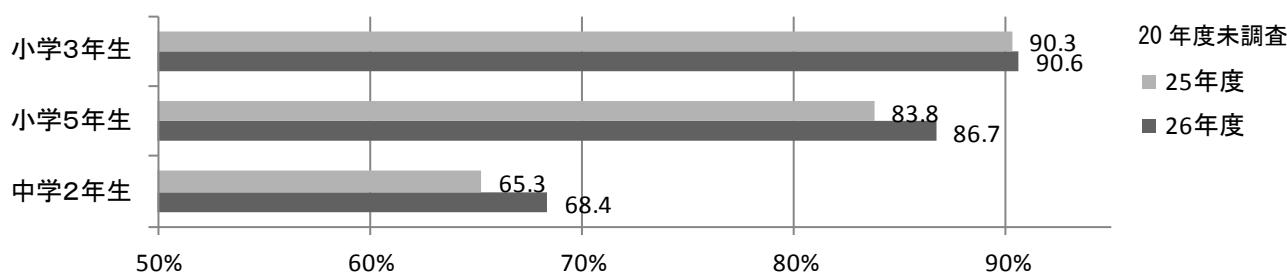
		千葉市 平均 正答率	千葉県 平均 正答率	千葉県 平均との 比較
小学 5 年 生	国 語	24年度	71.0	67.9
		25年度	70.7	67.9
		26年度	70.8	67.9
	社会	24年度	77.5	78.1
		25年度	77.3	78.1
		26年度	77.6	78.1
		24年度	65.9	63.1
		25年度	64.8	63.1
		26年度	65.5	63.1
		24年度	79.5	80.3
		25年度	79.0	80.3
		26年度	79.8	80.3
				- 0.5

		千葉市 平均 正答率	千葉県 平均 正答率	千葉県 平均との 比較
中学 2 年 生	国 語	25年度	65.7	63.2
		26年度	66.0	63.2
				+ 2.8
社会	25年度	56.5	55.2	+ 1.3
	26年度	56.9	55.2	+ 1.7
数学	25年度	60.6	59.3	+ 1.3
	26年度	61.0	59.3	+ 1.7
理科	25年度	58.7	57.2	+ 1.5
	26年度	59.4	57.2	+ 2.2
英 語	25年度	70.0	66.0	+ 4.0
	26年度	69.9	66.0	+ 3.9

* 中学校2年生は、平成24年度未実施

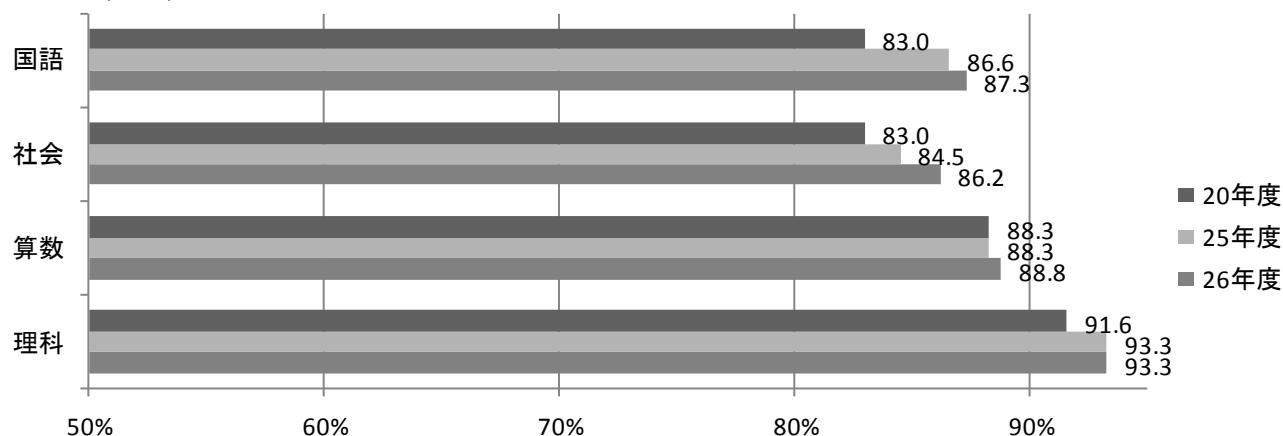
3 意識調査結果概要（経年変化）

(1) 学校の勉強がよくわかる

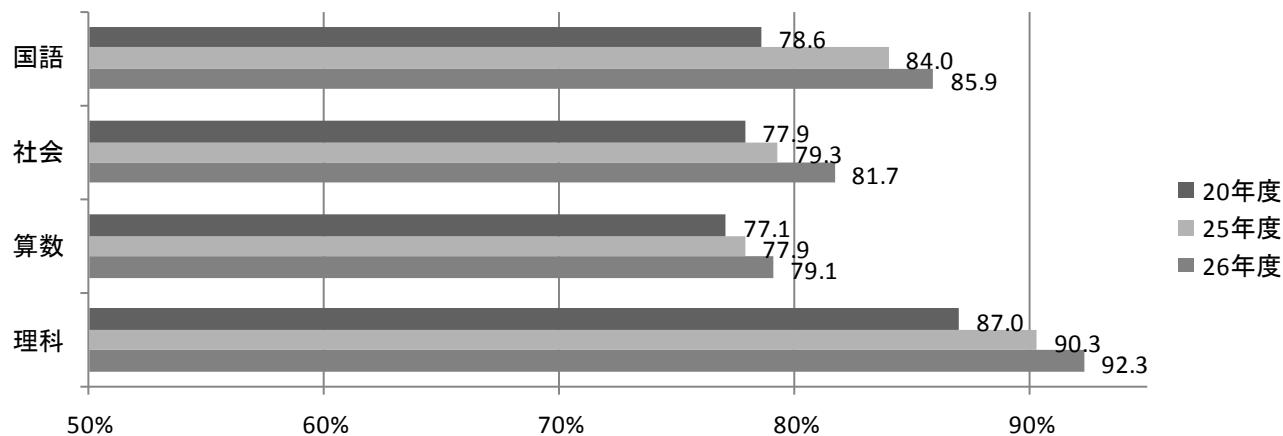


(2) 教科の勉強がわかると思う児童生徒の割合

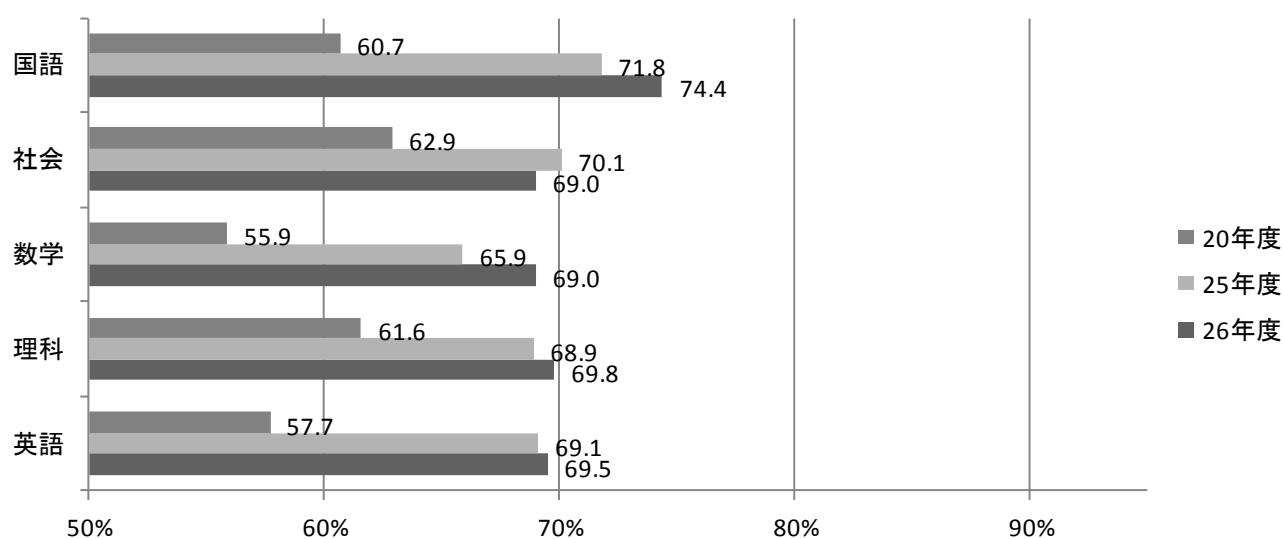
ア 小学3年生



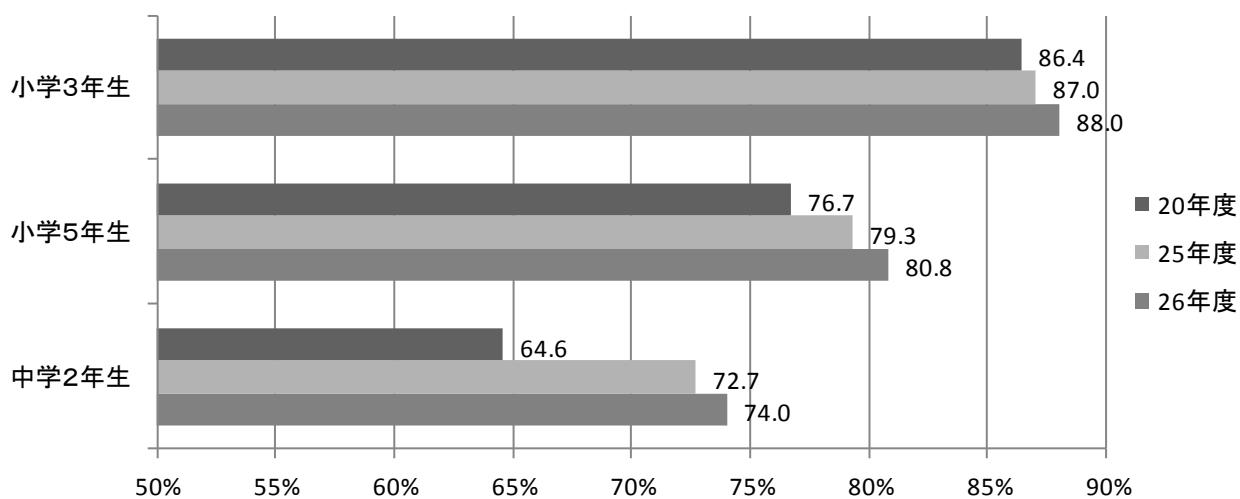
イ 小学5年生



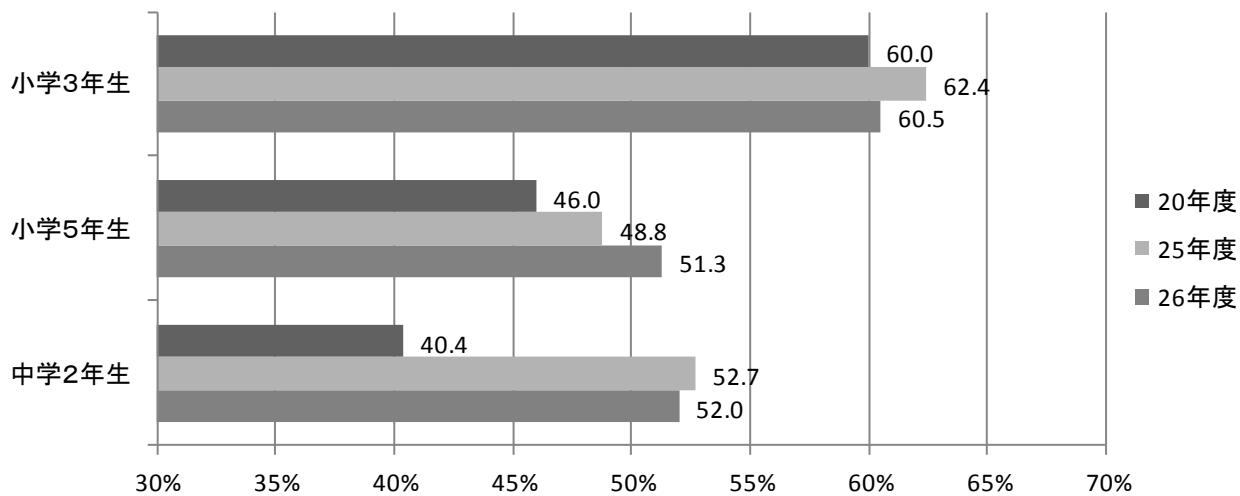
ウ 中学2年生



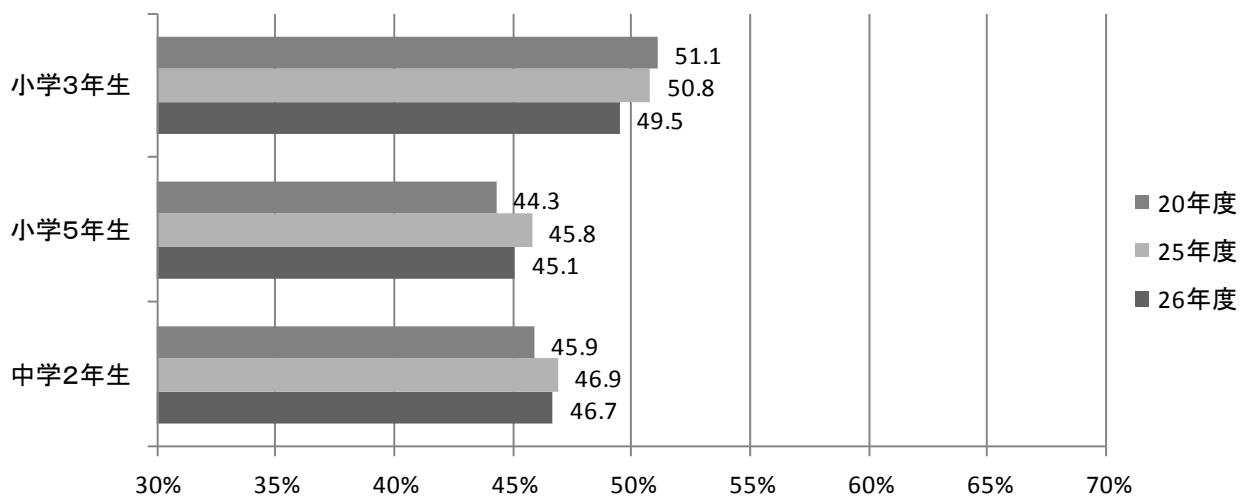
(3) 問題についてよく考え、わかるまでがんばる児童生徒の割合



(4) 手を挙げて自分の考えを発言したり、わからないところを質問したりする児童生徒の割合



(5) 読書習慣がある（1週間に1時間以上の読書）



4 定期健康診断の状況（平成26年度）

小学生		身長 (cm)	体重 (kg)	座高 (cm)
年	男	千葉市	116.7	21.4
		全国	116.5	21.3
年	女	千葉市	115.8	20.8
		全国	115.5	20.8
年	男	千葉市	122.7	24.0
		全国	122.4	24.0
	女	千葉市	121.7	23.3
		全国	121.5	23.4
年	男	千葉市	128.2	26.8
		全国	128.0	27.0
	女	千葉市	127.6	26.3
		全国	127.4	26.4
年	男	千葉市	133.9	30.6
		全国	133.6	30.4
	女	千葉市	133.5	29.7
		全国	133.4	29.8
年	男	千葉市	139.2	34.2
		全国	138.9	34.0
	女	千葉市	140.2	33.7
		全国	140.1	34.0
年	男	千葉市	145.4	38.5
		全国	145.1	38.4
	女	千葉市	147.0	38.7
		全国	146.8	39.0

中学生		身長 (cm)	体重 (kg)	座高 (cm)
年	男	千葉市	152.3	43.6
		全国	152.5	44.0
年	女	千葉市	152.1	43.4
		全国	151.8	43.6
年	男	千葉市	159.8	48.7
		全国	159.7	48.8
	女	千葉市	155.1	47.3
		全国	154.8	47.2
年	男	千葉市	165.1	53.7
		全国	165.1	53.9
	女	千葉市	156.7	50.0
		全国	156.4	50.0

5 体力・運動能力調査の結果（平成26年度）

小学生			握力 (kg)	上体おこし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	シャトルラン (折り返し数)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフトボール投げ (m)
1年	男	千葉市	9.51	12.25	26.87	28.26	19.99	11.22	116.09	9.21
		全国	9.53	11.51	25.84	27.39	18.76	11.52	114.93	8.67
	女	千葉市	8.92	12.25	29.59	27.09	16.22	11.47	110.09	6.14
		全国	8.72	10.63	28.01	26.11	15.86	11.80	107.37	5.74
2年	男	千葉市	11.37	14.68	28.29	32.38	29.08	10.32	128.93	12.80
		全国	11.16	13.95	27.33	31.85	28.33	10.61	126.15	12.38
	女	千葉市	10.85	14.25	31.42	30.36	22.26	10.63	120.80	8.08
		全国	10.35	13.30	29.85	29.96	22.14	10.93	118.24	7.64
3年	男	千葉市	13.17	17.01	30.03	36.95	37.75	9.86	139.49	16.97
		全国	12.99	16.14	29.23	35.10	37.67	10.11	137.53	16.31
	女	千葉市	12.21	16.23	34.68	34.34	27.64	10.22	131.93	10.26
		全国	12.10	14.88	32.00	33.57	28.25	10.45	129.33	9.71
4年	男	千葉市	15.14	19.65	32.75	39.82	46.29	9.44	149.21	20.78
		全国	15.03	18.16	30.49	38.80	46.05	9.67	144.71	20.33
	女	千葉市	14.36	18.17	36.93	37.63	33.98	9.74	142.01	12.28
		全国	14.11	16.69	34.29	36.51	34.40	9.98	137.03	11.92
5年	男	千葉市	17.85	21.40	35.92	45.26	57.27	9.09	161.48	25.35
		全国	17.36	20.09	32.66	42.97	55.33	9.26	154.70	24.45
	女	千葉市	17.12	20.04	39.43	42.56	45.06	9.37	153.35	14.78
		全国	16.55	18.55	37.25	40.69	42.79	9.55	146.52	14.37
6年	男	千葉市	21.33	23.47	38.93	47.11	64.42	8.64	170.69	28.14
		全国	20.04	21.69	34.08	45.79	62.62	8.90	163.72	28.41
	女	千葉市	20.57	21.28	44.27	44.89	52.50	8.92	162.04	17.28
		全国	19.74	20.01	39.69	43.02	48.95	9.12	155.20	16.85

中学生			握力 (kg)	上体おこし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	シャトルラン (折り返し数)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ハンドボール投げ (m)
1年	男	千葉市	23.82	24.91	42.70	49.11	69.23	8.40	181.91	19.02
		全国	24.64	25.11	39.66	49.58	73.84	8.40	183.10	18.82
	女	千葉市	20.83	22.04	46.30	45.20	50.64	8.95	166.18	12.33
		全国	21.93	21.00	43.17	44.88	52.62	8.96	165.54	12.24
2年	男	千葉市	29.28	29.14	47.47	53.33	86.33	7.75	200.15	21.93
		全国	29.93	28.67	43.41	53.33	90.07	7.85	200.13	21.88
	女	千葉市	24.08	24.67	49.22	47.69	60.59	8.61	174.43	13.93
		全国	24.35	23.45	45.10	46.51	59.73	8.75	169.81	13.76
3年	男	千葉市	34.94	31.79	51.67	56.03	90.87	7.37	213.44	25.30
		全国	35.70	30.78	47.90	55.64	96.84	7.44	214.56	24.76
	女	千葉市	25.70	25.58	52.32	48.24	59.00	8.55	177.98	14.97
		全国	25.48	24.60	47.46	47.18	62.43	8.60	174.04	14.70

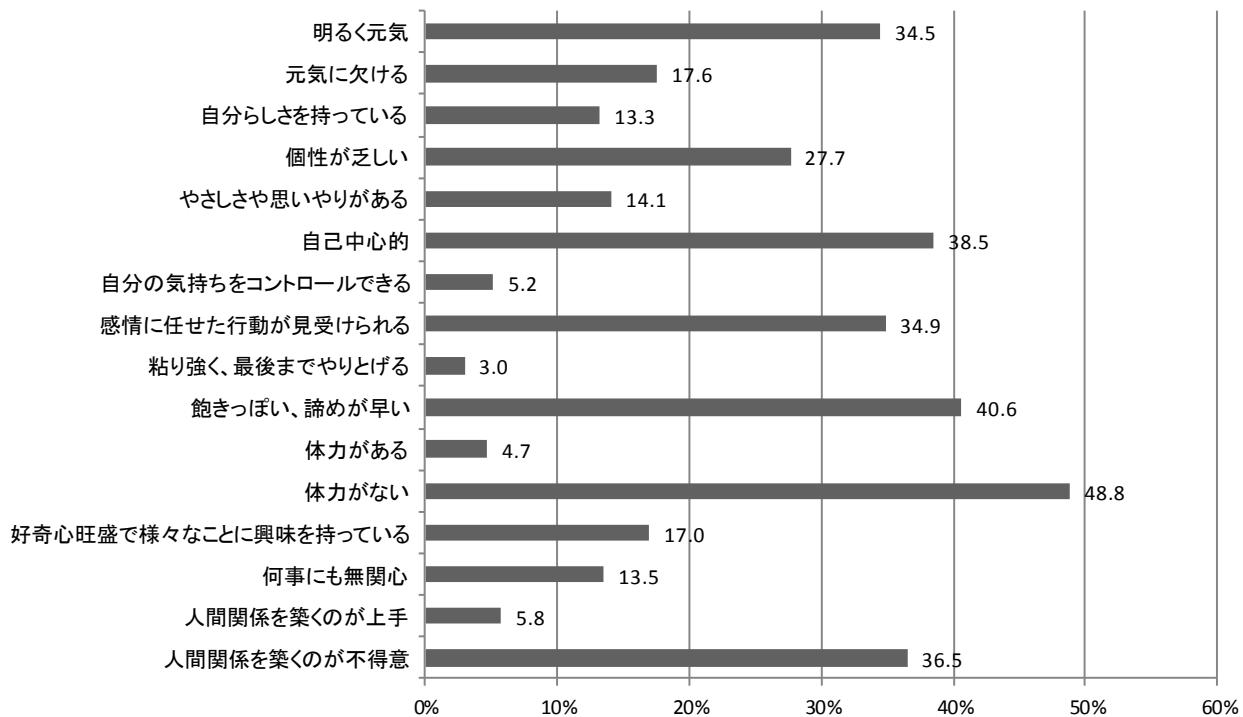
6 意識調査

計画策定にあたり、学校教育に関する基本的な意識・実態等の把握を目的に、市民及び児童生徒・保護者・教員への意識調査を行いました。

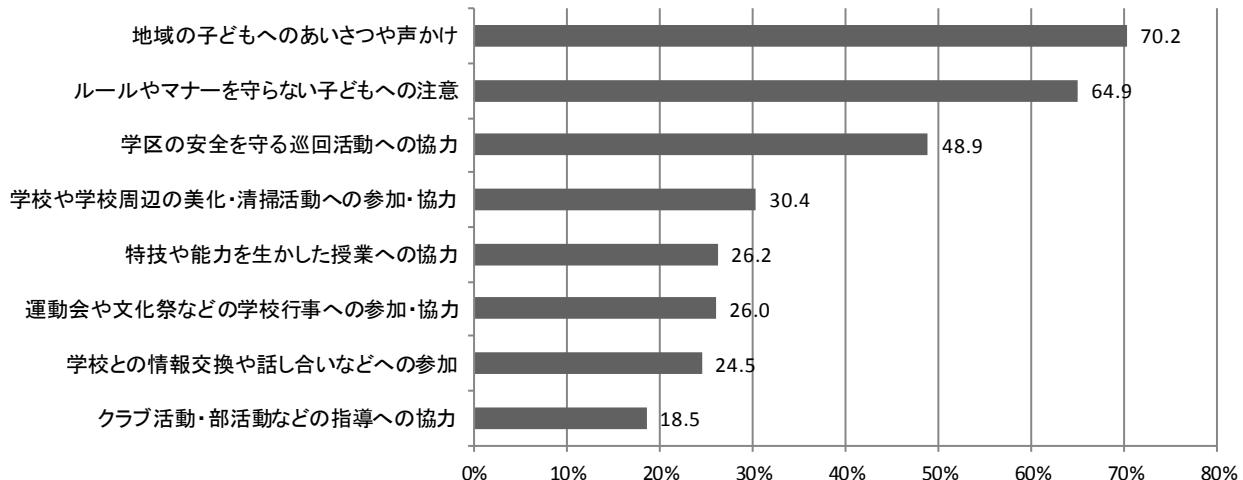
1 市民

- ・調査手法 インターネットモニター アンケート
- ・回答者数 1,041人（男：487人、女：554人）

(1) 子どもの印象



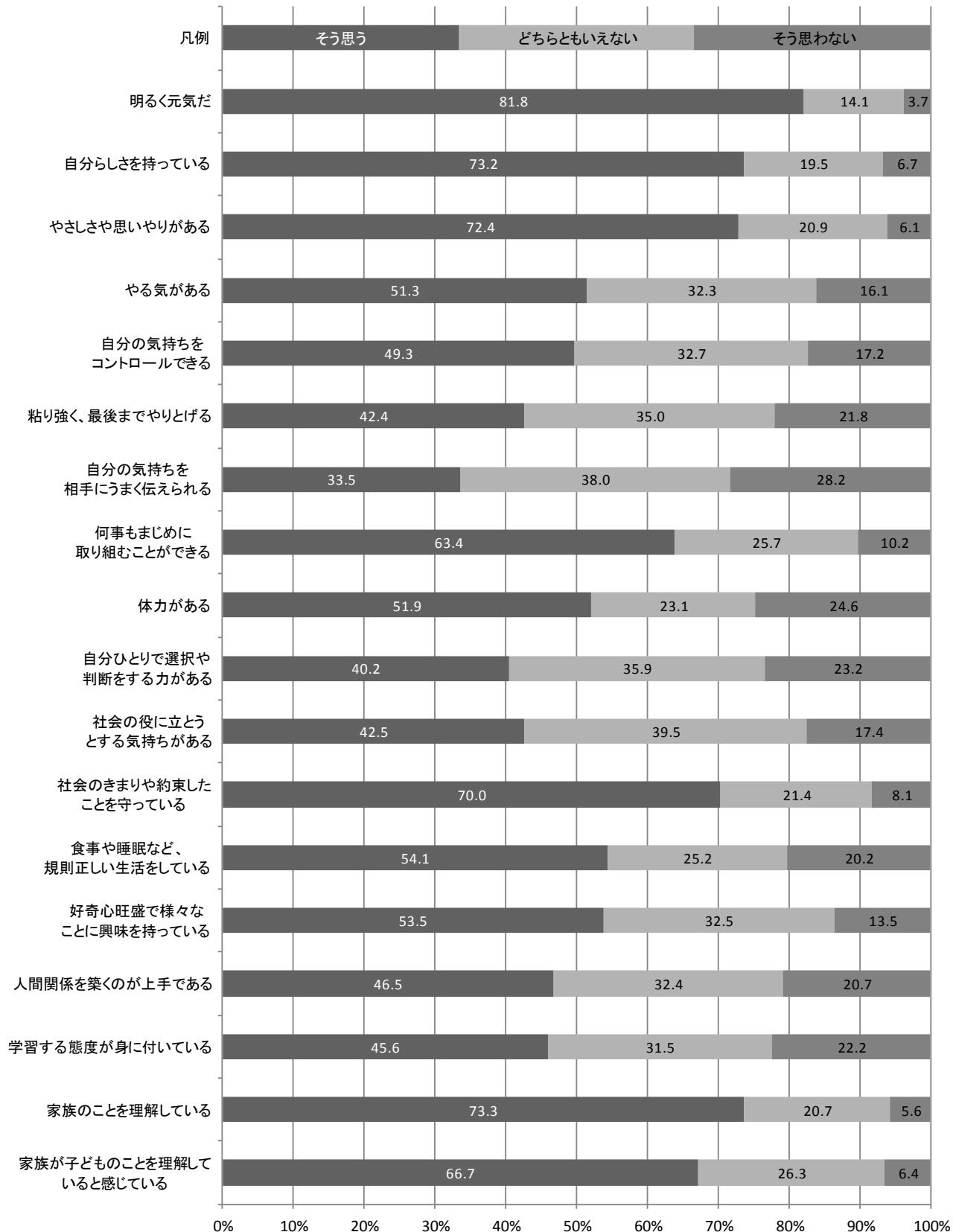
(2) 個人や地域としてできると思うこと



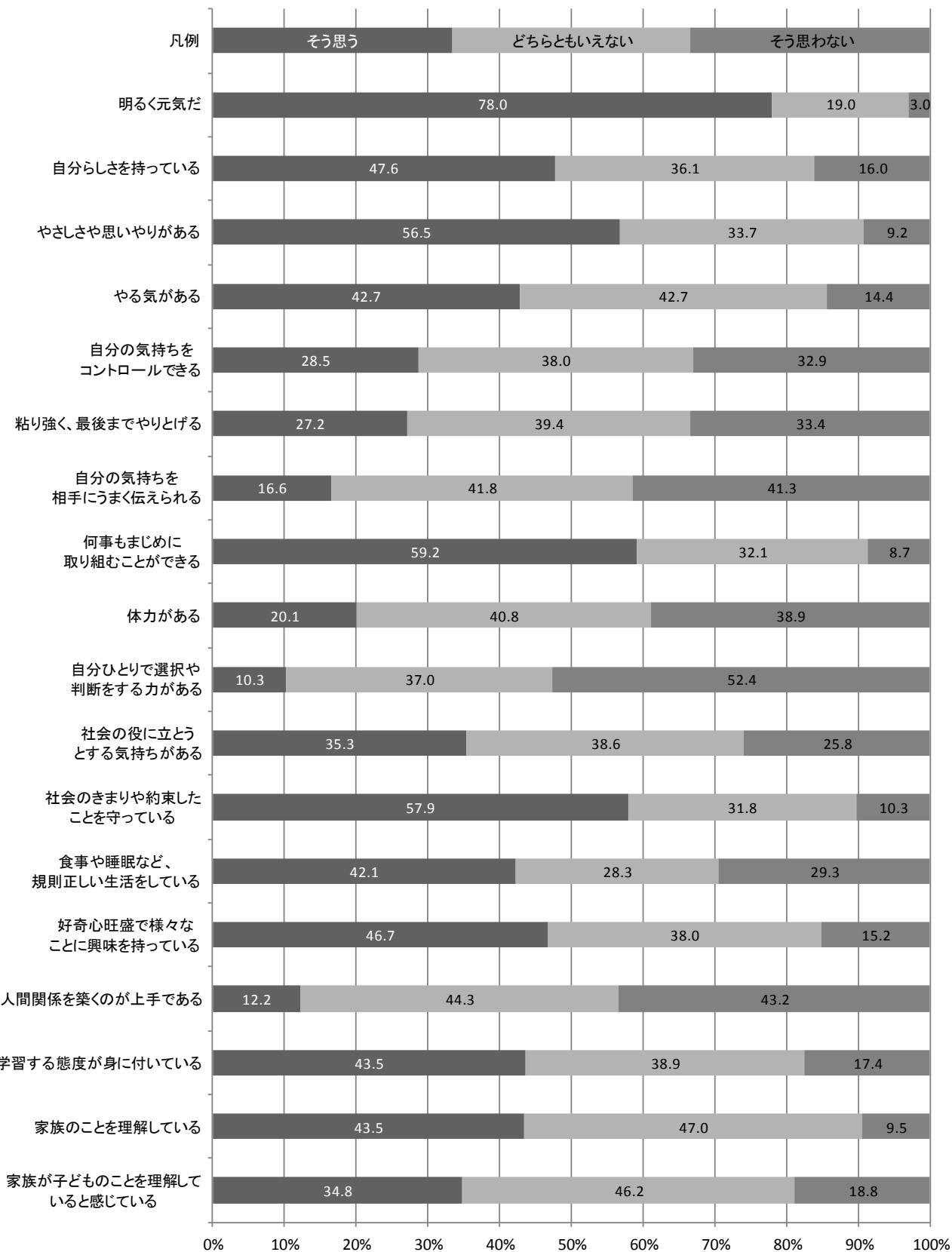
2 児童生徒・保護者・教員

- ・調査手法 マークシート方式アンケート
- ・回答者数 小学生：410人、中学生：548人、高校生：234人、保護者：908人、教員：368人

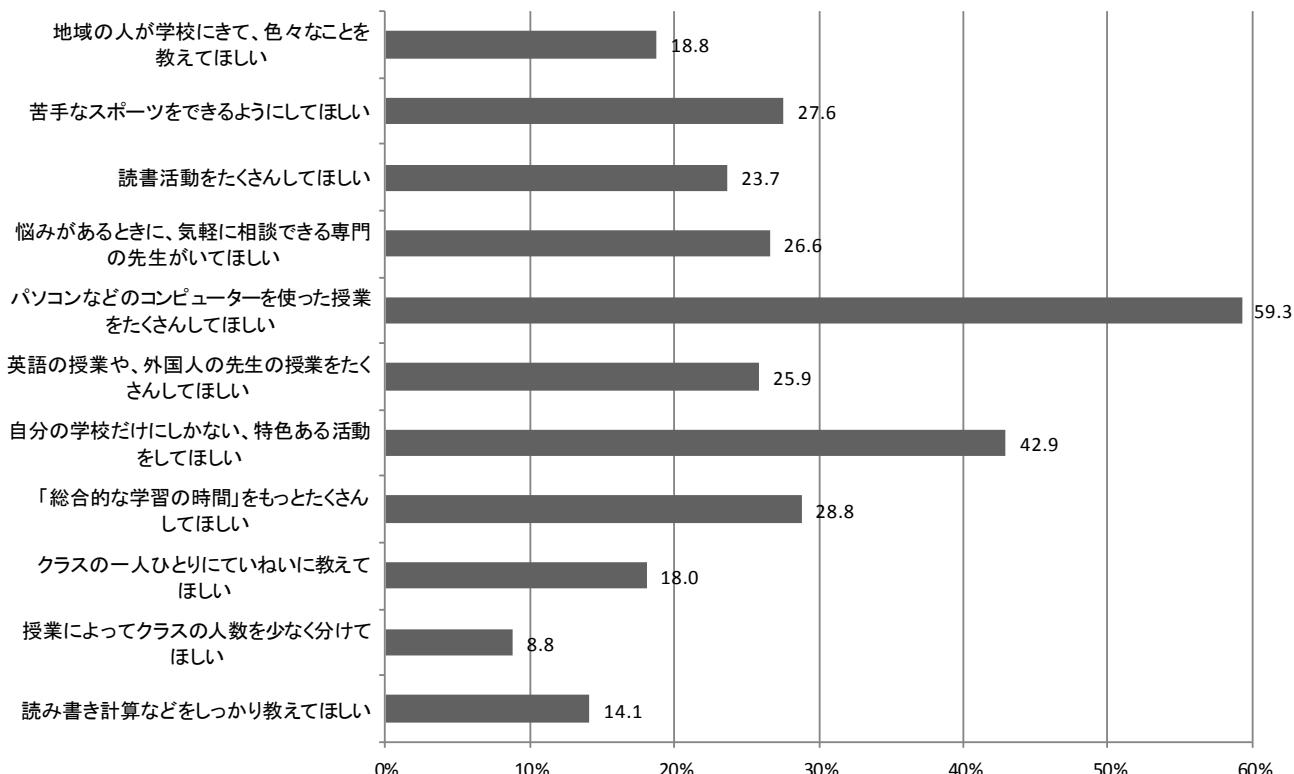
(1) 子どもの印象【保護者】



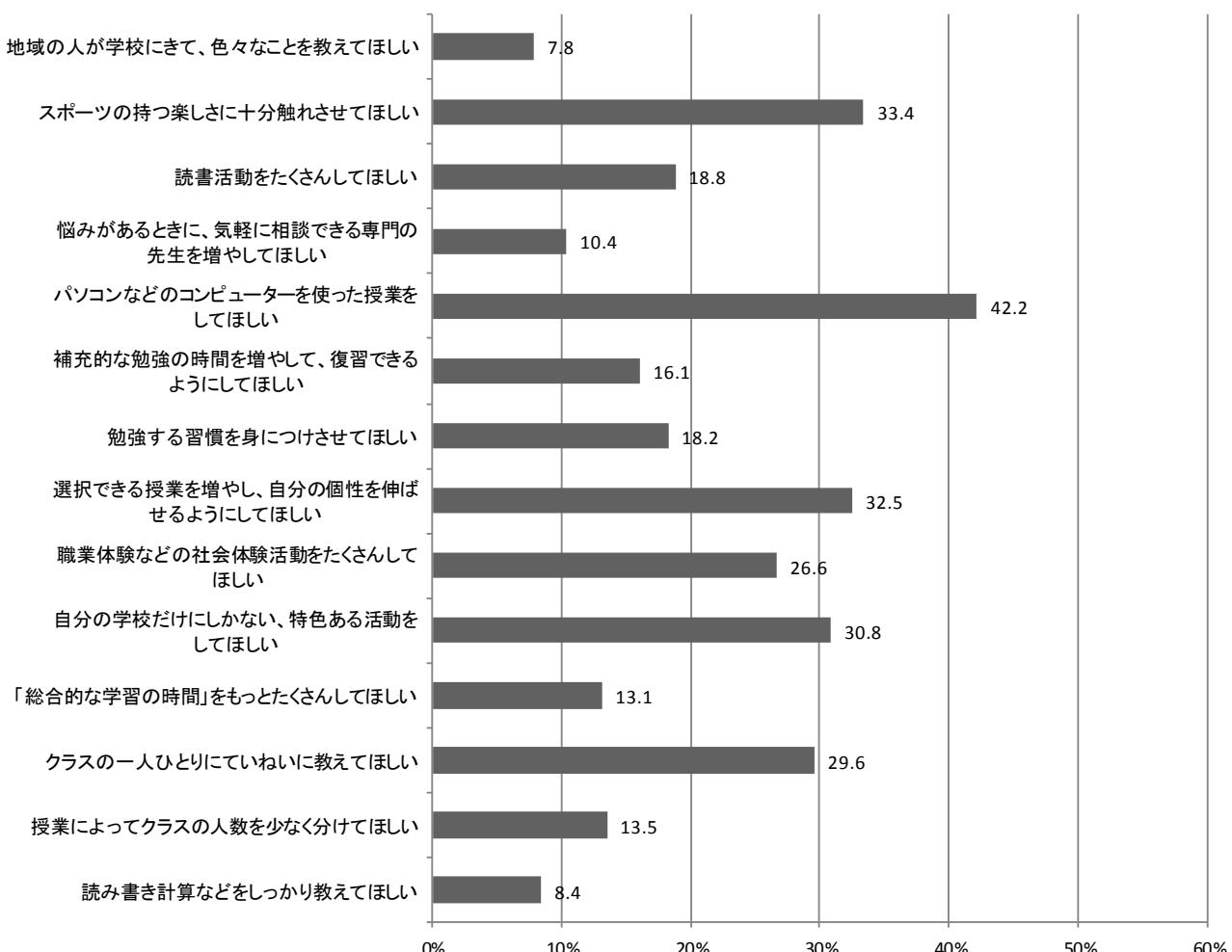
(2) 子どもの印象【教員】



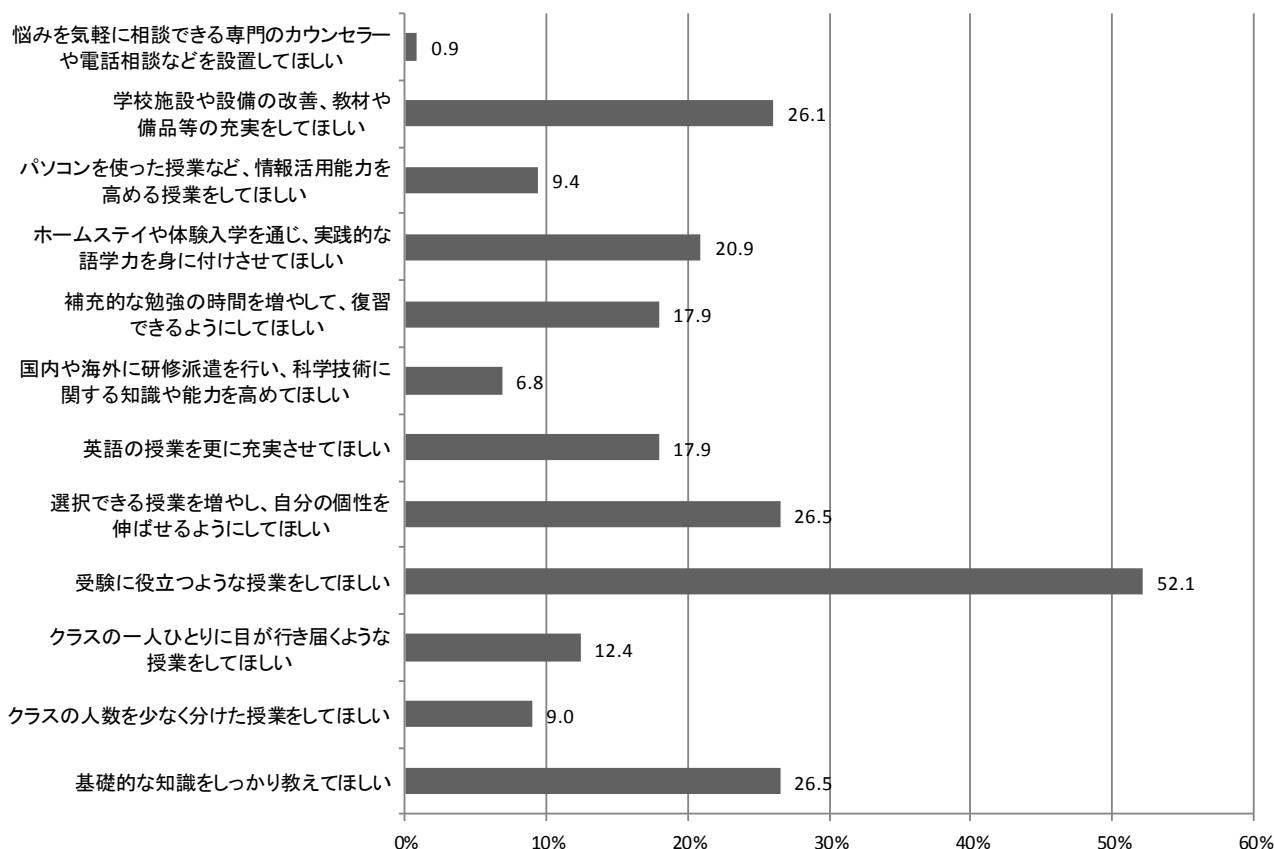
(3) 学校に特に期待する取組み【小学生】



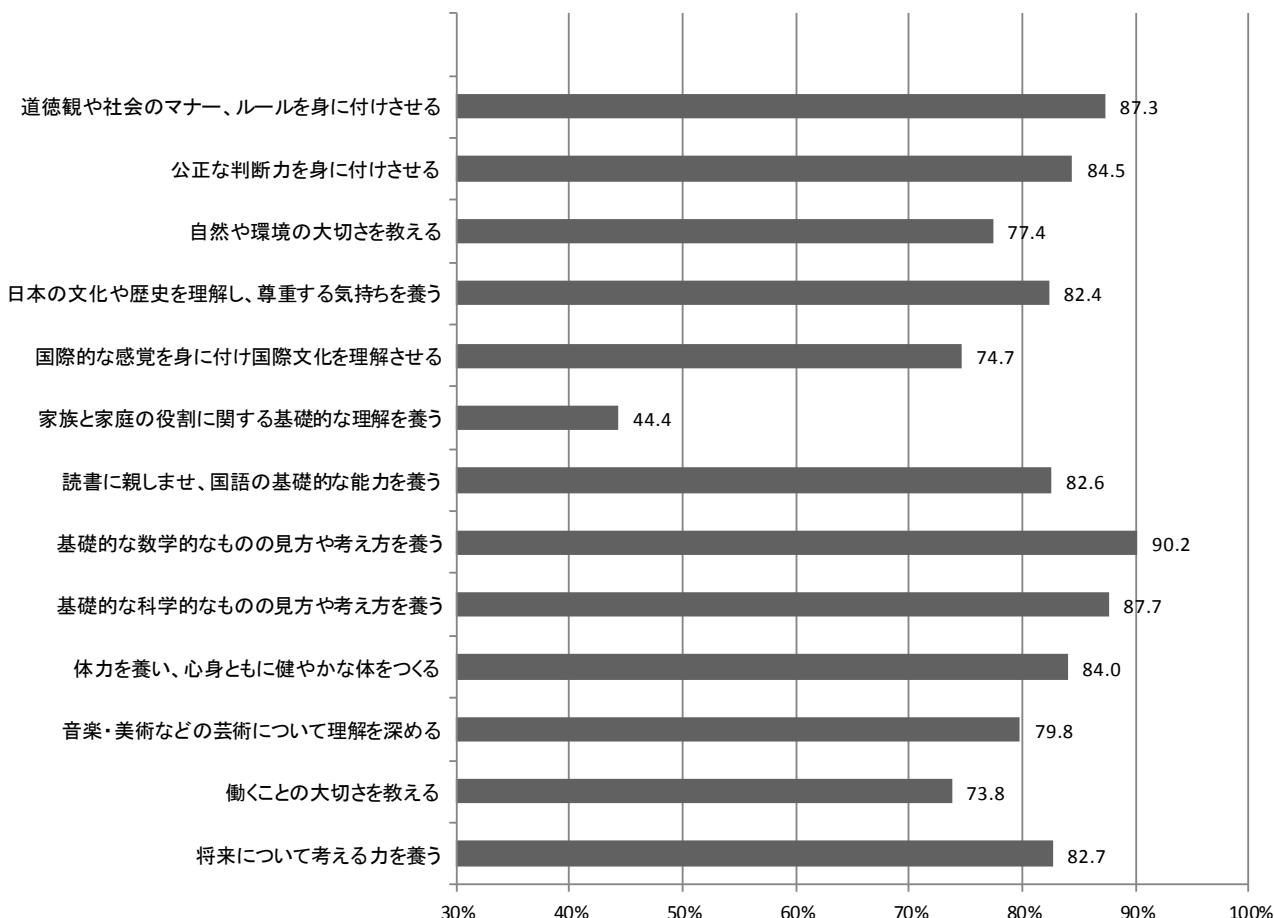
(4) 学校に特に期待する取組み【中学生】



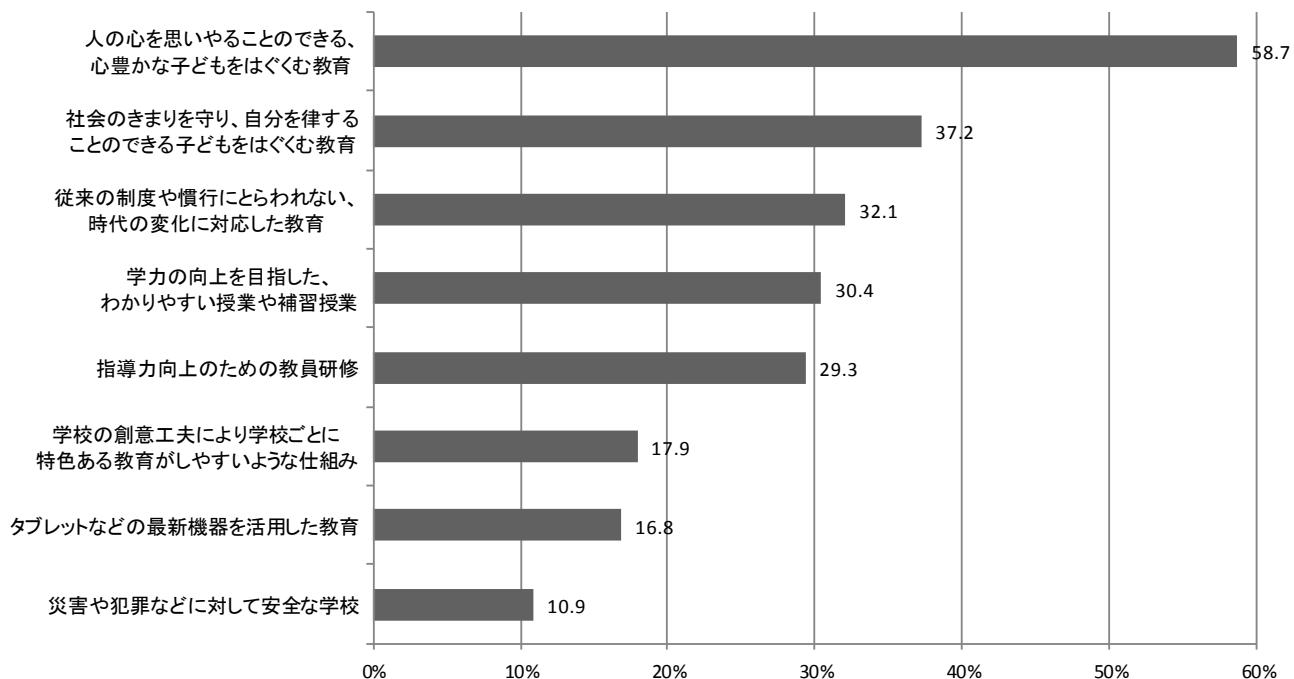
(5) 学校に特に期待する取組み【高校生】



(6) 学校に期待する取組み【保護者】



(7) 今後の学校教育の取組みに望むこと（上位8項目）【教員：3つまでの選択】



7 第1次学校教育推進計画の進捗状況

I わかる授業を推進し、自ら学ぶ力を身に付けさせる						
基本施策	達成指標番号	達成指標	H20	H26実績	(H27)最終目標	担当所管
(1) 学ぶ意欲と確かな学力をはぐくむ 教育の推進	1	学習指導要領に基づく「千葉市版年間指導計画」の作成	移行期の指導計画作成	指導計画の改訂	作成完了	指導課
	2	「学校の勉強が好きだ」と肯定的に回答する小学5年生の割合	69%	77%	80%	指導課
	3	〃　　中学2年生の割合	38%	53%	65%	指導課
	4	小学生一人あたり2週間の平均読書冊数	10冊	12冊	15冊	指導課
	5	中学生一人あたり　　〃	4冊	5冊	8冊	指導課
	6	一週間にどのくらい読書をするかに対して「読まない」と回答する小学5年生の割合	17.5%	18%	10%	指導課
	7	〃　　中学2年生の割合	16.3%	15%	10%	指導課
	8	「理科の勉強が好き」と肯定的に回答する小学5年生の割合	86.6%	90%	90%	指導課
	9	〃　　中学2年生の割合	64%	69%	70%	指導課
	10	「算数の勉強が好き」と肯定的に回答する小学5年生の割合	71%	68%	78%	指導課
	11	「数学の勉強が好き」と肯定的に回答する中学2年生の割合	53%	63%	60%	指導課
	12	科学館を授業の一環で利用する市内小学校の割合	88.3%	97%	100%	生涯学習振興課
(2) 学びを深め、広げる 教育の推進	13	「絵をかく会」「総合展」への参加校	全参加	全参加	継続	指導課
	14	情報教育支援員の配置数	—	3人	3人	教育センター
	15	各学校の学校CIO育成率	—	100%	100%	教育センター
	16	学習コンテンツを利用する学校の割合	35%	100%	100%	教育センター
	17	千葉市独自の情報モラル教育カリキュラムを実践した学校の割合	—	—	—	教育センター
	(再掲)	科学館を授業の一環で利用する市内小学校の割合	(120の再掲)			
	(再掲)	団体貸出用資料の貸出冊数(学校専用貸出及び団体用貸出の計)	(330の再掲)			

II 社会性を備えた豊かな心をはぐくむ

基本施策	達成指標番号	達成指標	H20	H26実績	(H27)最終目標	担当所管
(3) 命を大切にする 心や思いやりの 心をはぐくむ教育 の推進	18	「係活動等責任を持って行っている」と回答する小学5年生の割合	85%	91%	88%	指導課
	19	「係活動等責任を持って行っている」と回答する中学2年生の割合	83%	93%	90%	指導課
	20	職場体験学習を3日以上実施する中学校の割合	75%	80%	95%	指導課
	21	職場体験学習を実施する中学校の割合【H23年度新規】	100% (H23)	100%	100%	指導課
	22	人の役に立つ人間になりたいと思うと回答する生徒の割合【H24年度新規】	小94.4% 中92.9% (H24)	小92.7% 中93.4%	95%	指導課
	(再掲)	千葉市独自の情報モラル教育カリキュラムを実践した学校の割合				(17の再掲)
	23	環境の保全、生命の尊び、自然の大切さ等について、学校独自の内容で、学習を実施している学校数【H23年度新規】	100% (H23)	100%	100%	指導課
	24	全児童生徒数に対する不登校小学校児童数の割合	0.22%	0.46%	0.20%	指導課
	25	〃 不登校中学校生徒数の割合	2.73%	2.38%	2.50%	指導課
	26	教育センターでのグループカウンセリング活動に参加した児童生徒のうち、学校復帰に向けた改善が図られ、教育相談指導教室に入級できた児童生徒の割合	32%	51%	50%	教育センター
(4) 夢や希望をはぐくむ教育の推進	(再掲)	職場体験学習を3日以上実施する中学校の割合				(20の再掲)
	27	高等学校卒業時の進路決定状況	76%	80%	83%	企画課
	28	埋蔵文化財調査センターの出前授業を利用する児童・生徒数(延べ数)	2,040人	6,111人	7,400人	文化財課
	29	「英語の勉強が好き」と肯定的に回答する中学2年生の割合	61%	68%	70%	指導課
	30	「英語活動が楽しい」と肯定的に回答する児童の割合(小学5年生)	81%	92%	98%	指導課
	31	市立稻毛高等学校・附属中学校における高校2年時の実用英語技能検定(英検)2級の合格率【H23年度新規】	56% (H23)	59.2%	100%	市立稻毛高
	32	海外の学校との交流活動を実施している学校数	17校	28校	30校	指導課
(5) 豊かな情操をはぐくむ教育の推進	(再掲)	小学生一人あたり2週間の平均読書冊数				(4の再掲)
	(再掲)	中学生一人あたり 〃				(5の再掲)
	(再掲)	一週間にどのくらい読書をするかに対して「読まない」と回答する小学5年生の割合				(6の再掲)
	(再掲)	〃 中学2年生の割合				(7の再掲)
	33	団体貸出用資料の貸出冊数(学校専用貸出及び団体用貸出の計)	16,000冊	23,674冊	24,000冊	中央図書館
	34	子ども読書まつりの参加人数	3,800人	9,372人	11,000人	中央図書館
	35	オーケストラコンサート参加人数	4,231人	4,750人	4,900人	指導課

III 体力を高め、健康な体をはぐくむ

基本施策	達成指標番号	達成指標	H20	H26実績	(H27)最終目標	担当所管
(6) 体力向上の推進	36	県運動能力証の合格率(小学生)	24.0%	26.9%	27.5%	保健体育課
	37	〃 (中学生)	23.2%	26.3%	27.0%	保健体育課
	38	新体力テストにおいて、各学年・種目で全国平均を上回る割合	95.8%	94.4%	100%	保健体育課
	39	行政区に対する総合型地域スポーツクラブの設立数の割合	67%	100%	100%	
(7) 健やかな体の育成	40	12歳(中学1年生)のDMF指数(永久歯の一人あたりの平均虫歯指数)	1.36	0.74 全国1.00	1.00	保健体育課
	41	朝食を必ず食べる児童生徒の割合	88.0%	90.2%	92.0%	保健体育課

IV 家庭の教育力を高め、地域の教育力を生かす

基本施策	達成指標番号	達成指標	H20	H26実績	最終目標(H27)	担当所管
(8) 家庭の役割と機能を再確認するための方策推進	(再掲)	朝食を必ず食べる児童生徒の割合			(41の再掲)	
	42	子育てサロンが行う子育て相談への参加者数(延べ数)	2,298人	2,088人	3,200人	生涯学習振興課
(9) 地域の教育力を活用した家庭・学校への支援の充実	43	放課後子ども教室の年間延参加児童数【H22年度新規】	107,795人 (H23)	92,358人	174,000人	生涯学習振興課
	44	地域の大人に挨拶をしたり、話すようになったりした参加児童の割合【H22年度新規】	59.3% (H23)	62.8%	60%	生涯学習振興課
	45	異なる学年の児童と遊ぶようになった参加児童の割合【H22年度新規】	40.2% (H23)	44.6%	45%	生涯学習振興課
	46	公民館の小・中学生の学習者数(延べ数)	41,854人	28,899人	48,000人	生涯学習振興課
	47	学校・家庭・地域連携によるまちづくり推進事業への参加者数(延べ数)	61,733人	92,679人	100,000人	指導課
	48	学校セーフティウォッチャーの登録者数	16,000人	26,855人	25,200人	学事課
	49	こども110番のいえ設置数	10,080	10,322	12,000	健全育成課
(10)ルールやマナー意識をはぐくむ交流・連携活動の推進	50	「青少年の日」つながりワーク地域行事を実施する中学校区数	40校区	55校区	54校区	健全育成課

V 子どもの学びを支える教育環境を整える

基本施策	達成指標番号	達成指標	H20	H26実績	(H27)最終目標	担当所管
(11)学校施設等の整備・充実	51	学校施設の耐震化の割合(耐震化率)	60%	99%	100%	学校施設課
	52	普通教室2台、特別教室6台の配備に向けたLAN用コンピュータの整備状況	11%	52%	100%	教育センター
	53	不審者侵入に対する防犯訓練を実施する学校	全校実施	全校実施	継続	学事課
	54	地上デジタル放送への対応割合 (上段:テレビ配置、下段:アンテナ工事)	—	100%	100%	
(12)教育環境の改善と特色ある学校づくりの推進	55	学校適正規模校の割合(上段:小学校、下段:中学校)【H23年度新規】	56% 50% (H23)	63% 57%	63% 55%	企画課
	56	特色ある学校づくりを展開する学校	全校実施	全校実施	継続	指導課
(13)学びの連続性を重視した教育の推進	(再掲)	市立稻毛高等学校・附属中学校における高校2年時の実用英語技能検定(英検) 2級の合格率				(31の再掲)
	57	高等学校が連携教育を行う大学数	6	9	10	市立千葉
	58	市立千葉高校における、単位制で選択科目が充実しており、授業や補習など教科指導が熱心に行われていると回答した生徒の割合【H23年度新規】	80% (H23)	90%	85%	市立千葉
	59	市立稻毛高校における、少人数学習やネイティブの授業等、コミュニケーション能力を高め、英語力の向上を図る授業を受けたり、様々な国際交流の体験をすることができた生徒の割合【H23年度新規】	79% (H23)	83%	85%	市立稻毛
	60	預かり保育を実施する幼稚園の割合	85.9%	94.6%	92.5%	保育支援課

VI 意欲と指導力のある教職員を確保・育成するとともに、教職員が職務に専念できる体制を整備する

基本施策	達成指標番号	達成指標	H20	H26実績	(H27)最終目標	担当所管
(14)信頼される教職員の確保	61	教員採用選考において、インターンシップ研修生が本市を受験する率	77%	92%	95%	教職員課
	62	免許外教科担任の許可申請件数	50件	47件	53件	教職員課
(15)教職員の資質・指導力の向上	63	基本研修受講者の満足度	80%	96%	90%	教育センター
	64	全教職員に対する専門研修受講者の割合	94%	100%	100%	教育センター
	65	現場研修員、長期研修生、海外派遣研修の研究・研修成果の発表	全研修員による実施	全研修員による実施	継続	指導課
	66	研究指定校の報告会参加人数	1,264人	695人	1,700人	指導課
	67	教職員教育研究発表会の応募教科・領域等の割合	54%	79%	80%	教育センター
	68	出前講座等により研究成果を校内研究で取り上げる学校の割合	16%	41%	42%	教育センター
	69	教育研究奨励賞受賞者累計数	994人	1,144人	1,169人	指導課
	70	学校管理訪問の年間実施学校数の割合	全校の3分の1実施	全校の3分の1実施	継続	教職員課
(16)教職員への支援体制の充実	71	NPO人材の活用小学校数	—	79校	90校	指導課
	72	〃 活用中学校数	—	23校	30校	指導課
	73	教員の校務用コンピュータ整備率	17.6%	87.4%	100%	教育センター
	74	教員の勤務負担への教育委員会の対応(勤務による負担が減少した感じる教員割合)【H23年度新規】	10.4% (H24)	16.9%	50%	教職員課
	75	学校問題解決支援体制の整備	—	整備	整備	
(17)教職員の人事管理の適正化	76	全市立学校長を対象とした目標申告に関する面接の実施	—	実施	継続	教職員課
	(再掲)	教育研究奨励賞受賞者累計数				(69の再掲)

Ⅶ 多様な教育的支援を充実させるための教育環境整備を一層進める

基本施策	達成指標番号	達成指標	H20	H26実績	(H27)最終目標	担当所管
(18)特別支援教育の推進	77	指導員配置により、学習の取り組み状況や生活面が改善した児童生徒の割合	70%	79%	85%	養護教育センター
	78	学校訪問相談員が訪問した学校数【H22年度新規】	70校(H22)	82校	依頼を受けた全学校に訪問	養護教育センター
	79	教育相談を受けるまでの時間数【H23年度新規】	20.5日(H23)	23.1日	14日	養護教育センター
	80	特別支援教育の研修講座の内容に対する受講者の満足度	97%	97%	97%	養護教育センター
	81	長柄ハッピーキャンプに参加した後、学校や家庭でよい変容がみられる児童生徒の割合	50%	71%	80%	養護教育センター
	82	高等特別支援学校の設置	—	開校作業種拡大	施設・教育内容の充実・整備	指導課
(19)不登校児童生徒への支援の充実	83	不登校児童のうち登校できるようになった小学生の割合	24.1%	43.1%	30%	指導課
	84	不登校生徒のうち登校できるようになった中学生の割合	29.2%	35.9%	35%	指導課
	85	適応指導教室での活動により学校復帰できた児童生徒の割合	62%	68%	75%	教育センター
	(再掲)	教育センターでのグループカウンセリング活動に参加した児童生徒のうち、学校復帰に向けた改善が図られ、教育相談指導教室に入級できた児童生徒の割合	(26の再掲)			
(20)国際化への対応	86	日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒で指導を受けている児童生徒の割合	98%	97%	同水準を維持	指導課
(21)教育の機会均等を図るための支援の充実	(再掲)	預かり保育を実施する幼稚園の割合	(60の再掲)			
	87	入学説明会等において就学援助制度に関する保護者への説明を実施する学校	全校で実施	全校で実施	継続	学事課
	88	不登校児童生徒がいる学校で「IT等を活用した学習」を申請している割合	—	37%	50%	教育センター

Ⅷ 学校・家庭・地域・行政が一体となって、子どもの成長をサポートする

基本施策	達成指標番号	達成指標	H20	H26実績	(H27)最終目標	担当所管
(22)学校・家庭・地域・行政の連携による取り組みの推進	89	学校関係者評価を実施している学校の割合	94%	100%	100%	学事課
	90	学校ホームページの定期的更新を実施している学校の割合	95.6%	100%	100%	教育センター
	(再掲)	NPO人材の活用小学校数	(71の再掲)			
	(再掲)	〃 活用中学校数	(72の再掲)			

2 策定経過

第2次学校教育推進計画の策定経過

年度	月	市民参加等	府内
平成 26	8月	意識調査（市民）	
	10月	意識調査（児童生徒・保護者・教員）	作業部会設置
	11月	市民意見聴取	
	12月		第1回策定本部会議（12/26）
	1月	意見交換会参加公募市民募集	
	3月		第2回策定本部会議（3/16）
平成 27	5月	第1回意見交換会（5/22）	
	7月	第2回意見交換会（7/9）	
	8月	第3回意見交換会（8/6）	
	9月		第3回策定本部会議（9/3） 教職員への意見募集（9/3～9/30）
	11月		政策会議（11/25）
	12月	パブリックコメント手続き（12/5～1/15）	
	1月		
	2月		第4回策定本部会議（2/8）
	3月		教育委員会会議（3/23）

1 第2次千葉市学校教育推進計画策定本部設置要綱

（設置）

第1条 第2次千葉市学校教育推進計画（以下「計画」という。）の策定及び変更に関し、必要な審議を行うため、第2次千葉市学校教育推進計画策定本部（以下「策定本部」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 策定本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び変更に必要な事項を審議すること。
- (2) その他計画の策定及び変更に関し必要な事項。

（策定本部）

第3条 策定本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 策定本部に本部長を置き、教育長をもってこれに充てる。
- 3 本部長は、会務を総理し、策定本部を代表する。
- 4 本部長は、策定本部の会議を招集し、その議長となる。
- 5 策定本部に副本部長を置き、教育次長の職にある者をもってこれに充てる。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 策定本部の円滑な運営を図るため、策定本部に幹事会を置く。

(幹事会)

- 第4条 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 2 幹事会に幹事長を置き、教育総務部長の職にある者をもってこれに充てる。
 - 3 幹事長は、幹事会の会議を主宰する。
 - 4 幹事会に副幹事長を置き、学校教育部長の職にある者をもってこれに充てる。
 - 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 6 幹事会は、計画に関する具体的な事項を検討し、調整した結果を本部長に報告する。
 - 7 幹事長は、必要に応じ作業部会を置くことができる。

(資料の提出等)

第5条 本部長及び幹事長は、それぞれの会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定本部の庶務は、教育総務部企画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（策定本部）

教育長	総務部長
教育次長	総合政策部長
教育総務部長	財政部長
学校教育部長	こども未来部長
生涯学習部長	

別表第2（幹事会）

教育総務部長	小学校長会長
学校教育部長	中学校長会長
教育総務部総務課長	千葉高等学校長
教育総務部学校施設課長	稻毛高等学校長
学校教育部学事課長	
学校教育部教職員課長	総務部総務課長
学校教育部県費移譲課長	総合政策部政策企画課長
学校教育部指導課長	財政部資金課長
学校教育部保健体育課長	こども未来部こども企画課長
学校教育部教育センター所長	こども未来部健全育成課長
学校教育部養護教育センター所長	教育総務部企画課長
生涯学習部生涯学習振興課長	
生涯学習部文化財課長	
中央図書館長	

2 市民参加

学校・家庭・地域・行政の四者が共有・協働することのできる計画とするため、市民をはじめ多くの方々に、様々なかたちで計画の策定にご参加いただきました。

(調査結果や意見の概要は、教育委員会ホームページ等で公開しています。)

1 意識調査

(1) 概要

計画策定にあたり、学校教育に関する基本的な意識・実態等の把握を目的に、意識調査を実施しました。

(2) 実施状況

ア インターネットモニター調査

・実施時期 平成26年8月1日～7日

・調査対象 市民（平成26年8月1日現在で市のインターネットモニター登録者）

対象者数	回答者数	回答率
4,012人	1,041人	25.9%

イ マークシート方式調査

・実施時期 平成26年10月

区分	調査の対象		回答者数
小学生	対象校	各区から対象校3校を無作為抽出（全18校）	410
	対象者	第5学年から1クラスを無作為抽出	
中学生	対象校	各区から対象校3校を無作為抽出（全18校）	548
	対象者	第2学年から1クラスを無作為抽出	
高校生	対象校	市立千葉高等学校・稻毛高等学校	234
	対象者	第1～3学年から各1クラスを無作為抽出	
保護者	対象校	小・中学生調査の対象校（全36校）	908
	対象者	小・中学生調査の対象児童生徒の保護者	
教員	対象校	小・中学生調査の対象校から各区1校を抽出+稻毛高等学校（全13校）	368
	対象者	対象校の教員	

2 市民意見聴取

(1) 概要

学校教育に関する課題や今後の教育施策に対する提案について、保護者や地域の方々からインタビュー形式で意見を伺いました。

(2) 実施状況

実施時期 平成26年10月～11月

区	保護者	地域代表
中央区	鶴沢小学校	星久喜・椿森地区
花見川区	幕張本郷中学校	幕張本郷地区
稲毛区	稲毛小学校	小中台地区
若葉区	若松中学校	若松地区
緑区	越智小学校	おゆみ野地区
美浜区	幸町第二中学校	磯辺地区

3 意見交換会

(1) 概要

計画策定にあたり、有識者や公募市民から多様な意見をいただき計画に反映させるために、意見交換会を開催しました。

(2) 実施状況

実施時期 平成27年5月～8月

区分	開催日	内容
第1回	5月22日	現状と課題、計画の骨子案について
第2回	7月9日	第2次学校教育推進計画（原案）について
第3回	8月6日	第2次学校教育推進計画（原案）について

(3) 参加者名簿（五十音順、敬称略）

氏名	役職等（当時）
安達 智子	イオン株式会社グループ人材育成部長
天笠 茂	千葉大学教育学部教授
栗野 俊昭	公募市民
岩切 裕	淑徳大学総合福祉学部教授
岩沼 静枝	岩沼産業株式会社役員、千葉県公安委員会委員
斎藤 克信	千葉市PTA連絡協議会代表
清水 昌子	公募市民
鈴木 由美	聖徳大学児童学部教授
長岡 正明	千葉市町内自治会連絡協議会代表
中村 真人	千葉市学校保健会代表
日暮 規夫	千葉市青少年育成委員会代表
宮木 昇	神田外語大学外国語学部特任教授
頼本 維樹	国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター長

4 パブリックコメント手続

(1) 概要

第2次学校教育推進計画（案）について、同様に本市の教育の基本指針となる、第5次生涯学習推進計画（案）と合わせて、パブリックコメント手続による市民意見募集を実施しました。

(2) 実施状況

- ・募集期間 平成27年12月15日～平成28年1月15日
- ・意見の状況 47件（10人）

区分	件数	小計
序章	1件	1件
第1章 第2次学校教育推進計画	6件	24件
	18件	
第2章 第5次生涯学習推進計画	1件	22件
	21件	
合 計	47件	47件

3 用語解説 (50 音順)

あ行

I C T (P13、他)

情報通信技術のこと。

Information and Communication Technology の略。IT (Information Technology) とほぼ同義だが、ネットワーク通信による情報や知識の共有を念頭に置いた表現。

アクティブ・ラーニング (P37)

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。

e ラーニング (P69)

パソコンやコンピュータネットワークなどを利用して教育を行うこと。学習者は、時間的、空間的制約を越えて、インターネット上で教材等を取得しながら学習する。

生きる力 (P14、他)

いかに社会が変化しようと、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」から成る力。

インクルーシブ教育システム (P30、他)

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組み。

L D 等通級指導教室 (P30)

LD、ADHD、アスペルガー症候群等の高機能自閉症の児童生徒（具体的には通常の学級に在籍しており、全般的な知的発達に遅れはないが、発

達障害の診断を受けている、あるいは、その疑いのある児童生徒のうち、通常の学級で学習上のつまずきや行動上の問題の改善・克服が著しく困難で、学校生活の広い範囲にわたり不適応状況が見られる児童生徒）を対象とした教室。

N P O (P37、他)

「Nonprofit Organization」の略で、民間非営利組織と訳すことができる。活動や活動地域にかかわらず、組織の性格を表す言葉。

英語活動 (P40)

外国の文化や生活習慣に触れたり、国際共通語である英語に慣れ親しんだりするなどの活動を行うこと。

O E C D 国際教員指導環境調査 (P29)

O E C D 国際教員指導環境調査 (TALIS : Teaching and Learning International Survey) は、学校の学習環境と教員の勤務環境に焦点を当てた国際調査。2008年に第1回調査が実施され（参加24カ国・地域、日本は不参加）、2013年に実施された第2回調査には日本を含む34か国・地域が参加した。

か行

課外活動 (P29)

放課後に学校で顧問の指導のもとに行われるスポーツ活動や文化活動のこと。

学習指導要領 (P17、他)

文部科学省が告示する教育課程の基準のこと。小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の各学校と各教科で実際に教えられる内容とその詳細について、学校教育法施行規則の規定に基づき定めている。

学力向上サポーター (P18)

児童生徒の算数・数学の基礎的・基本的な知識・技能等の定着を図るために学習支援者。

学級編制基準（P14、他）

公立義務教育諸学校において、都道府県の教育委員会が定めた学級を編制する際の基準。現在の千葉県の基準は、国の標準法に合わせ、小学校1年生は35人学級、その他の小学校中学校の学年は40人学級としている。

学校支援地域本部（P32、他）

児童生徒の健やかな成長、学校教育の充実発展、地域の教育力の向上及び地域コミュニティの活性化を図るため、保護者、地域住民、関係団体等が協力し、地域全体で学校を支援する組織。

また、学校支援地域本部等の活動をベースに、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から「総合化・ネットワーク化」を目指す新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展させていくことが必要であるとの平成27年12月21日中央教育審議会答申を受けて、地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方について、文部科学省で検討が進められている。

学校セーフティウォッチャー（P24、他）

児童生徒の登下校の安全を強化するために、登下校の時間帯を中心に見守り活動を行っていただく安全ボランティアのこと。

学校徴収金（P61）

児童生徒の学校教育活動を推進するために、個々にかかる公費（市費・県費による学校予算）以外の経費として学校が保護者から徴収する私費をいう。

学校図書館指導員（P18、他）

児童生徒の豊かな読書活動を推進したり、学校図書館の環境整備をしたりするために、全小・中学校に配置している指導員。

学校評議員制度（P63、他）

学校・家庭・地域が連携しながら地域に開かれた学校づくりを一層推進するため、校長の求めに応じ、個別もしくは学校評議員会で学校運営に関して意見を述べていただく制度。学校評議員は、保護者や地域住民、学識経験者等、校長が推薦し教育委員会が委嘱する。

市学力状況調査（P18、他）

児童生徒の学力を把握し、指導改善に活かすことで確かな学力を身に付けさせる目的で、小学校3・5年生及び中学校2年生全員を対象に実施している調査。（小学校：国・算・理・社、中学校：国・社・数・理・英及び意識調査を実施）

キャリア教育（P41、他）

「キャリア」という用語は、生涯にわたる経験、専門的技能を要する職業についている等、その解釈・意味付けは多様だが、「キャリア教育」という場合には、「生き方そのもの」という意味で使われる。「キャリア教育」は、自立した社会人・職業人となるための、より良い生き方を支援する教育である。

キャリア発達（P44）

子ども自身が自己のよさや可能性に気づき、それぞれが夢や希望を持ち、その実現に向けて努力する過程。

教育振興基本計画（P13、他）

教育基本法（平成18年法律第120号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画。

平成25年6月14日付けで、第2期の教育振興基本計画が閣議決定された。（対象期間：平成25年度～平成29年度）

共助（P52、他）

災害発生時及び事後などに、近隣の人々と互いに助け合うこと。

教職員ヘルシーシステム（P59）

精神疾患による教職員の長期休職を未然に防止し、さらにメンタルヘルス向上を図るために実施する専門医等による巡回訪問や面接などの取組みの総称。

教職大学院（P58）

学校教育が抱える複雑・多様化した諸課題に対応しうる高度な専門性等を備えた教員を養成することに特化した専門職大学院。

グローバル化 (P13、他)

活動や活動に伴う影響が、地域や国にとどまらず、世界的に広がること。

県運動能力証 (P51)

千葉県が小学校5・6年生児童及び中学、高等学校の全生徒を対象に8種目の運動検定を実施し、各記録が一定の水準に達する者に対して交付する合格証。

健康教育 (P49)

学校保健、学校安全、学校給食のそれぞれが、独自の機能を担いつつ、相互に連携しながら、児童生徒の心身の健康の保持増進を図るために必要な知識及び態度の習得に関する教育である。

言語活動 (P19、他)

言語の力を使って、子どもの思考力・判断力・表現力などをはぐくむことを目的に、国語をはじめ各教科等で取組む、記録、説明、批評、論述、討論などの学習活動。

現場研究員制度 (P59)

現場研究員として選考された教職員が、学校教育の課題解明と各校の研究推進者の資質向上を図るため、所属学校において研究に取り組む制度。

公会計化 (P61)

学校給食費を現在の学校ごとに徴収・管理する「私会計」から、市の歳入歳出予算として管理する「公会計」に移行すること。

公金・準公金 (P61)

「公金」とは法令に基づき市が管理する現金などで、「準公金」とは公金以外の、法令に基づかない現金であるが公金に準じて管理する現金のこと。本計画では学校が保護者負担経費として徴収し、公金に準じて管理するもの。

公助 (P52、他)

災害発生時及び事後などに、国や自治体が援助すること。

コミュニティスクール(学校運営協議会) (P63、他)

教育委員会から任命された保護者や地域住民の方々が、一定の権限を持って学校運営に参画する「地域とともににある学校」の仕組み。

教職員定数 (P14)

公立の小・中学校等に置くべき教職員の総数。

さ行**市運動能力検定 (P51)**

小学校5・6年生の児童を対象に、5つの運動種目について、千葉市独自の達成基準を設け、達成状況によりA級、B級、C級の合格証を交付する検定。

自己有用感 (P42)

人との関わりを通して、進んで協力できた、自分から働きかけができた、誰かの役に立つことができた、という集団の一員としての自信や誇りを獲得すること。

小規模校 (P27、他)

第2次千葉市学校適正配置実施方針では、小・中学校とも11学級以下の学校のこと。

小中一貫教育 (P27、他)

学びの連続性を重視し、小・中学校9年間の一貫したカリキュラムや指導方法の工夫等を通して、一人ひとりの個性や能力をより一層伸ばすことを目指した教育。

少人数指導教員 (P18)

きめ細やかな指導を通じた児童生徒の学力の向上を目的として、チームティーチングや習熟度別学習等を行うために配置されている教員。

情報活用能力 (P26、他)**A 情報活用の実践力**

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力。

B 情報の科学的な理解

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解。

C 情報社会に参画する態度

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度。

情報モラル教育 (P21、他)

情報社会を生き抜き、健全に発展させていく上で身に付けておくべき考え方や態度、及びネットワーク上で生じる様々な危険に的確に対処できる判断力等を養う教育。

食育 (P22、他)

食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として行われる教育。

スーパーグローバルハイスクール(SGH) (P40)

将来国際的に活躍するグローバル・リーダーの育成のために、文部科学省が社会課題に対する関心を高め、コミュニケーション能力、問題解決力等を身に付ける教育を重点的に行う高等学校を指定する制度のこと。

スーパーサイエンスハイスクール(SSH) (P41)

将来有為な科学技術系人材の育成のために、文部科学省が科学技術や理科・数学教育を重点的に行う高等学校を指定する制度のこと。

スーパーバイザー (P67)

スクールカウンセラーに対する適切な指導・援助や、学校における緊急時の対応、困難事例への助言・援助等を行う、臨床心理に関して高い専門性と豊富な経験を有する臨床心理士。

スクールカウンセラー (P21、他)

児童生徒の持つ様々な悩みの解消に向けて、学校内の相談室を中心に相談活動及び保護者や教職員に対する助言等を行う、臨床心理に関する専門的な知識・経験を有する臨床心理士等。

スクールソーシャルワーカー (P31、他)

児童生徒の問題行動等へ対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、関係機関等とのネットワークを活用するなど、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけて支援を行う専門家。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査 (P50)

全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、国、教育委員会・学校が子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することや学校が各児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的とした調査。平成20年度から小学校第5学年、中学校第2学年の児童生徒を対象とした8種目の実技調査と生活習慣等の質問紙調査や学校を対象とした質問紙調査を実施している。

専門研修 (P59)

教職員の資質力量の向上を目指し、自己啓発や職務遂行能力を身に付けるための希望制の研修。

全国学力・学習状況調査 (P18、他)

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的とした調査。平成19年度から小学校第6学年、中学校第3学年の児童生徒を対象として国語、算数・数学と、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査に分けて行われている。

蔵書率 (P43)

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として文部科学省の定めた「学校図書館図書標準」に対する、各学校図書館が所蔵している蔵書数の割合。

ソーシャルメディア (P21、他)

インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディアであり、代表的なものとして、ブログ、FacebookやTwitter等のSNS(ソーシャルネットワーキング

サービス)、YouTube やニコニコ動画等の動画共有サイト、LINE 等のメッセージングアプリがある。

た行

体力・運動能力調査 (P23、他)

国（文部科学省）において、児童期から高齢期における国民の体力・運動能力の現状を明らかにするため実施している8種目の体力・運動能力調査。

大規模校 (P27)

第2次千葉市学校適正配置実施方針では、小・中学校とも25学級以上の学校のこと。

確かな学力 (P13、他)

①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③学習意欲などの主体的に学習に取り組む態度。

地域教育力 (P38、他)

大人や異年齢の友人との交流を通じ、様々な体験を積み重ねることにより、子どもたちの情操や人間性をはぐくむ力・作用。

チーム学校 (P61、他)

教員が児童生徒と向き合える時間を確保するなど、指導力を発揮できる教育環境の整備を図るため、教員以外の専門性や経験を有する専門的スタッフを学校に配置したり、従来の業務を改善したりすることでそれぞれの専門性を連携して発揮し、学校組織全体が一つのチームとして力を発揮するという考え方。

中1ギャップ (P27)

児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、不登校等の問題行動につながっていく事態が生じること。

中高一貫教育 (P27、他)

中学校・高等学校6年間の一貫した教育課程や学習環境のもとで学ぶ機会を提供し、生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現を目指すもの。中等教育学校、併設型の中学校・高等学校、連携型の中学校・高等学校、の3つの実施形態がある。

超高齢社会 (P25)

一般に、高齢化率が21%を超える社会のこと。なお、高齢化率が7%を超える場合「高齢化社会」、14%を超える場合「高齢社会」と言われる。

適応指導教室 (P21、他)

不登校状態の児童生徒を対象に、一時的な居場所を確保するための施設であり、最終的には学校生活への復帰を支援することを目的にしている。市教育センターと連携して、人間関係や集団生活への適応を支援する。

トイレのドライ化 (P55)

モルタルやタイルで仕上げたトイレの床をビニル系床材とし、清掃方式を従来の水を流して清掃する方法から、固く絞ったモップなどで汚れを拭き取る方法へ変更すること。

読書活動 (P20、他)

児童生徒が楽しむために本を読んだり、読み聞かせを聞いたり、課題解決のために図書資料を活用したりする、読書に関わる主体的な活動で、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの。

特別支援学級 (P28、他)

障害に応じた教科指導や、障害に起因する困難の改善・克服のための指導を行う学級の設置形態のこと。

特別支援学校 (P15、他)

障害の重複化や多様化を踏まえた、障害種別にとらわれない学校の設置形態のこと。地域の特別支援教育のセンター的役割を担う。

特別支援教育 (P28、他)

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援教育指導員（P62、他）

通常の学級に在籍するA D H D児等のうち、学級での授業や活動に困難な状況にあり、緊急に対応が必要な児童生徒に対して、学級担任と協力して一人ひとりの教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、学校に一定期間配置する者。

特別支援教育介助員（P62、他）

特別支援学級又は通常の学級に在籍する常時介助が必要な児童の安全を確保するとともに、学級内の他の児童の学習保障及び担任教員の負担軽減のために、小学校に配置する者。

な行

日本語指導通級教室（P30、他）

千葉市立の中学校に在籍している日本語指導の必要な生徒に対して、日本語で授業に無理なく参加できる力を育成するために設置された施設。

認定こども園（P56）

幼稚園と保育所の機能や特性をあわせ持ち、幼児期の教育と保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援も行う施設。

は行

不登校児童生徒（P21、他）

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）。

ブラインド型避難訓練（P53）

災害の発生日時や場所等をあらかじめ教えないで行う避難訓練。

放課後子ども教室（P32、他）

小学校の施設を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な人々の参画を得て、様々な体験・交流活動などを実施するもの。

ま行

メンタルヘルス（P49、他）

心の健康。精神衛生。

よ行

幼保小連携・接続（P56）

幼稚園・保育所・認定こども園から小学校への接続が円滑に行われるようにするため、相互の交流、情報共有、教育内容の連携等を図ること。

[参考資料] 教育基本法

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんでいた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯

にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこととして行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。
(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずる

とともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。
(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
(幼児期の教育)

第十二条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。
(社会教育)

第十三条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十四条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十五条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十六条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十七条 教育は、不当な支配に服すことなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るために、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るために、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十八条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、教育の振

興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。



第2次千葉市学校教育推進計画
第5次千葉市生涯学習推進計画

平成28年3月発行